



ユンカー欧州委員長の下、成長を目指すEU

国際貿易投資研究所 欧州経済研究会編

2015年3月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

はじめに

欧州経済は、ユーロ危機をいったんは脱したものの、その後も低迷を続けている。2012年の実質 GDP 成長率は EU28 カ国でマイナス 0.5%、ユーロ圏 18 カ国ではマイナス 0.5% であり、2013 年でも同じく 0.0%、マイナス 0.5% となっている。2014 年はわずかながら上向くと予想されているが、ゼロに近い低成長が続く。失業率も 2013 年平均で、EU28 カ国で 10.9%、ユーロ圏 18 カ国で 12.0% と高止まりしている。ギリシャ 27.5%、スペイン 26.1% などが特に深刻である。

インフレ率も 1% を切る、低いまま推移しており、ECB が目標としている 2% にはとてもとどかないどころか、デフレ突入の危機さえ懸念されていた。ECB が米国、日本のような金融の量的拡大策をとるのかが注目されていた。

欧州を取り巻く政治情勢も悪化している。ロシアによるクリミアの編入、ウクライナ東部地域での紛争、いわゆる「イスラム国」の台頭、イスラム過激派による各地域でのテロ活動、EU 各国での左右過激派の反 EU 勢力の躍進など不安定要因が増大している。

2014 年 5 月には欧州議会選挙が行われ、また、バローゾに替わる新たな欧州委員長も選出されることとなっていた。欧州経済研究会では、欧州議会の選挙結果を踏まえ、新たに選出される新欧州委員長のもと、どのような成長戦略がとられるかなどに注目し、今年度の研究会活動を行った。ユンカー新委員長の選出、新たな成長戦略、主要国の経済動向と問題点、欧州の競争力、銀行の貸出動向などについて各委員から報告をいただいた。また、米欧の貿易投資連携協定、ウクライナ問題、欧州の主要産業の一つである自動車産業に関しても報告があった。

前倒しで実施されたギリシャの大統領選で与党が新大統領の選出に失敗し、憲法の規定により総選挙が実施され、緊縮政策の見直し、債務削減交渉を唱える急進左派連合が勝利、ギリシャ危機が再燃した。また、ECB の量的拡大策が開始され、ドルに対しユーロ安となり、各国の株価は上昇している。2015 年には主要国で総選挙が予定されており、とりわけ英国での結果次第では英国の EU 離脱の可能性も取りざたされている。今後とも EU の動向からは目が離せない。

本報告書が EU 等に関心を持たれる方々の参考になれば幸いである。

平成 27 年 3 月

欧州経済研究会事務局

要 旨

第 1 章 ユンカー欧州委員長の下、成長を目指す EU

2014 年 5 月に欧州議会選挙が 5 年ぶりにおこなわれ、欧州懐疑派のポピュリストが大量進出した。11 月に新ユンカー委員会が誕生し、ユーロ危機下に露呈した巨額の投資不足を解決すべく、新投資ファンドを設立する。欧州中央銀行（ECB）はデフレ懸念の高まりから、ドイツ、オランダ等の反対を押し切り、2015 年 1 月に量的緩和に踏み切った。

欧州経済の不調は続き、統合への遠心力は高まる。EU を引っ張ってきた仏独枢軸にもヒビが走り、フランスでは国家の空洞化が深まり、ドイツでは投資不足が露呈する。その根底には、ヨーロッパにおける南北格差の激化と移民問題の悪化、という構造問題が横たわっている。それが Grexit（希の EU 離脱）と Brexit（英の EU 離脱）として爆発する。

第 2 章 EU 産業競争力強化策と Horizon2020

これまで、EU では産業競争力の強化を目指した政策が度々実施されてきたが、その成果ははかばかしくない。2010 年以来、改めて中期経済戦略「欧州 2020」が実施されつつあるが、そのなかで重視されているのがイノベーション・ユニオンである。また、これを具体化するため、Horizon2020 と称される EU 研究開発計画が策定され、2014 年～2020 年までの研究開発・イノベーションの方向性を定めている。

これまでの研究開発計画が十分な効果をあげなかったことを踏まえ、この Horizon2020 は概ね体系的に設計されている。また、策定された計画・政策については、その進捗状況について、モニタリングあるいは評価するための指標が設定されている。その一方で、EU はわが国にも、科学技術協力を呼びかけている。果たして、この Horizon2020 が EU 産業競争力の強化に寄与するかどうか、注目されるところである。

第 3 章 ユーロ地域における銀行貸出

2014 年に入って ECB はマイナス金利や TLTRO の導入、ストレステストの公表などを実施し、ユーロ地域の銀行貸出を増やそうとしている。ユーロ地域では 2014 年に入って資金需要が上向いているが、主要 130 行のデータからはデレバレッジが進んでいることが読み取れた。実証分析から GDP や長期金利の低下ではなく、銀行自身の経営状況が貸出に関

係していることが分かり、ECB の金融政策では貸出増加を促すことは難しいことが分かった。

第 4 章 TTIP 交渉協議の経緯と主要な関心分野・争点

2013 年 6 月の米 EU 首脳協議で TTIP (環大西洋貿易投資連携、Transatlantic Trade and Investment Partnership) 交渉を開始することを正式決定、本年 2 月までに 8 回の交渉協議が終わり、各交渉分野で一定程度の進展がみられた。TTIP の最大の交渉目標は米 EU 間の規制・非関税障壁の撤廃あるいは軽減である。昨年 11 月発足した EU のユンカー欧州委員長率いる新執行部の優先的課題の一つに、米国、日本など先進国との FTA (自由貿易協定) 締結を掲げている。

TTIP による米 EU への経済・貿易面での効果は相当に大きいとの試算結果も出されている。また、国際貿易への波及効果も期待できる。米国、EU とともに本年内の早期合意をめざしているものの、交渉妥結のために越えるべきハードルは高く、とりわけ、オバマ米国大統領が米上下両議会で多数派を占める野党共和党から大統領貿易促進権限 (TPA) を取り付けられるかどうかにかかっている。

第 5 章 ウクライナ危機と EU の対ウクライナ経済関係

欧州連合 (EU) は 1998 年の東欧の体制転換以降、東への拡大を続け、現在もウクライナなど旧ソ連 6 カ国との間で更なる拡大を視野に入れた共同イニシアティブ「東方パートナーシップ」を立ち上げるなど関係強化を図っている。一方、6 カ国のなかでは人口、経済規模ともに最も大きいウクライナは、ロシアにとっても地政学的に重要な位置づけにある。

ウクライナでは 14 年 2 月の大規模デモにより親欧米政権が誕生した。これに対してロシアはウクライナの親欧米政権に対して、クリミアの編入、東部地域の親ロ派勢力への支援など軍事的な圧力を強め、これに対する欧米諸国の制裁措置、さらにはロシアの対抗措置の導入などで緊迫した状況が続いている。

こうしたなか、EU は総額 110 億ユーロの支援策の策定や連合協定による関税譲許などでウクライナ経済を支えようとしている。しかし、東部での軍事紛争の長期化により同国経済は 14 年にはマイナス 8% の大幅な景気後退に陥るものとみられ、当面ウクライナはデフォルトを回避するためのぎりぎりの経済運営を迫られることになるだろう。

第 6 章 欧州自動車産業の動向

欧州の自動車産業は、雇用者数、輸出額、国際競争力の強さなどからみて欧州の重要な産業の一つである。しかし、欧州域内の自動車市場はすでに成熟市場となっており、今後大きく成長することは期待できない。そのため欧州の各自動車メーカーは世界 1、2 の市場である中国、米国をめざし、しのぎを削っており、それに成功している企業の業績も向上している。ドイツ企業の強さは中国での高いシェアと高級車分野の成功による。

目 次

第 1 章 ユンカー欧州委員長の下、成長を目指す EU	1
はじめに	1
第 1 節 欧州議会選挙でポピュリストが躍進	2
第 2 節 新体制と投資プロジェクトの課題	5
1. ユンカー委員会の新機軸	5
2. 欧州戦略投資基金	8
第 3 節 フランスの国家空洞化	10
第 4 節 ドイツ経済の変調	13
第 5 節 EU 分解への遠心力	16
1. Grexit とユーロ圏南北格差	16
2. Brexit の高まりと移民の急増	18
第 2 章 EU 産業競争力強化策と Horizon2020	23
第 1 節 EU 産業の競争力低下	23
第 2 節 EU の科学技術政策	25
第 3 節 Horizon2020 の概略	28
第 4 節 Horizon2020 の評価	33
第 3 章 ユーロ地域における銀行貸出	35
第 1 節 はじめに	35
第 2 節 ECB の政策と銀行貸出	37
1. マイナス金利	38
2. TLTRO（ターゲット長期オペ）	40
3. 包括査定（Comprehensive Assessment）の公表	42
第 3 節 ユーロ地域における銀行の貸出動向	43
第 4 節 銀行貸出の増加要因	55
第 5 節 まとめ — ECB の政策は有効か —	57

第4章 TTIP 交渉協議の経緯と主要な関心分野・争点	61
第1節 TTIP は最大規模のメガ FTA	61
1. TTIP 交渉の背景	61
2. 最重要な貿易・投資パートナー	62
3. TTIP の経済・貿易拡大効果	63
第2節 TTIP 交渉協議の概要	66
1. 交渉協議の経緯	66
2. 広範な分野が交渉の対象	68
第3節 主要な関心分野・争点	70
1. EU 米双方のポジション	70
2. 分野別の交渉協議経過	72
第4節 今後の見通し	76
第5章 ウクライナ危機と EU の対ウクライナ経済関係	79
第1節 EU の東方への拡大とウクライナ	79
第2節 東西の狭間で揺れるウクライナ	80
第3節 停滞するウクライナ経済	84
1. 景気は 2012 年から低迷	84
2. 緩慢な経済改革の進展	87
第4節 連合協定でウクライナ経済をテコ入れ	89
1. 紆余曲折の末、連合協定に署名	89
2. 連合協定～政治条項と経済条項で構成	91
3. DCFTA～関税譲許などでウクライナを支援	91
第5節 綱渡りが続くウクライナ経済（まとめ）	94
第6章 欧州自動車産業の動向	97
第1節 欧州自動車産業の現況	97
第2節 欧州主要自動車企業の動向	102
第3節 ドイツ自動車メーカーの強さ	104

1. 中国市場での強さ.....	104
2. 高級車の競争力	105
3. 中欧との分業.....	106
第4節 次世代自動車.....	107

第1章 ユンカー欧州委員長の下、成長を目指す EU

法政大学名誉教授

長部 重康

はじめに

2014年5月、欧州議会選挙が5年振りに行われ、11月には、ルクセンブルク首相でユーロ圏グループ議長をつとめたユンカーが、バロゾに替わり新欧州委員長に就任した。

ユンカー新委員会誕生には、2つの意味がある。第1に、欧州統合の基本条約、リスボン条約が2009年に発効し、それを受けて初の委員会誕生となる。欧州議会の権限強化が実現し、欧州議会選挙で第1党になった欧州人民党（英保守党を除く、各国中道右派政党が結集）が、初の委員長指名権を行使した。だが英キャメロン首相はユンカーが過度の欧州統合派だとして強く反対した。第2党、欧州社会党（社会・民主進歩同盟）が支持して決着し、キャメロンは孤立した。人事のバーターとして、独社会民主党のシュルツが欧州議会議長の再選を勝ちとり、また欧州大統領（欧州理事会常任議長）には人民党の推すポーランド首相のトゥスク（市民プラットフォーム）が、外交代表（外交安全保障上級代表）には社会党要求のイタリア外相モゲリーニ（民主党）が決まった。トゥスクの選任は、初の東欧出身者からの主要ポスト（実権は乏しいにせよ）への抜擢であり、同時に筋金入りの対露強硬派を経験不足の女性外交代表と対にした点に意味がある。トゥスクにはさらに、迫りくる英のEU離脱（Brexit）への老獪な牽制が期待される。ポーランドでは国民の76%がユーロ参加に反対し、欧州懐疑派が猖獗を極めるイギリスと、事情が似ているからである。

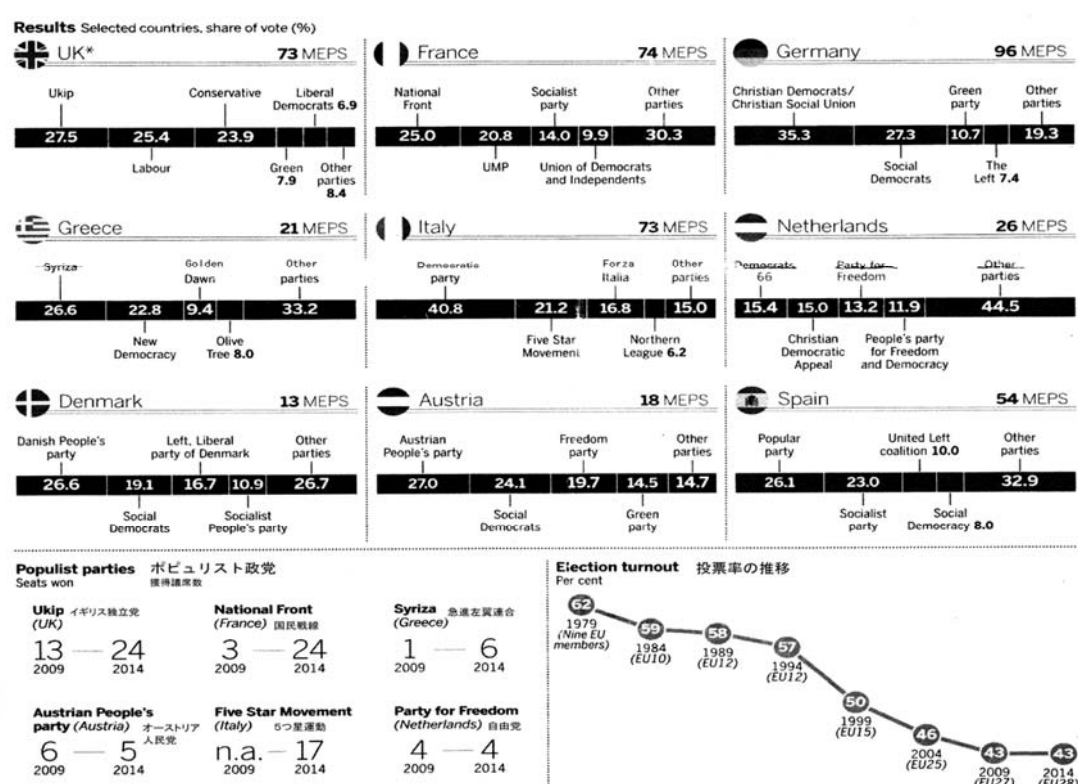
第2に、一応のユーロ危機終息を受けての委員会誕生となった。2009年、政権交代後のギリシャで、財政赤字の粉飾が発覚して始まったユーロ危機は、独仏やEUなどによる政策的過ちの積重ねで、予測を超えて5年間も続き、欧州市民は不況と緊縮財政の長期化に不満を募らせる。欧州議会選挙では、左右を問わず反EUのポピュリスト票が前回5年前の2割から、3割へと急増した¹。ポピュリストの挑戦を受けて出発したユンカー委員会は、統合の再始動への新たなモメンタム構築、という重い課題を背負わせられる。7月には、政策指針である「雇用、成長、公平、民主的変化のためのアジェンダ」を発表し、銀行同盟の遂行、資本市場同盟の創設での投資拡大、財政監視強化による経済通貨同盟の深化、デジタ

ル単一市場の推進、域内インフラ網の統合によるエネルギー同盟の設立など、優先課題を定めた。ユンカーはすでに 5 年の任期の間、EU のさらなる拡大は見送る方針を明らかにし、統合では拡大より深化に重点を置く。

第 1 節 欧州議会選挙でポピュリストが躍進

欧州議会選挙の投票率は、前回、ユーロ危機の真ただ中、2009 年に 43% の最低値を記録した。今回もそれが再現され、EU の正統性は揺らぐ。EU は毎年ユーロバロメーターで世論調査を実施しているが、「EU はプラス」と評価する市民の割合は、冷戦終結と東西ドイツの統合とが実現した 1990 年に 71% の最高値をつけた後、一貫して下がり続けた。金融危機前には 57% まで低下していたが、今日、さらに 10% も急降下した。左右を問わぬ欧州懐疑派（Eurosceptics）の急進ポピュリストは、EU への市民の関心の低さを逆手にとって支持を広げ、総議席数 571 の 2 割から 3 割へと拡大した（図 1-1、1-2）。

図 1-1 欧州議会選挙の結果（2014 年 5 月）



(出典) *Financial Times*, 27 May 2014

図 1-2 欧州議会の構成（国別・党派別）

党 派	(1) 欧州人民 党	(2) 進歩社会 民主同盟	(3) 欧州保守 改革	(4) 民主自由 同盟	(5) 欧州統一 左派	党 欧 (6) 州緑 の	直 欧 (7) 接民 主自由	(8) 無所 属	合 計
議席数	221	191	70	67	52	50	48	52	751
ベルギー	4	4	4	6	0	2	0	1	21
ブルガリア	7	4	2	4	0	0	0	0	17
チェコ	7	4	2	4	3	0	1	0	21
デンマーク	1	3	4	3	1	1	0	0	13
ドイツ	34	27	8	4	8	13	0	2	96
エストニア	1	1	0	3	0	1	0	0	6
アイルランド	4	1	1	1	4	0	0	0	11
ギリシャ	5	4	1	0	6	0	0	5	21
スペイン	17	14	0	8	11	4	0	0	54
フランス	20	13	0	7	4	6	1	23	74
クロアチア	5	2	1	2	0	1	0	0	11
イタリア	17	31	0	0	3	0	17	5	73
キプロス	2	2	0	0	2	0	0	0	6
ラトヴィア	4	1	1	0	0	1	1	0	8
リトアニア	2	2	1	3	0	1	2	0	11
ルクセンブルク	3	1	0	1	0	1	0	0	6
ハンガリー	12	4	0	0	2	2	0	3	21
マルタ	3	3	0	0	0	0	0	0	6
オランダ	5	3	2	7	3	2	0	4	26
オーストラリア	5	5	0	1	0	3	0	4	18
ポーランド	23	5	19	0	0	0	0	4	51
ポルトガル	7	8	0	2	4	0	0	0	21
ルーマニア	15	16	0	1	0	0	0	1	32
スロベニア	5	1	0	1	0	1	0	0	8
スロヴァキア	6	4	2	1	0	0	0	0	13
フィンランド	3	2	2	4	1	1	0	0	13
スウェーデン	4	6	0	3	1	4	2	0	20
イギリス	0	20	20	1	6	6	24	1	73

- 注 (1) European People's Party (PPE/EPP) : 独 CDU/CSU、伊 Forzra Italia、ポーランド市民プラットフォーム・農民党、仏 UMP、西人民党
- (2) Progressive Alliance Socialists & Democrats (S&D) : 伊民主党、独社民党、英労働党、西社会労働党、ルーマニア進歩連合、仏社会党
- (3) European Conservatives and Reformers (CRE/ECR) : 英保守党、ポーランドの法と正義、ポーランド第1党
- (4) Alliance of Liberals and Democrats for Europe (ALDE) : 西カタロニア結集・民主自由センター、仏中道連合、蘭自由民主人民党
- (5) European United Left/Nordic Green Left (GUE/NGL) : 仏共産党・左翼党、独左翼党 (LINKE)、西 Podemos、希 Syriza
- (6) Greens/European Free Alliance (Greens/EFA) : 仏、独緑の党、愛シンフェイン党
- (7) Europe of Freedom and Direct Democracy (EFDD) : 英独立党 (UKIP)、伊五つ星運動 (M5S)
- (8) non-attached : 党派結成条件を満たせぬ、ポピュリスト・地域の非公式会派で、ゼロ議席の党も参加 : MELD (自由・民主欧州運動)、フランスのための運動、伊北部同盟 ; EFA (欧州自由同盟)、スコットランド国民党 ; 欧州民主党 ; 自由欧州同盟、仏 FN、独怒れる市民、墺自由党、白フランドルの利益、スウェーデン民主党 ; AENM (欧州ナショナル運動) 英国民党 ; EUD (欧州民主同盟) ; EVPM (欧州キリスト教政治同盟)

(出典) www.europarl.europa.eu/elections2014-results/ 他

とりわけ極右・右翼ポピュリストの躍進が目覚ましく、議席の 1 割を抑えて欧州全体に不安が広がった。英仏 2 大国で突出しており、イギリスでは英独立党 (UKIP : United Kingdom Independent Party) が投票率 27.5% で第 1 党に躍り出て、議席を 13 から 24 へ

と倍増させた。2位は労働党で25.4%、与党の保守党に至っては23.9%と史上初の3位の屈辱に甘んじた。フランスでも国民戦線(FN: Front National)が25.0%でトップに立ち、議席数は3から24議席へ、驚愕の8倍増となった。英と同様、野党のUMP(民衆運動連合)が20.8%でFNを追い、与党社会党は14.0%と惨敗した。英に比べても酷い結果を晒したフランスを前に、『ファイナンシャル・タイムズ』は、「主流政党が指導力を欠いた例は、ヨーロッパで他にない」と酷評した²。

仏、英以外に、ポピュリストが第1党に躍り出た国はデンマークとギリシャである。まずデンマークでは、反移民を掲げるデンマーク国民党が26.7%で13議席中4議席を獲得し、前回2009年より倍増した。政権党の社会民主党は19.1%で大きく後れ、議席数は4から3に減った。ギリシャでは極左、極右ともに票を伸ばした。2004年誕生で、緊縮策を激しく糾弾するSyriza(急進左派連合)が26.6%まで拡大した。前回は21.9%も上回り、全21議席中1から6へ膨張し。与党新民主主義党は22.8%でマイナス9.6%、議席数は8から5に落ちた。第3位はネオナチ政党の「黄金の夜明け」(XA)であり、9.4%、3議席を抑えた。

ポピュリストが選挙結果で2位につけたのは、ハンガリーとイタリアの2カ国である。ハンガリーでは、保守の与党が51.5%と圧勝し、全議席数21中12を獲得した。第2位が14.7%で3議席(2009年と変わらず)のJobbik(ヨビック、より良きハンガリーのための運動)である。イタリアでは39歳の若き新首相、レンツィへの高い期待から与党民主党が地滑りの勝利を収め、40.9%、全議席73名中31を獲得した。前回の26.1%、21名を大きく凌駕し、ハンガリーやドイツとともに、与党圧勝の例外的な国となった。だが独とは異なり、野党第1党のベルルスコーニ率いるForza Italia(フォルツァ・イタリア、頑張れイタリア)が16.8%と振るわずに3位に陥落した(前回は「自由な人民」で35.3%、29議席)。替わって人気コメディアンでポピュリストのベッペ・グリッロが創設した「5つ星運動」(M5S)が21.2%を獲得して2位に躍り出て、議席数はゼロから17へと急進した。発展、水資源、持続可能な交通、環境保護、インターネット社会擁護の5の星を掲げ、EU離脱を主張する。他方、反移民、分離主義の「北部同盟」が4位で15.0%、5議席、(前回10.2%、9議席)を挙げ、ポピュリスト政党合計で36%を超え、比重は仏、英より大幅に高まる。

左右の主流派政党が先行し、ポピュリストが3位に止まった国は、オーストリアとオランダ、それに左翼連合進出のスペインである。オーストリア自由党は19.7%(2009年より7%増)で18名中4議席を獲得した。オランダでは、ヘルト・ヴィルダースが2006年に結成した自由党が13.2%を占めたが、前回の17%をかなり減らした。議員数でも26名中5

名から4名の1名減となった。スペインでは主流派の人民党（保守）と社会民主労働党とがそれぞれ26.1%、23.0%を得て、獲得議員数は全54名中、16議席と14議席となった。前回は24名、23名であったため、伝統的2大政党の劇的な後退が露わになり、左派小政党の躍進が鮮明になった。第3位の統一左翼連合は環境派、共産党などの連合体であり、10.0%、6名（前回は2名）を獲得した。第4位のPodemos（ポデモス、我々は可能だ）も左派系であり、選挙直前の3月にギリシャの急進左翼連合Syrizaに触発され、35歳の政治学教授が「参加民主主義」を掲げて、反緊縮策の「怒りの市民」の結集をはかった。8.0%、5名を得たがSyrizaの大勝とは比較にならず、敗北を認めざるを得なかった。だがその後、人気は急上昇し、2015年12月の総選挙で大勝の可能性が出てきて、欧州政界に緊張が走る。注目すべきは極右勢力の進出がみられなかった事実であり、国民の間にフランコへの嫌悪感が如何に高いかがわかる。

最後にドイツをみておこう。2大政党、CDU/CSU（キリスト教民主同盟・社会同盟）とSPD（社会民主党）とが、それぞれ35.3%で96議席中34名、27.3%で27名となった。2009年にはそれぞれ30.7%、34名、20.8%、23名であった。欧州懐疑派の「ドイツのための選択肢」（AfD）は7.4%、96中7議席に抑え込んだ。メルケル首相がユーロ危機への対応で南欧諸国に緊縮策導入を強く迫ったこと、また独経済の一人勝ちがそれを可能にしたこと、が高い評価を受けたためである。

第2節 新体制と投資プロジェクトの課題

1. ユンカー委員会の新機軸

ユンカー委員長は出発に当たって、まずは制度的欠陥の改善を試みた。委員会業務は域内28カ国が1名ずつ出す委員による分担だが、EUの行政機能は各国政府と比べ限定される。市場統合、競争政策、貿易、エネルギー、環境等に限られ、これらの職務を多数の委員で分担するため、過度の権限分散と非効率とが避けられない。このためユンカーは、主席副委員長（ガバナンス、EU機関、法の支配、基本権憲章）の他に、戦略5分野を担当する5名の副委員長（予算・人材、デジタル単一市場、エネルギー同盟、ユーロ・社会対話、雇用・成長・投資・競争力担当）を置いたが、モグリーニ上級外交代表も副委員長となる。

つぎに重点政策だが、以下の4点が決まった。すなわち、①エネルギー安保：対露依存の

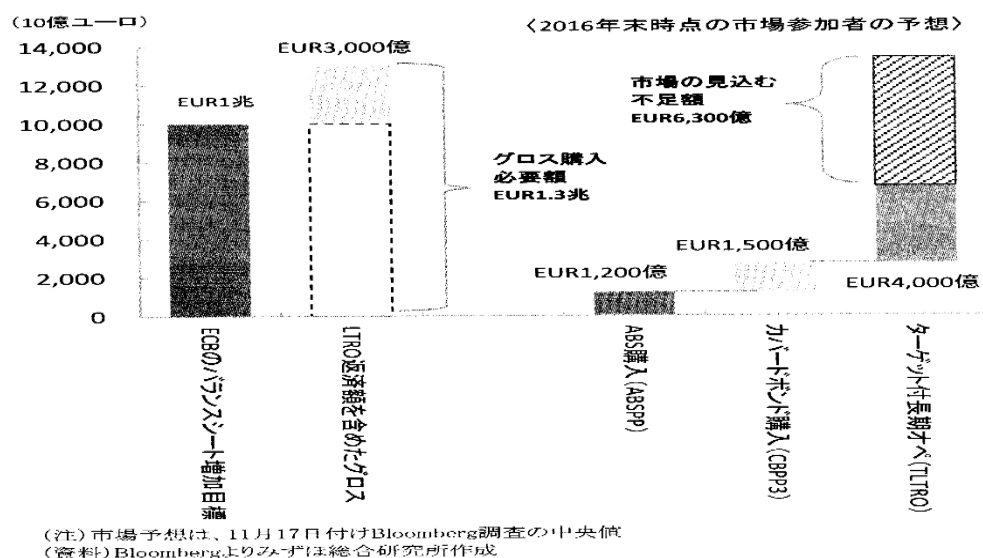
是正のために、エネルギー供給網の国境横断接続を強化。②成長引上げ：とくにサービスの単一市場とデジタル経済の促進。③自由貿易協定の拡大：アメリカ、日本、中国、インドなどを重視。通商担当委員はベルギー出身のドヒュフト替わって、これまで内務担当であったスウェーデン女性、セシリア・マルムストレーム（Malmström）になるが、ISDS（投資家対国家紛争処理）の権限は副委員長に移管された。ドイツの強い反対への配慮とみられる。

④Brexite（英の EU 離脱）阻止：不満解消のための EU 改革の推進。EU への各国負担金について、新計算方法によれば英負担が 210 億ユーロ増える事実をキャメロンが「発見」したが、これへの対応が迫られる。彼は、後述のように、選挙対策上、厳しい移民制限措置の導入に踏み切り、メルケル独首相からの激しく反発をかった³。

長期的課題の検討には時間かかるが、委員会が具体化を急ぐ唯一のターゲットは、EU 規模での投資計画である。現在 EU は、失業、成長減速、デフレ懸念に苦しむが、早急な不安解消が迫られる。出発点は、金融危機とユーロ危機で、EU 投資が大幅に落ち込んでしまった事実にある。2007 年から 13 年の 6 年間に、4,300 億ユーロ（約 58 兆円）の巨額投資減退が生じ、周辺国の GIIPS（希、伊、愛、葡、西）で顕著になった。

このトレンドの転換を目指して、すでに ECB は実態経済へのチープマネー注入に動き、政策金利の引下げを続けてきた。主要オペ金利は 2014 年 6 月に 0.15%へ、9 月には 0.05%の史上最低にまで引き下げた。だがインフレ率は 12 月に 0.4%から 0.3%へと低下し、2%の目標からはますます遠ざかり、デフレ懸念が高まった。ECB はすでに金融緩和措置として、「ターゲット型長期資金供給オペ」(TLTRO: Targeted Long Term Refinance Operation) を 9 月と 12 月に実施したが、2 回とも入札は不調に終わった。ECB は供給可能総額を 4,000 億ユーロとした、実際の入札額は 2 回でその半分、合計で 2,124 億ユーロに止まった。ECB は 2012 年 3 月時点と同規模のバランスシート額、3 兆ユーロへの回復を目指す。現在は大きく下回り、2 兆ユーロ超えに留まる。10 月には投資家にチープマネーを供給すべく資産担保証券（ABS）やカバードボンドの購入を開始した。2014 年 11 月時点の市場参加者の予想（図 1-3）と比較して、TLTRO の入札実績が半分程度に止まり、不足額は 8,000 億ユーロに拡大した。

図 1-3 市場による ECB のバランスシート拡充イメージ



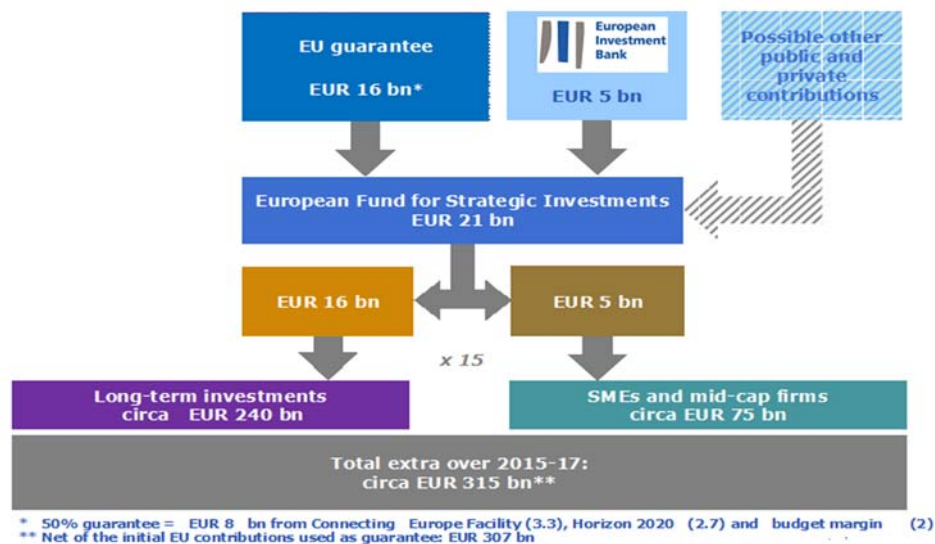
出典：『みずほ欧州経済情報』2014年11月号

ドラギ総裁は、すでに政策理事会の決定には全員一致を必要としない旨、明言していたが、2015年1月22日の理事会で、ドイツの反対を押し切って、ユーロ圏国債の購入を含む量的緩和に踏み込む決定を下した。ただし独、蘭などの懸念を抑えるために、南欧国債の買入れには改革プログラムを条件に付し、ジャンク・レート債が値崩れすれば当該中銀へ責任を求める方向で対応したい。これには、通貨同盟の連帯責任が有名無実化するとの批判も強い。また2015年1月に欧州司法裁判所法務官が OMT（無制限国債買入れのアウトライイト金融取引）を合法と判断した。これは法務官の司法裁に対する意見陳述であり正式な判決ではないものの、ECB の背中を押した。OMT とは 2013 年秋に、ユーロ危機爆発を阻止すべく ECB が導入を決めたものだが、発動を待たず、アナウンス効果のみでユーロ危機は沈静化した。ドイツでは OMT に反発して違憲訴訟が提起され、2014年2月、独憲法裁判所が管轄権は欧州司法裁判所にありと決定した。欧州司法裁判所の管轄権判断は、これを受けての結果であった。ともあれ ECB は 3 月から買入れを開始して、当面、来年 9 月まで続ける。ユーロ建て資産を毎月 600 億ユーロ（約 9 兆円）ずつ買入れるが、国債が 450 億ユーロ、国際機関債が 50 億ユーロ、資産担保証券が 100 億ユーロと配分される。2%のインフレ率達成までの事実上、無期限の量的緩和となる。

2. 欧州戦略投資基金

ECB はデフレ阻止では、金融政策のみに頼らずに、財政出動にも配慮すべきと訴えた。ユンカー委員会はこれに応え、2014~17 年の 3 年間に総額 3,150 億ユーロ、EU の GDP の 0.8% に上る巨額な「欧州戦略投資基金」(EFSI : European Fund for Strategic Investment) を実施する。2014 年 12 月 EU サミットで合意が成り、2015 年半ばの開始が予定される。出発点は、すでにみた金融危機、ユーロ危機時の 6 年間で 4,300 億ユーロの巨額な投資減退にある。従来のインフラ向け公共投資とは異なった、あらたなスキームでの投資基金となる。資金源は債務にたよらず、EU の構造政策予算からの 160 億ユーロと欧州投資銀行 (EIB) からの融資 50 億ユーロの、合わせて 210 億ユーロを用意する。これを呼び水に金融エンジニアリングを駆使して域内の官民から広く参加を募り、合計 3,050 億ユーロをかき集める。15 倍ものレバレッジ (テコ) を効かせるためには、融資保証がカギとなり、そのためには EU、EIB の専門家による金融手段とリスク管理とに関する手厚いサポート (投資顧問ハブ) を整備する (図 1-4)。

図 1-4 欧州戦略投資基金 European Fund for Strategic Investment



出典 : European Commission (2014) An Investment Plan for Europe.

こうした「レバレッジ化」は、EU には 2 度の歴史がある。第 1 回は 2010 年に 3 年の期間限定で発足した、「欧州金融安全ファシリティ」(EFSF) である。4,400 億ユーロの債

券発行（域内国が債務保証）を原資に、1兆ユーロを集めようとしたが実現せず、2013年には恒久機関、「欧州安定メカニズム」（ESM）に移行した。第2回はユーロ危機が猛威を振う2012年に、仏大統領オランド提唱に成る「成長・雇用協定」（Compact for Growth & Jobs）であり、1,200億ユーロが投じられ⁴。EIBの600億ユーロ融資と、EU構造基金の550億ユーロ、民間インフラプロジェクト債の45億ユーロなどを原資として、レバレッジ効果発揮で1,800億ユーロの投資を期待したが、これも結局、立ち消えとなった。

欧州投資銀行（EIB）は世界銀行以上の巨額な融資実績を誇り、その卓抜する信用度ゆえに、政府や公益事業体よりずっと安価な資金調達が可能である。だがそれが強迫観念となり、EIBは南欧諸国へのリスク投資でトリプルAを失うことを極度に警戒する。国際機関の格付け引下げ例は、かつてない。2012年にEIBはリバリッジを6倍に抑えるべく、100億ユーロの増資を域内国に求めた。各国はよりリスクな融資拡大への期待から、増資に応じた。今回、EIBによる500億ユーロの新規債発行に期待が膨れるが、EIBが投資案件に相変わらず慎重姿勢を崩さなければ、融資拡大は容易ではない。GIIPS諸国からの不満が急騰しよう。

これまでEIBが融資をためらったプロジェクトを含め、新たな長期インフラ投資として、EUはその拠出する160億ユーロをテコに、総額2,400億ユーロの注入を計画する。デジタルとエネルギーとを戦略部門に位置付け、輸送網の整備や環境の持続性保持にも注力し、教育やイノベーション、R&Dもターゲットに据える。EIB融資のうち50億ユーロは、中小・中堅企業向けの投資呼び水に位置づけられ、750億ユーロまで拡大が期待される。中小企業に対しては、イノベーションやR&Dの他、雇用拡大投資が重視される。優れた案件の発掘は困難であり、ホワイトエレファント（手に負えぬ厄介な事業）を抱え込む危険も懸念される。ドラギ総裁は「成功を確信する」と熱いエールを送るが、ビジネス界からは戦略性に欠けるとの批判も強い。

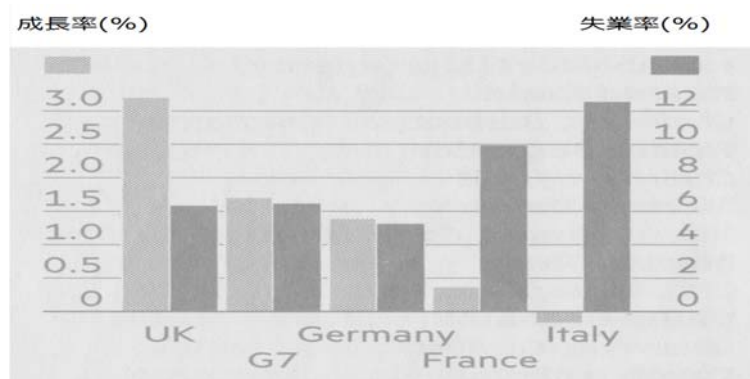
ドイツは2014年12月に、EU投資計画向けに合計58件での協力を表明した。さらに独自に、2016～18年の3年間で890億ユーロの大型投資計画を実施する旨、明らかにした。不遇な農村地帯での国内インターネット網の整備を中心にするが、公的資金を呼び水に、240億ユーロの民間投資の取り込みを狙う。また風力発電支援のために135億ユーロを、アウトバーン網の延長に100億ユーロを構想する。原資として、アウトバーンの有料化に踏み切る。ドイツは緊縮策強制に対する仏、伊、南欧からの不満をなだめ、米による積極財政への要求に応えようと投資を決断したが、規模があまりに小さい、との批判も強い。

第3節 フランスの国家空洞化

現在、アメリカでは成長が持続しているが、ユーロ圏では不調が止まらない。ユーロ危機は一応終息し、スペイン、アイルランド、ポルトガルは救済プログラムを卒業でき、ギリシャもそれを目指したが、2015年1月の総選挙で Syriza 政権が誕生し、Grexit（希の EU 離脱）の危機が迫った。イタリアは 2008 年以来、6 年間に 3 度目の景気後退に陥り、レンツィ首相断行の労働市場改革が一定の成果を挙げたものの、労働組合の抵抗は激しい。

フランスでも経済停滞が深刻化し、「欧州の病人」と呼ばれる。2012 年のオランド政権発足後、フランスは格付け会社大手 3 社による最上級格付けの全てを失ったが、さらに 2013 年 11 月、S&P 社がもう一段の格下げに踏み切った。成長率は 2014 年前半、停滞に転じ、第 3 四半期にやや持ち直したものの 0.3%に止まり、政府は 9 月半ばに 2014 年の予測を 1%から 0.4%へと引き下げた。高止まりする失業率は第 2 四半期の 10.1%が第 3 四半期には 10.4%に上昇した（図 1-5）。

図 1-5 欧州主要国の成長率と失業率（2014 年推計）



出典：IMF (Financial Times, 10 Nov. 2014)

とりわけ懸念されるのが財政赤字である。欧州委員会がフランスの赤字幅を GDP 比で 2014 年末に 4.4%、15 年 4.3%、16 年 4.1%と予測したが、前の予測値と比べごくわずかな改善にとどまった。域内国の義務とされる赤字幅 3%未満の達成は、すでに 2 度も延長され 2015 年を予定したが、フランス政府はさらに 2017 年まで大幅延長を求めた。大統領選挙の年にあたり、達成は困難視される。欧州委員会は 11 月に、フランスが 2015 年予算策定にあたって、経済改革への効果的な行動を採っていないと非難した。だが、サパン財務相

は、すでに 36 億ユーロの追加カットを終えてこれ以上の削減は不可能であり、歳出不足とされる 0.5%分は統計の不具合にする、と強く反発した。

ドイツの政、財界、メディアは、競争力引上げと財政スリム化へのフランスの努力が不十分だとして、非難を強めた。独出身の EU エネルギー担当副委員長でメルケル首相の僚友、オッティンガーは、フランスの改革努力を公然と嘲笑し、さらなる緊縮努力と経済自由化とを進めぬ限り、予算は認められないと公言した。異例なことに、メルケルが仏批判の合唱に加わり、3 月の欧州委員会裁定が出る前にフランスは追加改革をおこなうべきだ、と要求した⁵。仏労働組合 CFDT の書記長は「フランス政府はハンドルを失っている」と批判し、ミッテランの補佐官を務めた評論家のアタリは、より辛辣に「権力を欠いた空洞国家」と評した⁶。欧州委員会の裁定は、伸ばされた。

これまでずっとドゴール派と組んできた中道派のバイルが、2007 年の大統領選挙ではサルコジと決別して MoDem（民主運動）を設立して第 3 の道を目指し始め、2012 年の大統領選挙ではオランド支持を決断した。そのバイルが底なしのフランス経済の悪化を前にオランドを見限り、2014 年秋にはドイツ型の左右大連立による救国内閣の結成を呼び掛けるにいたった。2010～15 年に企業は 420 億ユーロの負担増を強いられた。12 月に数千人規模でパリとツールーズで中小企業総同盟（CGPMA）のデモが展開され、「もう沢山だ!」、「我々のビジネスを開放せよ!」の叫びがこだました。2000 年に週 35 時間労働制導入反対の時以来の、初の抗議行動であった。フランス経団連はデモへの動員は控えたものの、多くの集会やソーシャル・ネットワークを重ね、税制と労働法の簡素化を要求した。

2012 年 6 月に誕生したオランド政権は、一方でばら撒き政策を展開して各種手当の引上げ、教員等 6.5 万人の公務員増、社会住宅の建設などを進めるとした。サルコジがようやく実現した年金受給年齢の 62 歳への引上げを、一部 60 歳に戻してしまった。選挙中には「真の敵は金融界だ」と公言し、金持憎悪・企業敵視の「ジャコバン社会主義」を鮮明にした。2 年の時限立法ながら、75%という制裁的所得税（富裕税が加わり 85%）を高所得者へ導入した。キャピタルゲインへも 32 から 60%への増税（英 28%、独 26%）を決めたが、これに怒った若き起業家が、フェイスブックやツイッターを駆使して、自称「ピジョン（カモの意）の反乱」に立ち上がり、激しい政府糾弾を展開した。仏経団連会長は「我々は完全に窒息させられ恐怖に怯えている」と語り、さすがに共産党もオランド政権に反旗を翻し、結局、増税は葬られた。「ジャコバン社会主義」を嫌って、ロンドン、ブリュッセル、カリフォルニアへの若き経営者の頭脳流出が続く。学卒者の海外移住も 3 割近くに達した⁷。

フランス企業は倒産、工場閉鎖に追い込まれ、海外への移転を加速させる。ユーロ危機後の欧州市場間競争の激化が原因だが、経済愛国主義を強めた社会党政権は市場に背を向け、EU の競争政策への挑戦を強めた。戦略部門での外資買収を抑えるために、国家の認可を条件づけ、手厚い国家介入資金をひねり出すために BPI（公共投資銀行）を設立した。その司令塔が「脱グローバリゼーション」を叫ぶモントブール産業再生相であり、個別企業再編への派手な介入を繰り返した。2013 年末まで失業率低下を実現の公約は裏切られ、その後 14 年末には大統領支持率が第 5 共和政下の最低、13%にまで急降下した。

オランダも 2013 年に入り、ようやく労働市場改革に着手し、「柔軟・安定協定」が結ばれた。労働組合が雇用条件の柔軟化を認めるかわりに、企業が不況時に雇用保証を行うというもので、北欧や独、蘭で、最近では伊、西でも、すで実現していた改革である。さらに 14 年 3 月の地方選挙と 5 月の欧州議会選挙が近づき、オランダは「プロビネンスのサプライサイド政策」への転換を決断し、企業との「責任協約」(pacte de responsabilité) を発表した。2017 年までの 3 年間に政府は、一方で約 400 億ユーロの企業減税と企業負担の引下げ（社会保障・家族手当）を実施し、他方で 500 億ユーロの歳出カットを実現し、政府支出の規模を 14 年の GDP 比 57%から 17 年に 53%へと下げる。このポリシーミックスの規模は GDP 比 2.5%に達し、雇用創出の加速化と成長の実現を狙っている。政策転換をめぐり、連立相手の環境・緑の党（EELV）が反発して閣僚 2 名を引上げ、党内では社民路線を軽蔑する最左派が怒りを爆発させる。

この豹変もむなしく、3 月の市町村議会選挙で与党が大敗し、首相更迭と内閣改造に追い込まれた。51 歳の若く人気抜群のヴァルス内相が首相に抜擢されたが、彼は「富は再分配の前に、まずは稼がねばならぬ」とするブレア主義者をもって任じており、「フランスの左派は思い上がり浮世離れしているが、資本主義と市場経済に代わるものはない。社会主義は時代遅れで、党名から外すべきだ」との過激な主張を繰り返す。だが 5 月の欧州議会選挙においても与党は壊滅的敗北を免れず、党内左右の両翼から不満が噴出する。すでに 4 月の国民議会へヴァルスは 500 億ユーロの歳出カット法案を上程したが、与党から 41 議員が造反して棄権にまわり、僅差での可決となった。モントブールらの左派閣僚はヴァルスとオランダへの激しい批判を重ねていったが、オランダは突如 9 月末に、これら造反閣僚を追放した。後任の経済・デジタル相にはロスチャイルド系投資銀行出身で側近のマクロンを据えた。3 年近く続いたジャコバン社会主義に、ようやく終止符が打たれた。ヴァルスは、ブリュッセルのシンクタンク、「ブリューゲル」の前代表でエコノミストのジャン・ピザニフェリ

一などを戦略スタッフに抜擢し、欧州委員会が求める経済自由化推進に努める構えである。2015年2月半ばには、企業フレンドリーな法案パッケージの議会通過をはかるために、法案審議を飛ばして信任を求める、非常手段（憲法第39条3項）の採用を決断し、与党の造反を抑え込む。フランスでは左右を問わず政府が利益や富を嫌悪し、金持ち憎悪に走る。このため投資より消費が刺激され、企業・個人に増税が課され、過大な公共支出が続けられる⁸。オランダが遅まきながら決断したビジネス・フレンドリーの改革は容易ではない。

オランダ大統領は、2014年暮れには支持率急落で最不人気の大統領に陥落していた。だが1月初めに『シャルリー・エブド』編集部への連続テロ事件が勃発したが、オランダはそれを奇貨に果敢なテロとの闘いに邁進して、40%への奇跡の人気急回復を成し遂げた。ウクライナ危機の仲介や有志国連合での「イスラム国」への空爆など、国際舞台にも復帰でき、フランスの国家空洞化も修復されつつある。

第4節 ドイツ経済の変調

フランスの復活と相反する動きとして、2013年夏以降、ドイツ経済の減速が明確化した。ドイツはユーロ圏GDPの30%を占める欧州一の大国であり、これまで経済は一人勝ちを続けて盤石とみなされてきた。成長率の推移（図1-6）からわかるように、金融危機以後の2009年には、輸出が急落して成長率は5.6%のマイナス、という欧州最大の打撃をうけた。だがこの年の半ばに、予想を裏切りアジア向け輸出が急進した。翌年は大幅増で4.1%のV字型回復を果たし、2011年には3.6%と順調に推移した。その後はユーロ危機の深化で成長率は急減したものの、ようやく2014年以降上昇に転じた。2015年には1969年以来の初の財政黒字を実現する見込みであり、ドイツのファンダメンタルズは良好に見える。

図1-6 ドイツの成長率（2009~15）

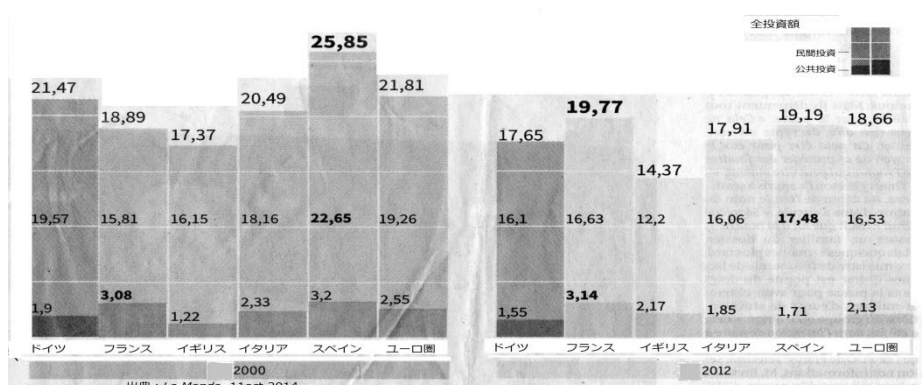


ミュンヘンの Ifo など独の 4 大経済研究所は 2014 年の 4 月に、2014 年、2015 年の景気予測を 1.8%、2%とみていた。しかしその後 10 月には、それぞれ 1.2%、1.3%へ大きく下方修正した。2014 年第 2 四半期に、ドイツの成長率はマイナス 0.2%に陥り、8 月には各種指標もマイナスに転じたためである。前年比で大きく落ち込み、工業製品需要が 5.7%、工業生産が 4%、需要が 5.7%、輸出が 5.8%とそれぞれ減少し、2009 年以来最大の落ち幅を記録した。

オランダ政権の誕生以来、フランスでは「国家の空洞化」が進み、統合の牽引役としてのドイツの責任が圧倒的に高まっている。それゆえドイツの変調が一過性の景気変動要因によるのか、あるいは構造的な転換を意味するのか、ヨーロッパは注視せざるをえない。ベルリンの DIW（ドイツ経済研究所）の所長、フラッチャーは「第 2 四半期のドイツの産出低下を、多くのものがウクライナ危機や暖冬などの一過性要因に求め、欧州最大の経済には基本的には弱点はないと見ている。それは誤りだ」と断言した。そして「失望させられるドイツのパフォーマンスとは、そのほとんどが、国内とユーロ圏での、構造的弱点のあらわれである」と結論した⁹。

今回の景気減速は、ドイツ企業の輸出環境の悪化が引き金になったのは確かであろう。2014 年初めより、ロシア、ウクライナ、トルコ、ブラジルなど新興国向け輸出が縮小した。だがドイツの輸出先は、仏、米、英、蘭、中の順であり、ユーロ圏が輸出市場の 4 割を占める。独の対欧輸出は、それゆえユーロ圏の景気低迷に加えて、仏、伊での政治的混乱に足を引っ張られた。とはいえフラッチャー指摘のように、独経済の不調は、輸出低下や需要不足を超えて、企業による設備投資不足という構造要因に求めなければなるまい。その投資不足は、民間部門に止まらず公共投資でもきわめて低い水準にある（図 1-7）。2012 年には英除き、仏、西、ユーロ圏平均を大きく下回り、伊にも追い越されてしまった。この驚愕の事実、2000 年と 2012 年のユーロ圏諸国の投資実績の比較から明らかになり、フランスが 0.88%とわずかながら投資を伸ばしたのとは逆に、ドイツは 3.82%の大幅減となった。背景にはドイツが抱える深刻な構造問題が横たわる。ハウスバンク依存で間接金融が支配的、新発証券市場の未発達、金融システムの健全性への疑念拡大、中小企業の信用不足、OECD 平均の 47%高という脱原発によるエネルギー価格の急騰、電力不足の深刻化など、脆弱要因が山積している。中長期的には他のユーロ圏諸国より少子高齢化が進み、年金膨張と移民への依存とが深まる。

図 1-7 ユーロ圏主要国の投資（2000 年と 2012 年、GDP 比）



IMF が 2014 年 10 月に、ドイツに対して「公共投資の拡大、とりわけ輸送インフラの改善・維持」を勧告し、ドイツにおける投資論争に火が付いた。4 大経済研究所は、「われわれはこれまで、ドイツにおける利子率の歴史的低下が投資を刺激しうると確信してきたが、それは誤っていた。過去数ヵ月来、ドイツの投資不足が解消されぬ事実がはっきりしてきた¹⁰」と、見通しの誤りを告白した。結論は「成長に寄与する潜在力ある分野への政府支出の拡大」である。フラッチャーは「均衡財政が経済的に最適解とは言えない」との爆弾発言を成し、あわてたガブリエル経済エネルギー相（SPD 総裁）は、「財政均衡は重要かつ正しい」と叫び、沈静化に乗り出した。フラッチャーは逆に、欧州主要国に対するドイツの交通インフラの遅れを取り戻すべく、年間 800 億ユーロの投資が必要だ、とし助言した。

企業の懸念材料として、他に、連立相手の SPD が 2015 年から優先政策として導入する、史上初の最低賃金制導入と 65 から 63 歳への一部定年制前倒しとがある。与党の CSU（キリスト教社会同盟）は、企業競争力の低下を招く、と強く中止を求めている。

ドイツの投資不足問題は、その後独仏関係に影を落とす。10 月に仏サパン財務相、マクロン経済産業・デジタル相がベルリンを訪れ、独ショイブレ財務相、ガブリエル経財相と会談し、フランスは 3 年間で 500 億ユーロの歳出カットを断行するが、ドイツはそれに見合う規模の投資を実施すべし、と強く迫った。独仏は財政に対するスタンスの相違を認めつつも、以下の 3 つの複雑な方程式の回答を迫られる。すなわち、①仏が財政規律違反でも、独は制裁金の課徴を求めない。オランダを一層追い詰めることになる。②フランスはこれ以上安定・成長協定を破らない。さもないとユーロ圏の信用が大きく傷つく。③成長刺激のための適切な方法を見いだす、の 3 点である。最後の方程式が、先にみたように、12 月のドイツ政府発表、国内投資計画といえる。

第5節 EU 分解への遠心力

欧州懐疑派の伸張でヨーロッパの国内政治は緊張の度を加え、統合逆行の遠心力が強まる。欧州統合の牽引役を務めてきた仏独枢軸には、フランスの国家空洞化に加えて、ドイツ経済の不調が重なり、ほころびが目立つ。その根底には、南北格差の激化と移民問題の深刻化という2つのEU内構造問題が横たわっており、それが Grexit (希のEU離脱) と Brexit (英のEU離脱) という形で、先鋭化する。

1. Grexit とユーロ圏南北格差

1月25日のギリシャの総選挙で、Syriza (急進左翼連合) 勝利し、チプラス連立政権が発足した。年金・俸給の引上げや解雇取消し、民営化停止などポピュリズムを振り撒き、緊縮財政に敵対する。ギリシャの失業率は26%、特に若者では50%に達し、GDPはピーク時より26%減、消費は40%減、と惨憺たる経済状態にあり市民の怒りは膨れ上がる。

新政権は債務削減の公約は取り下げたものの、2月末に期限を迎えるトロイカ (欧州委員会、IMF、ECB) による、2次にわたる1,720億ユーロ (約23.2兆円) の援助更新は求めない。前政権が約束した緊縮策と構造改革を免れるためである。EUから半年間のつなぎ融資を受け、その間に緊縮策の緩和を前提に、新たな支援条件を探り、無駄の削減や成長率連動債への振替などで乗り切りたい。オバマ大統領も世界経済の悪化を懸念し、EUに対して緊縮策の緩和を強く求めた。

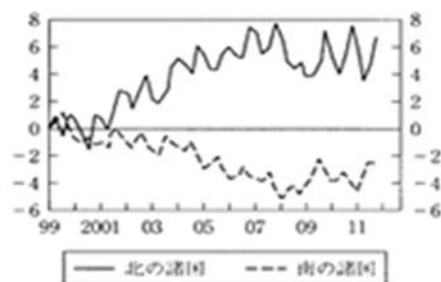
だが「支援の続行先は自助努力の国に限る」と釘をさしているドイツを先頭に、オランダ、フィンランドなど北の国に加え、次期総選挙を睨み国内の左派ポピュリスト台頭に不安を募らせるスペインとポルトガルとが率先し、強硬な姿勢を鮮明にした。EUは、反緊縮ポピュリズムが仏、伊にまで拡大することを強く懸念し、チプラス政権による瀬戸際作戦の脅しに怯まなかった。緊縮措置と構造改革との実行が前提だとし、支援計画の見直しは拒否した。昨2014年にはEU銀行同盟が成立しており、金融危機への対応は格段に充実した。1月22日にはECBが量的緩和を決断して金融市場は比較的安定しており、ユーロ安も限定的であり、ギリシャ経済も上向き始めた。他方ECBも、反緊縮への締め付けを強化した。ギリシャの銀行への直接融資は停止し、格付けの低い希国債を担保として容認する「特例」も撤廃した。選挙以降、ギリシャの銀行からは大幅な預金流失が続くが、手元資金枯渇の銀行には、緊急流動性支援 (ELA) という高利資金の援助枠引き上げて対応する。

ギリシャには巨額な債務返済期限が近づく。3月末には41億ユーロだが7～8月には100億ユーロに達する。そのうえ税収不足から、新たに第3次支援、378億ユーロが必要になる。資金手当に失敗すれば、ギリシャは即デフォルト（債務不履行）とユーロ離脱 Grexit とに追い込まれる。ギリシャとEU双方の我慢比べに、EU通告による2月20日の期限が迫った。結局、チプラス首相がチキンゲームでの敗北を認め、6ヵ月の支援延長を申請せざるを得なくなった。だがEUはこれを突っぱね、夏の巨額返済を迎える前までの、4ヵ月延長に止め、条件も厳しくした。ギリシャは飲まざるを得なかったが、このギリシャの全面ギブアップで Grexit の暗雲は当面遠のき、ギリシャの今後の対応も極めて厳しくなる。反緊縮の動きには、歯止めがかかった。

さて Ifo 経済研究所長のズィン教授は、緊急避難的に、ギリシャ、スペイン、イタリアなどの南欧諸国がユーロから一時離脱を決断しなければ、成長軌道への復帰は不可能だと説く。イタリアは、フランスとともに大国すぎてユーロ離脱が不可能だとしても、ポルトガルを含む南欧諸国は、「ユーロの罨」から脱却できれば、メリットが大きい。スペインは緊縮策断行のおかげで、6%の物価下落が実現して輸出が伸びた。だが確実な競争力回復には30%の価格引き下げが欠かせない。総じて南欧諸国は、北の国に対して20～30%の価格引き下げが必要である。ゴールドマン・サックスは、フランスでさえもユーロ圏平均より20%切下げが妥当とみる。ズィン教授は、破局的危機の回避のために、南欧諸国が一時的にユーロ離脱を決断するのが最善だと結論づける。2013年のキプロス危機では銀行取付け騒ぎが生じたが、規制を厳しくして資本逃避を最小限に抑え込めば、危険性は少ない。ユーロ離脱の「入院措置」のための必要条件を十分確保しつつ、失業抑制と構造改革とに全力で取り組むべきだ。通貨同盟は弱体化したものの、変動相場制にはない利点が多い。南欧諸国には、一時的なユーロ離脱後に、早急な復帰努力に努めようとする強いインセンティブが働くだろう¹¹。

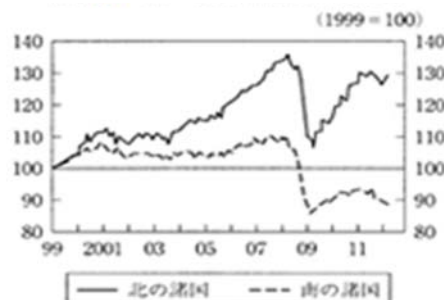
この南欧諸国が抱える脆弱性とは、ユーロ誕生によるEU南北格差の拡大によって生じた¹²。1999年のユーロ誕生をめざし、ヨーロッパでは域内の均質化が進み、南北間格差は縮まった。とくにGIIPS諸国（希、伊、愛、葡、西）が励んだ財政健全化努力のおかげといえる。ユーロ誕生が実現すると、為替リスクは消滅し、利子率は大幅に低下した。域内の国債利回りの収斂が実現して10年続いたが、この長期収斂の陰では、実はヨーロッパの南北問題、という構造的不均質性 heterogeneity が密かに進展し、矛盾を累積していた（図1-8、1-9）。

図 1-8 ユーロ圏南北の貿易収支 (GDP 比)



出典： Artus et al. (12), p. 34.

図 1-9 ユーロ圏南北の工業生産



出典： Artus et al. (12), p. 34.

単一通貨導入後、GIIPS には相対的な高金利に惹かれて、独、蘭、ベルギー、デンマークなどの北の国から、安価な資金が大量に流入した。南欧諸国では観光ブーム、消費ブーム、不動産バブルに沸き、地価、賃金、物価が高騰した。建設、不動産、サービス、観光、国内商業部門などが肥大化したが、これらの部門は不熟練労働に依存する「非貿易財部門」(nontradable sectors) である。熾烈な国際競争から遮断され、地価、賃金、物価の抑制や競争力強化へのインセンティブは働かない。結局 GIIPS 諸国では、製造業が劣化する「非工業化」(de-industrialization) に見舞われてしまった。

ユーロ導入は他方で、冷戦終焉後のメガコンペティションと呼応して、国際競争の激化をもたらした。激しい国際競争に直面するドイツを中心とする北の国では、熟練労働による比較優位財の「生産特化」specialization を加速させた。同時に労働市場や税制の激しい構造改革を迫られたため、これへの苦闘を通して競争力の大幅引上げに成功する。ユーロ誕生後、国債利回りが 10 年に及ぶ長期の収斂を達成していた間に、こうして南北間インバランスが急拡大して矛盾を深め、結局、ユーロ危機として爆発したのである。

2. Brexit の高まりと移民の急増

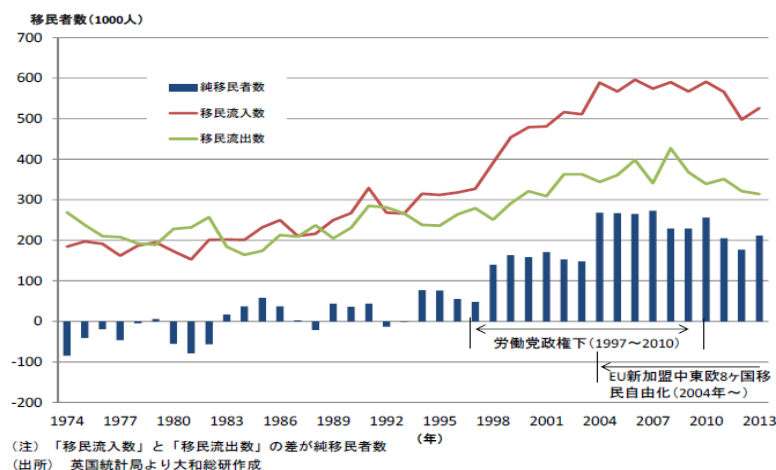
「ファラージュ現象」(Farage phenomenon) とまで呼ばれる、イギリスでの UKIP 躍進の原因はどこにあるのだろうか。党首ファラージュはマーストリヒト条約の締結を契機に保守党を脱退して 1994 年に UKIP を立ち上げ、1999 年以降、欧州議員として活躍した。カリスマ性に恵まれ、わかりやすい表現でずばりと本質を突き、党首討論では人気をさらう。Brexit を前面に掲げ、EU 域内での移動自由の拘束から解放されれば、移民規制に大ナタを振るえる、と訴える。UKIP 支持層は 1950 年代に郷愁を感じており、世論調査では、現状への悲観度では 80% と群を抜いて高い。保守党支持と労働党支持との 60% 弱と比べて、隔

絶している。出口調査による UKIP 票の出自は、保守からが 51%と半数に上り、ついで自民党から 17%、労働党からが 12%となる¹³。

イギリスは 2015 年 5 月に総選挙を迎える。キャメロン首相は保守票流出に歯止めをかけるべく、総選挙に勝利すれば、2017 年までに Brexit を問う、国民投票を実施すると約束した。国民投票には下院の議決を要するが、小選挙区制である。UKIP は地方支部を持たず、下院議席はない。だが欧州議会選挙での大勝を受けた UKIP は、2014 年 10 月と 11 月との 2 度の下院補欠選挙で、保守党から引き抜いた若手ホープを立て、まさかの連勝を果たした。英政界にショックが走ったが、5 月の総選挙では、ファラージュ党首自身も立候補する。

保守党を含め、イギリスでは欧州懐疑派がますます力を増してきた。主因は、1997 年から 2010 年に、労働党政権が犯した移民政策での誤りにある。1997 年の総選挙で地滑りの勝利を収めたブレア政権は、これまでの抑制的移民政策を転換し、門戸開放へと舵を切った。当時イギリスはスウェーデン、アイスランドと並んで好況に沸き、人手不足が深刻化していたためである。ブレアは、明確な政策スタンスの確立を怠って、なし崩しの規制緩和を重ねてしまった。2000 年には 30 年ぶりに、労働許可証の発給規定緩和と期間延長とに踏み切り、2002 年には高度技術プログラムの実施で、求人先確保なしでの移住を可能にした。2005 年には入管制度の簡素化とポイント制導入とを実施したが、2004 年に EU 東方拡大が実現し、東欧移民の増大が予想されたためである。だが規制の大幅柔軟化で、予想をはるかに超える移住者の急騰が生じ（図 1-10）、社会紛争頻発の事態となった¹⁴。東欧からの移住者数は、2004 年の 16.7 万人から 2012 年の 101.4 万人へと 6 倍強を数えた。最大の伸びはポーランド人であり、6.9 万人から 64.6 万人へと 10 倍近くになった。

図 1-10 イギリスの移民者数の推移（1974～2013 年）



移民急増で年金・医療などの社会給付が膨張する。とりわけルーマニア、ポーランド、ブルガリア出身者への給付が急増し、社会保障支出の抑制が不可避である¹⁵。総選挙が迫りキャメロン首相は、社会保障の「給付ツーリズム」(benefit tourism)を阻止し、貧しく教育の低い移民を締め出すべく、2014年11月に、厳しい移民制限措置の導入を決断した。6ヵ月以内に雇用先が見つからぬ移民の国外退去、在住4年未満の住民への社会保障の適応除外、配偶者の入国制限などである。メルケル首相は早速、メディアを通じてキャメロンへ警告を発し、労働者の域内自由移動というEU原則をスクラップにさせるより、イギリスにEUから出て行ってもらいたい、と言い切った¹⁶。

ユーロ圏経済の低迷とは対照的に、イギリス経済の好調は続く。成長率は3%を超え、失業率は5%へ低下した(図1-5参照)。だが金融危機の痛手は大きく、6年に及んだ緊縮策で国民の悲観意識は高まったものの、主要政党がこれに応えてくれない、との不満が鬱積している。キャメロンによる移民ストップの約束を信ずる者は、わずか11%に過ぎない。労働党党首ミリバントは、記者会見で移民問題に触れることはなく、後に「発言を忘れた」と言い訳した。その指導性に疑問符が突きつけられたが、2014年秋以には保守・労働が拮抗し、それをUKIPが追う展開になったが、3月初めの最新情報では、労働党34%、保守党32%、自民党8%、UKIP14%、緑5%などである¹⁷。だが2015年5月の総選挙で、UKIP、スコットランド国民党(SNP)、アルスター・ユニオニスト党(北アイルランド)、それにグリーンなどが小政党連合を組んで参戦する可能性があり、結果は予断を許さない。小党の支持率合計では、保守、労働の党支持率を超えうる可能性が高いからである¹⁸。

迫りくるBrexitに対して、投資銀行筋はシェリーの地位の低下と成長、雇用への悪影響を懸念する。だが少数派のヘッジファンドは、英のユーロ不参加時と同様、金融での高い専門能力ゆえに、離脱の影響は軽微にとどまると分析する。ビジネス界はむしろ、現在220万人に達するEU域内出身の熟練労働者の行方を心配する。今後大量帰国が生じれば、深刻な労働力不足に陥ってしまうからである。たとえ2017年の国民投票でBrexitが退けられたとしても、投資、雇用での大きな停滞は避けられまい、とモルガンスタンレー投資銀行は警告している。

結 び

狭い意味でのユーロ危機はようやく終息した。ECB による大胆な政策展開のおかげで、金融市場も安定してきた。だが欧州議会選挙で欧州懐疑派が躍進し、ヨーロッパ政治は危機を露呈させた。慢性化し構造化した欧州危機の根は深く、南北格差と移民問題での構造的インバランスが、Grexit と Brexit という形で先鋭化した。ユンカー新委員会の指導性と調整能力とに期待が集るが、その荷は重い。

欧州統合の牽引役、仏独枢軸にもヒビが走った。フランスは、「ジャコバン社会主義」の失敗で国家の空洞化が進んだが、連続テロ事件の勃発を奇貨として、オランダが反テロ攻勢に出て奇跡の復活を遂げることができた。だがドイツは、経済での一人勝ちで欧州統合の第 1 バイオリンを弾くが、急遽その構造的脆弱性が露呈された。投資や電力供給、インフラ、人口問題、移民などの戦略部門での脆弱性が否定できないからである。ヨーロッパの懸念は高まらざるを得ない（2015 年 3 月 4 日）。

参考文献

- ・長部重康（2013）「ユーロ危機からの脱出戦略」『経済志林』8 巻 3 号
- ・長部重康（2014）「ユーロ危機と EU の将来—発生、深化・拡大、救出」『日本 EU 学会年報』第 34 号
- ・長部重康（2015a）「欧州議会選挙と欧州ナショナル・ポピュリズムの躍進」『経済論纂』（中央大学）55 巻 5・6 合併号
- ・長部重康（2015b）「マリーヌ・ブルーの勝利」『日仏政治研究』第 9 号（近刊）
- ・長部重康（2015c）「2015 年—最大のリスクは欧州政治」『公明』4 月号
- ・長部他（2014）『現代ヨーロッパ経済—第 4 版』
- ・Artus, Patrick et Gravat, Isabelle (2012), *La Crise de l'Euro : Comprendre les causes, en sortir par les nouvelles institutions*, Armand Colin.
- ・European Commission (2014), An Investment Plan for Europe.
- ・Fratzscher, Marcel (2014), The German locomotive has become Europe's liability, in *Financial Times*, 27 Aug.
- ・Fressoz, Françoise (2014), « Une si longue crise », in *Le Monde*, 14 oct.
- ・Lemaire, Frédéric (2014), « Allemagne: le débat sur l'investissement relancé », in *Le Monde*, le 11 oct.

- Parker, George (2014), Westminster's malaise, in *Financial Times*, 10 Nov.
- Wolf, Martin (2014), The battle over public finances will define Britain, in *Financial Times*, 12 Dec.

¹ 長部 (2015a, b)

² *Financial Times*, 26 May 2014.

³ *Der Spiegel*, 50/2014 (8. Dez.)

⁴ 長部 (2013a)

⁵ *Die Welt*, 6. Dez. 2014

⁶ Fressoz (2014)

⁷ 長部他 (2014), pp. 279~281.

⁸ 長部他 (2014), p.280.

⁹ Fratzscher (2014)

¹⁰ Lemaître (2014)

¹¹ *Le Monde*, le 8 oct. 2014 ; *Le Point*, le 23 oct. 2014.

¹² 長部 (2014a), pp.118~121.

¹³ Parker (2014)

¹⁴ 厚生労働省 (2010), 第 3 章.

¹⁵ 菅野 (2014)

¹⁶ Parker (2014)

¹⁷ *Der Spiegel*, 45/2014 (3. Nov.) ; www.firenews.com/news-949873.hlm

¹⁸ Wolf (2014)

第2章 EU 産業競争力強化策と Horizon2020

摂南大学経済学部 教授

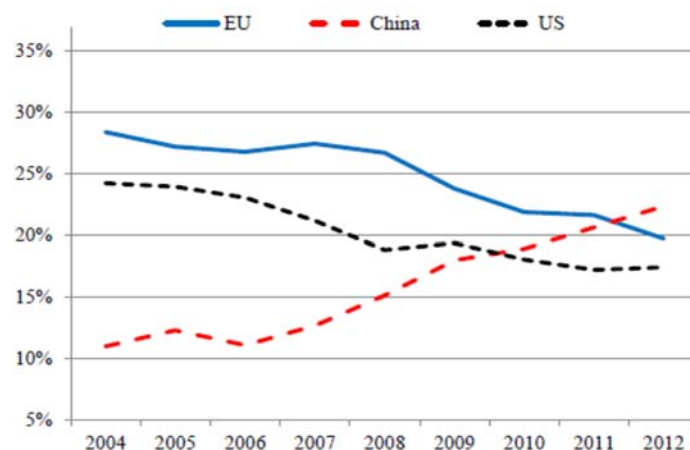
久保 広正

EU の産業競争力は低下を続けてきたことから、EU では様々な産業競争力強化策が実施されてきた。本稿では、こうした産業競争力強化策のなかでも重点が置かれている科学技術政策に焦点を当て、具体的な政策内容について論じたい。

第1節 EU 産業の競争力低下

まず、世界経済に占める EU 産業のポジションについて、みておこう。図 - 1 は、世界の工業品生産額に占める EU、中国および米国のシェア推移をみたものである。この図から読み取れるように、対象となる 2004 年から 2012 年にかけて、EU 製造業の世界シェアは傾向的に低下している。しばしば、EU 産業は長期的に衰退しつつあるとされてきたが、2000 年代に入っても同様の傾向が続いていたことになる。その一方、中国のシェアは着実に上昇している。

図 2-1 世界製造業生産額に占める EU、中国、米国のシェア



(出所) 欧州委員会, European Competitiveness Report 2014, pp.20

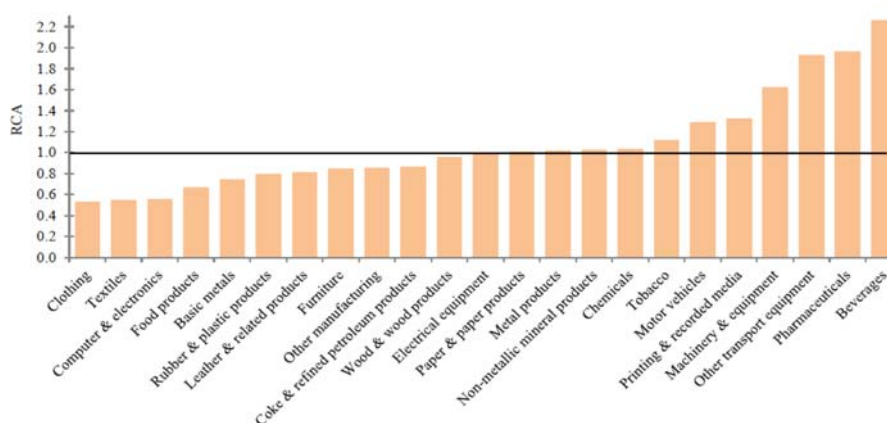
この背景を「顕示比較優位 (Revealed Comparative Advantage) 指数」により確認して

おきたい。ここで顕示比較優位指数とは、ある財について、当該国の輸出比率と世界の輸出比率を比較することにより、当該国の i 産業がどの程度まで比較優位を有するかを示すものであり、

$$(\text{A 国の i 財輸出額} / \text{A 国の輸出総額}) / (\text{世界の i 財輸出総額} / \text{世界の輸出総額})$$

で計算される。下の図によれば、EU 産業が比較優位を有するのは（すなわち、同指数が 1 以上であるのは）、23 セクターのうち、10 のみにしかすぎない。

図 2-2 EU 製造業の業種別顕示比較優位指数



(出所) 欧州委員会、European Competitiveness Report 2014, pp.25

また、同指数を日・米・EU について、4 つの産業分類、すなわち、ハイテク、ミディアム・ハイテク、ミディアム・ローテク、ローテクでみたところ、EU 産業が比較優位を有する分野は、ローテク分野であることを読み取ることができる。

表 2-1 技術水準別にみた顕示比較優位指数

	High Tech	Medium High Tech	Medium Low Tech	Low Tech
EU	0.85	1.14	0.89	1.01
日本	0.73	1.59	0.86	0.16
U.S.	0.88	1.22	0.96	0.68

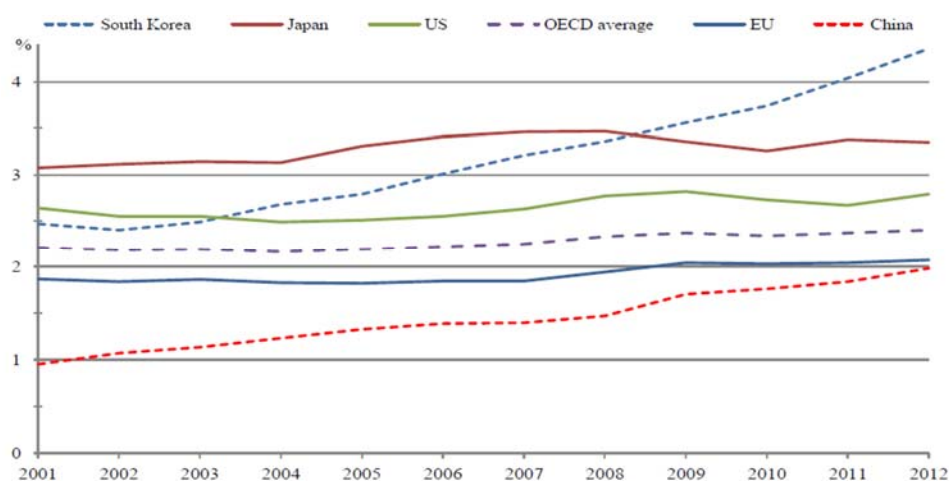
(出所) European Commission, European Competitiveness Report 2013, pp.22

このような図表から判断できることは、EU 産業は、長期的にみて国際的地位を低下させ

つつあり、種々の政策にもかかわらず、その傾向を逆転するには至っていないという点である。

その背景として指摘できる点の一つは、研究開発に関する努力不足である。因みに、下の図は、GDPに占める研究開発費のシェアを国際比較したものである。この図から読みとれるように、EUにおける対GDP研究開発費シェアは、ほぼ一貫して2%弱にとどまっている。OECD平均を下回っているだけではなく、3%を恒常的に上回っている日本と対照的といえる。一方、韓国および中国は、傾向的に上昇していることも注目される。

図 2-3 GDP に占める R&D 支出



(出所) 欧州委員会、European Competitiveness Report 2014, pp.41

第 2 節 EU の科学技術政策

このように EU 産業の競争力が低下しつつあるという背景の下、EU では様々な科学技術の振興策が実施されてきた。次に EU において、いかなる科学技術政策が実施されてきたかを簡単に振り返ってみよう¹。

EU における最初の科学技術支援プロジェクトは、ECSC および EURATOM 成立時にまで遡ることができる。両共同体の設立条約に研究開発を支援するため、科学技術政策が規定されているからである。従って、この時期における科学技術政策の対象範囲は、石炭・鉄鋼・原子力といった分野に限定されていた。

その結果、まず原子力の平和利用を目的として、JNRC (Joint Nuclear Research Centre)

が設立された。その後、対象分野を拡大し、JRC (Joint Research Centre) へと改組され、Ispra (イタリア)、Karlsruhe (ドイツ)、Petten (オランダ)、Geel (ベルギー) などに研究所が設置された。

一方、各国、特にイギリスおよびフランスなどは、自国産業に対する垂直的科学技术政策への志向を続ける。すなわち、自国産業・企業の研究開発に対して補助金を支出することなどを通じ、ナショナル・チャンピオンの育成を図るといった独自の科学技术政策を実施したことである。

このような背景の下、EU は科学技术政策の対象範囲を拡大しようとする。具体的には、テレコムなど他領域を含む「科学研究政策 (PREST, Politique de Recherche Scientifique et Technologique)」を策定したこと (1965 年)、もともと域内公的研究機関の協調を目的として設立されていた「欧州科学研究協力 (COST, European Cooperation in the Field of Scientific and Technical Research)」に EU が参加したこと (1971 年) などである。ただ、これらプロジェクトは、基本的には政府間協定の域を越えず、また包括的なものとはなっていない。

1970 年代末に至ると、EU は独自の科学技术政策を追求しようとする。①各国におけるナショナル・チャンピオン育成策が失敗したとの認識が生まれたこと、さらには②グローバル競争が激化しつつある環境の下、研究開発に「規模の経済性」が存在すると認識され、EU レベルでの科学技术政策が必要とみられたことなどを指摘できよう。こうした動きを受け、1980 年代は EU 主導型プロジェクトが相次いで策定される。「枠組み計画 (Framework programmes)」および「ユーレイカ (Eureka, European Research Coordination Agency)」プロジェクトである。

ただ、2000 年代を迎える頃になっても、依然として EU 産業の競争力は低下を続けていることが明らかとなる。このため 2000 年には、「2010 年に EU を世界で最も競争力がある知識基盤型経済を形成」することを目指した「リスボン戦略 (Lisbon Strategy)」が策定される²。その目標の一つは、R&D/GDP 比を 2010 年までに 3% へ引き上げること、ERA (European Research Area) を形成することなどを通じて、期間中、平均 3% の経済成長率を実現するというものであった。ただ、目標設定が総花的であり、加盟国間の調整が不十分であることから、EU におけるイノベーション活発化は実現したとはいえなかった。また、対象期間中の末期に至り、リーマン・ショックが EU 経済に打撃を与え、平均 3% の経済成長実現は不可能となった。なお、“Creating an Innovative Europe” (June 2006) : 通称「Aho

レポート³⁾、あるいは、”Green Paper-The European Research Area: New Perspectives⁴⁾”によると、EUにおける科学技術振興のためには、①研究者の自由移動、②次世代の通信インフラ整備、③産学官連携、④研究成果の共有、⑤加盟国ごとの公的 R&D 調整、⑥ERA の開放が重要とされている。

リーマン・ショック、その後のユーロ危機などで EU の経済成長率は急低下したことから、2010 年 6 月、中期経済戦略「欧州（Europe）2020」が採択された。ここでは、再び、R&D/GDP 比 3%を目指すことが明記され、域内で関係機関が一体として取り組むことが主張された。この欧州 2020 には、3 つのプライオリティと 7 つのフラッグシップイニシアティブが含まれる。これら 3 つのプライオリティおよびフラッグシップイニシアティブとは、次のようなものである。

表 2-2 Europe2020 の骨子

3 つのプライオリティ	各プライオリティにおけるフラッグシップイニシアティブ
(1) スマートな成長（Smart Growth）	①デジタル・アジェンダ、②イノベーション・ユニオン、③若者の支援
(2) 持続可能な成長（Sustainable Growth）	④資源効率の高い社会、⑤国際化に対応した産業政策
(3) 包括的な成長（Inclusive Growth）	⑥新しいスキルと仕事、⑦貧困対策プラットフォーム

（出所）欧州委員会 HP(<http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>)

また、欧州 2020 には、2020 年までに達成すべき 5 つの数値目標・指標が設定されている。すなわち、

- ① 雇用率を 69%から 75%へ引き上げること
- ② R&D/GDP 比率を 3%へ引き上げること
- ③ 20/20/20、すなわち、温室効果ガス排出量を 1990 年対比で 20%削減すること、エネルギー消費に占める再生可能エネルギーのシェアを 20%に引き上げること、エネルギー効率を 20%向上すること
- ④ 早期退学者比率を 15 から 10%へ引き下げ、高等教育修了者を 31%から 40%へ引き上げること
- ⑤ 貧困者を 25%、2,000 万人削減すること

である。

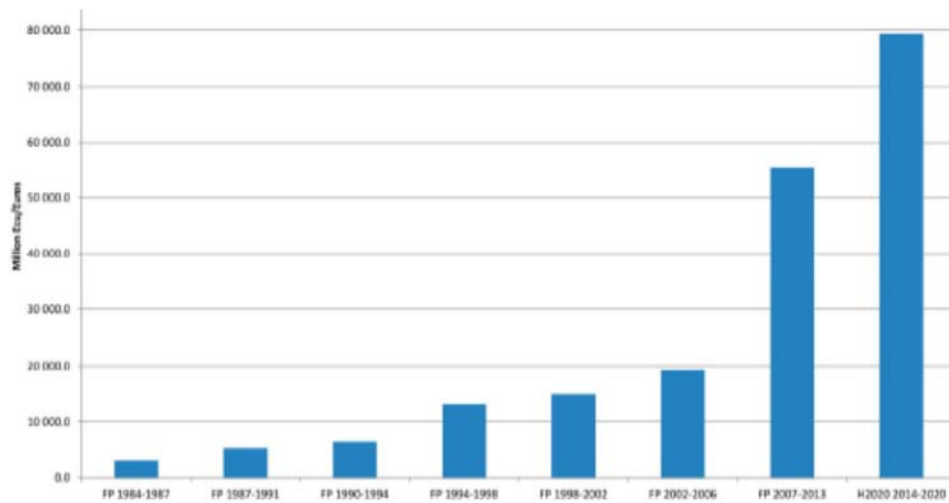
ところで、表 2 - 2 に記載されている②イノベーション・ユニオンとは、加盟国ごとに実施されてきたイノベーション政策をとりまとめようとするものである。その内容は、教育基盤の強化、研究者の交流、研究機関・企業間の共同研究および市場展開の促進、特許制度の統一化などが重要な点であり、イノベティブな発想・製品を実現することが目的となっており、34 の具体的な行動計画から構成されている。

第 3 節 Horizon2020 の概略

こうした内容から構成される欧州 2020 のなかで重視されているのがイノベーション・ユニオンであり、これを具体化するため、Horizon2020 と称される EU 研究開発計画が策定され、2014 年～2020 年までの研究開発・イノベーションの方向性を定めている。なお、これまで EU の研究開発・イノベーション分野の資金は、主として、第 7 次枠組み計画 (FP7)、競争力イノベーション・イニシアティブ (CIP)、欧州工科大学研究所 (EIT) の 3 つの資金から拠出されてきた。Horizon2020 は、これらを一本化、より統一的な戦略の下で資金配分しようとする。

換言すると、Horizon2020 はイノベーション・ユニオンを推進する実行プログラムと位置付けられており、7 年間で計 770 億ユーロが配分されている。加盟国のみならず EU も財政難に見舞われており、歳出の各項目で削減されているにもかかわらず、Horizon2020 (図 2 - 4 の最も右側) への資金配分は急増している。それだけに、EU は Horizon2020 に大きな期待を寄せているといえよう。

図 2-4 フレームワーク・プログラムの規模（100 万ユーロ/ECU）



（出所）欧州委員会（2013）、Factsheet: Horizon2020 budget

この Horizon2020 には、次のような 3 本の柱がある。

- (1) 卓越した科学（Excellent Science）：基礎研究支援や研究者のキャリア支援、インフラ整備支援により欧州の研究力強化を図るものであり、ここには約 244 億ユーロが配分されている。
- (2) 産業リーダーシップ（Industrial Leadership）：産業技術研究の支援、リスク・ファイナンスの提供、中小企業支援を行うことにより、技術開発やイノベーション推進を図るものであり、約 170 億ユーロの配分を予定している。
- (3) 社会的な課題への取り組み（Social Challenges）：7 つの社会的課題を提示（例えば、保健・人口構造の変化および福祉の拡大）し、その解決に資する取り組みを支援するものであり、約 297 億ユーロが配分されている。

なお、EU の科学技術政策としては、これら以外にも、欧州イノベーション技術機構（EIT）、共同研究センター（JRC）など、小規模なものが存在している。これらの資金をより詳細にみたものが表 2 - 3 である。

表 2- 3 Horizon2020 の分野別資金配分

分野	金額（億ユーロ）
(1) 卓越した科学	244.41
①欧州研究評議会	130.95
②未来技術	26.96
③マリー・スクウォドフスカ・キュリー・アクション	61.62
④欧州研究インフラストラクチャー	24.88
(2) 産業リーダーシップ	170.16
①産業技術開発でのリーダーシップ	135.57
②リスク・ファイナンスへのアクセス	28.42
③中小企業のイノベーション	6.16
(3) 社会的課題へのチャレンジ	296.79
①健康・人口の変化と福祉	74.72
②食糧安全保障・持続可能な農水業など	38.51
③安全・クリーンで効率的なエネルギー	59.31
④スマートかつグリーンで統合された輸送	63.39
⑤気候への対応、資源効率および原材料	30.81
⑥包括的・イノベーティブな社会の構築	13.09
⑦安全な社会の構築	16.95
社会とともにある科学	4.62
エクセレンスの普及と参加の拡大	8.16
欧州イノベーション技術機構	27.11
共同研究センター（原子力を除く）	19.03
合計	770.28

（出所）欧州委員会（2013）, Factsheet: Horizon2020 budget

次に Horizon2020 のなかで中心となる分野（表 2 - 3 参照）について、さらに詳しく説明をしておきたい。

（1）卓越した科学（Excellent science）

1) 欧州研究評議会（European Research Council）

2007 年 FP7 スタート時に発足した機構である。学際・新興分野の研究、ハイリスク

研究を推進することが目的となっており、とりわけ若手研究者の支援を行う機関である。また、同評議会は4分野のプログラムを対象としている。**Starting Grant**（博士取得後2～7年を対象；5年間で最大200万ユーロ）、**Consolidator Grant**（博士取得後7～12年を対象；同275万ユーロ）、**Advanced Gant**（過去10年の実績を評価）；同350万ユーロ）、**Proof of Concept Grant**（3つのプロジェクトを基にした研究。イノベーションをもたらす取り組みを評価；18ヵ月で15万ユーロ）である。なお、これらの支援により、現在まで8人のノーベル賞受賞者を輩出している。

2) 未来技術（Future and Emerging Technologies）

将来、重要になるとみられる技術に関する研究を促進するためのプログラムであり、**FET Open**（初期段階の科学技術連携研究を支援）、**FET Proactive**（萌芽的テーマについて研究支援）、**FET Flagship**(分野横断的な研究を支援)から構成される。

3) マリー・スクウォドフスカ・キュリー・アクション(Marie-Skodorowska-Curie Action)

研究者のキャリア支援プログラムである。すなわち、欧州域内の他国でキャリアを積もうとする研究者、および域外から欧州に移住しキャリアを積もうとする研究者を支援する。また、欧州と域外との知的交流も支援している。

4) 欧州研究インフラストラクチャー（European Research Infrastructures）

2002年に設立された **European Strategy Forum on Research Infrastructures** が母体となっている。2006年には”**ESFRI Roadmap 2006**”が発表され、7分野44プロジェクトをリストアップしている。これらのなかには、地球環境研究のための観測施設、ゲノム解析のためのデータベース、超高速スパコンなどが含まれる。

(2) 産業リーダーシップ（Industrial leadership）

2本目の柱であるが、そこには次のような内容から構成される。

1) 産業技術開発でのリーダーシップ（Leadership in enabling and industrial technologies）

基幹技術に関し、欧州産業の競争力強化を促す研究開発支援するものである。グローバル・スタンダードの開発、商業化・産業化を妨げる要因の除去、ナノテクノロジー・バイオテクノロジーによる製品の安全保証、エネルギー・資源効率の開発、欧州産業界

の国際的イニシアティブ推進支援、制度同士の相互運用性の向上などがその内容となっている。実際の資金配分は ICT 関連が中心である

2) リスク・ファイナンスへのアクセス (Access to risk finance)

イノベーションに取り組む企業に対して、借入保証、エクイティファイナンスの提供を目的とする。運営主体は欧州投資銀行と欧州投資基金である。

3) 中小企業のイノベーション (Innovations in SMEs)

国際的な活動を計画する中小企業に資金およびコンサルティング・サービスを支援するものである。「着想」、「開発・デモンストレーション」、「市場化」の各段階で支援が行われる。

(3) 社会的課題へのチャレンジ (Social Challenges)

第 3 の柱は次のような内容から構成される。

1) 健康・人口の変化と福祉 (Health, demographic change and wellbeing)

持続可能な医療システム構築を支援する。疾病に対する研究と治療、特定の医療の課題、新たな技術の開発が含まれる。

2) 食糧安全保障・持続可能な農水業など (Food security, sustainable agriculture and forestry, marine maritime and inland waterway research and the Bioeconomy)

高品質で安全な食料、効率的な生産システムの開発、低炭素型サプライチェーンの創出を目的とする。

3) 安全・クリーンで効率的なエネルギー (Secure, clean and efficient energy)

効率的なエネルギー、クリーンなエネルギー、安全かつ持続可能で価格競争力のあるエネルギー開発を支援する。

4) スマートかつグリーンで統合された輸送 (Smart, green and integrated transport)

資源効率が高く、環境負荷が小さく、安全でシームレスな輸送システムの開発を支援するものである。

5) 気候への対応、資源効率および原材料 (Climate action and environment resource efficiency and raw materials)

環境に対して優しく、柔軟かつ持続可能な社会の構築を支援する。

- 6) 包括的・イノベーティブな社会の構築 (Europe in a changing world-inclusive innovative and reflective societies)

社会的に排除された人々を包含する欧州を構築するための支援である。

- 7) 安全な社会の構築 (Secure societies-Protecting freedom and security of Europe and its citizens)

テロなどから社会を保護し、政治的な安定性を守るための研究を支援する。

以上が Horizon2020 の骨子である。

第 4 節 Horizon2020 の評価

最後に、この Horizon2020 をどのように評価できるかについて述べておきたい。既述したように、中期戦略 Europe2020 が 2020 年までの欧州経済および社会全体の戦略目標と位置付けられている。この目標を達成するための科学技術・研究開発戦略がイノベーション・ユニオンである。また、このユニオンを実現するための具体的なプログラムおよび機構を策定したものが Horizon2020 ということができる。すなわち、Europe2020、イノベーション・ユニオン、Horizon2020 が体系的に位置付けられている。

また、既述のように、Horizon2020 には 3 つの柱が盛り込まれている。これらは次のような関係にある。まず「卓越した科学」により、基礎分野を中心とした研究が行われる。ただ、ここでは単に基礎分野だけではなく、具体的な技術開発につながる分野に重点が置かれる。次に「産業リーダーシップ」により、研究開発が技術開発につながることを期待されている。最後に「社会的課題への対応」により、製品として市場化される直前までの研究が支援の対象となる。こうした段階を経て、EU 産業の競争力を再強化しようとするのである。

このように、最上位の Europe2020 から具体的プログラムである Horizon2020 まで資金配分を含め、概ね体系的に設計されている。また、策定された計画・政策については、その進捗状況について、モニタリングあるいは評価するための指標を設定されている。さらに、EU と加盟国との関係についても、明示的に規定されており、リスボン戦略の轍を踏まない工夫が凝らされている。

ところで、最後に Horizon2020 とわが国の関係について、若干、触れておきたい。

Horizon2020 においては、対象とされる諸国は、次の 4 つのカテゴリーに分類されている。EU 加盟国 (Member States)、拡大および近隣諸国 (Enlargement and Neighbourhood Countries)、発展途上国 (Developing Countries)、工業および新興国 (Industrialised and Emerging Economies) である。このうち、工業および新興国については、例外を除き資金援助の対象とはならない。この点で他のカテゴリーに属する諸国とは別である。その例外とは、ある技術について、欧州内では代替できず、域外からの参加が不可欠である場合が該当する。

ただ、EU は、わが国との技術交流に積極的であり、Horizon2020 も例外ではない。経済産業省と欧州委員会が共同で設立した日欧産業協力センター (EU-Japan Centre for Industrial Cooperation) をコーディネーターおよび日本におけるコンタクト・ポイントとする JEUPISTE (Japan-EU Partnership in Innovation, Science and Technology) が、2013 年 9 月から立ち上がっており⁵、ここには、日本の大学としては、神戸大学が参加している。このプロジェクトの目的は、Horizon2020 に関する情報を提供することにより日・EU の科学技術連携を強化することにある。こうした JEUPISTE などにより、日・EU が共に直面する社会的課題について技術交流を活発化することが期待される。

参考文献

- ・久保広正 (2003)、産業政策、「欧州統合論」勁草書房
- ・田中素香、長部重康、久保広正、岩田健治 (2014)、EU 経済と産業、「現代ヨーロッパ経済第 4 版」有斐閣
- ・欧州委員会、European Competitiveness Report 2013 & 2014
- ・欧州委員会 HP
http://cordis.europa.eu/programme/rcn/843_en.html,
<http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>
- ・欧州委員会 (2013) ,Factsheet: Horizon2020 budget

1 第 6 次枠組み計画までの EU 科学技術政策については、拙著 (2003) ,pp.177-186 参照のこと。

2 リスボン戦略については、欧州委員会 HP (http://cordis.europa.eu/programme/rcn/843_en.html) 参照。

3 <http://ec.europa.eu/research/era/docs/en/creative-an-innovative-europe-en.pdf#search='Creating+an+Innovative+Europe'>

4 http://ec.europa.eu/research/era/pdf/era_gp_final_en.pdf#search='Green+Paper+The+European+Research+Area%3A+New+Perspectives'

5 http://ec.europa.eu/research/era/pdf/era_gp_final_en.pdf#search='Green+Paper+The+European+Research+Area%3A+New+Perspectives'

第3章 ユーロ地域における銀行貸出

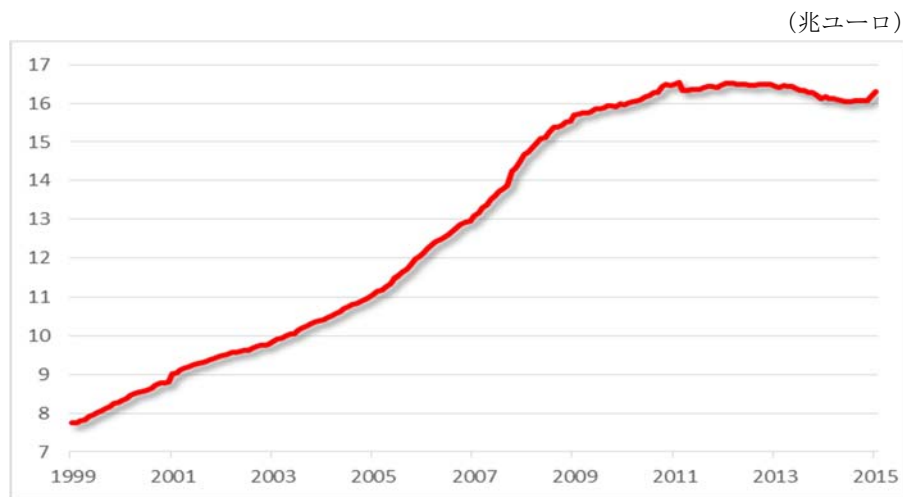
東洋大学経済学部 准教授

川野 祐司

第1節 はじめに

ユーロ地域（euro area）では銀行のプレゼンスが高く、金融政策の波及経路も銀行を通じたチャンネルが有効だと考えられている。そのため、ユーロ地域の企業、特に中小企業の主な資金調達先は銀行であり、銀行の貸出姿勢はユーロ地域の景気動向や経済成長に大きく影響する。図 3-1 のように、ユーロ地域の銀行貸出はユーロ導入後大幅に伸びたが、2009 年に入ると伸び率は小さくなっていった。2011 年以降はほぼ横ばいとなり、2013 年に入ると銀行貸出残高は減少に転じた。2014 年末から回復する兆しがみられるものの、銀行の貸出姿勢は依然厳しいままである。

図 3-1 ユーロ地域の銀行貸出

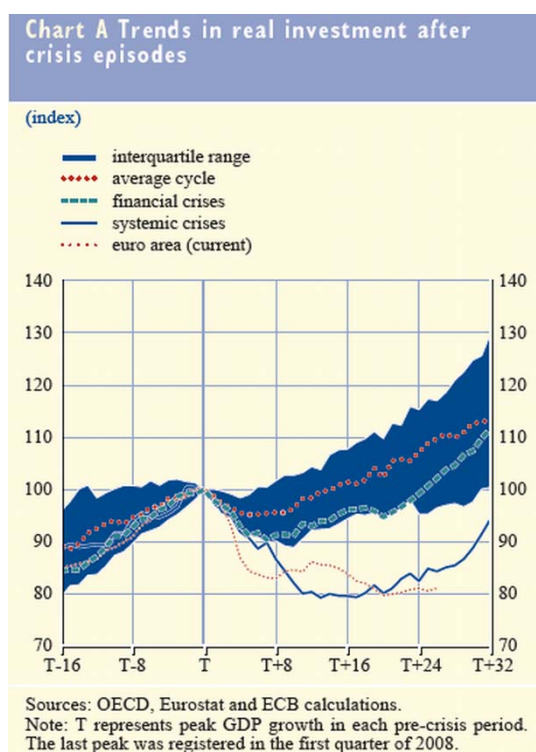


(出所) ECB ホームページのデータより作成

このような状況にはいくつかの要因が考えられる。ヨーロッパは 2008 年の金融危機に加え中東欧諸国への投資の巻き戻しやギリシャを発端とする債務危機といった他の地域よりも多くの問題を抱えており、危機の悪影響をより強く受けただけでなく、危機からの回復も遅れている。図 3-2 は 20 世紀に発生した不況と今次不況の投資の比較である。これまでの

平均を見ると、景気のピークから 2 年後（T+8）までは投資が減少するがその後徐々に回復して 4 年後（T+16）には不況前の水準に回復している。しかし、今次不況では 6 年経っても投資回復の兆しが見られず、ピークよりも 20%低い水準にとどまっている。いわゆる資金需要がない状態が続いていることが分かる。特に、2010 年代に入って EU（欧州連合）は財政再建に取り組んでおり、公共部門の投資の減少も投資の回復ペースを鈍らせる要因となっている。

図 3-2 ヨーロッパの危機からの投資の回復状況

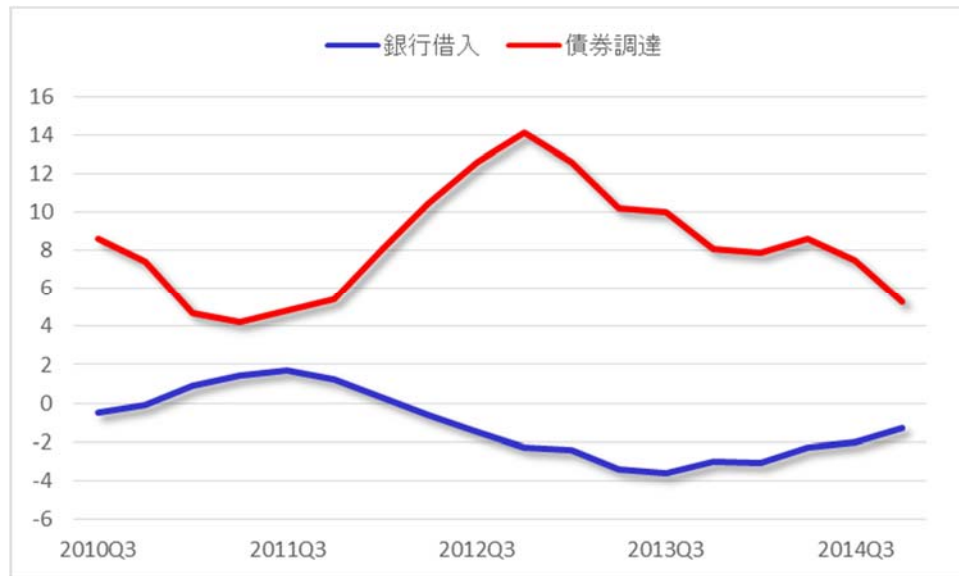


（資料）ECB Monthly Bulletin 2014 年 12 月号 65 ページ

銀行を取り巻く環境も変わりつつある。金融危機以降、銀行に対する規制が厳しくなっている。2018 年にかけて徐々にバーゼル III へと移行しつつあり、リスク資産を増やすことになる貸出を積極的に増やしづらい。その他にも、先進国の中央銀行が金融緩和を続けたことで世界的なカネ余りと超低金利が発生し、企業にとって債券による調達が増えている。そのため、資本市場にアクセスすることができる企業が債券による調達を増やしている（図 3-3）。

図 3-3 ユーロ地域企業の資金調達

(前年比、%)



(出所) ECB Monthly Bulletin, ECB Economic Bulletin 各号より作成

ECB（欧州中央銀行）は金融危機以降、緩和政策を続けているが、2014 年に入るとマイナス金利政策と TLTRO（targeted longer term refinancing operations：テルトロ）を導入し、直接的に銀行の貸出増加を促すようになった。これらの政策の効果が出るまでには時間がかかるが、成功すれば銀行貸出の増加がユーロ地域内の投資を増やし、景気の回復を促すことになる。その一方で、この政策によるカネ余りは金融商品のバブルを生み出す副作用を持つ。本章では、ECB のこれらの政策がユーロ地域の銀行貸出にどのような影響を与えるのか分析する。第 2 節では、2014 年に入って ECB が新たに導入した政策について概説する。マイナス金利や TLTRO の他、2014 年 10 月に公表した包括査定（いわゆるストレステスト）も扱う。第 3 節では、ユーロ地域の主要 130 行を対象に 2014 年に貸出と資産の増減を見ていく。第 4 節では、より詳細な四半期データを用いたパネル分析により銀行貸出の要因について探っていく。第 5 節はまとめである。

第 2 節 ECB の政策と銀行貸出

本節では、ECB が 2014 年に実施したマイナス金利、TLTRO のメカニズムについて概説する。詳細については川野（2014a、2014c、2015）を参照していただきたい。また、2014

年 10 月 26 日に ECB はユーロ地域の 130 行を対象にした包括査定を公表した。いわゆるストレステストと呼ばれているものであり、これで合格になった銀行は貸出を増やすことが可能になる。

1. マイナス金利

ECB は 2014 年の 6 月 5 日にマイナス金利の導入を公表した。マイナス金利とは、資金の出し手が金利を負担することを意味する。ここでは、ECB に預金した銀行から ECB が金利を徴収することを意味し、銀行に損失が発生する。

ECB は貸出金利、主要オペ金利、預金金利という 3 つの政策金利を持っている。主要オペ金利が最も重要な政策金利であり、ECB が銀行に資金を供給する際に参考となる金利である。貸出金利は銀行が ECB から資金を借り入れる際に適用される金利、預金金利は銀行が ECB に資金を預ける際に適用される金利である。マイナスまで引き下げられたのは預金金利であり、6 月には-0.10%、9 月には-0.20%に設定されている。

図 3-4 マイナス金利の仕組み



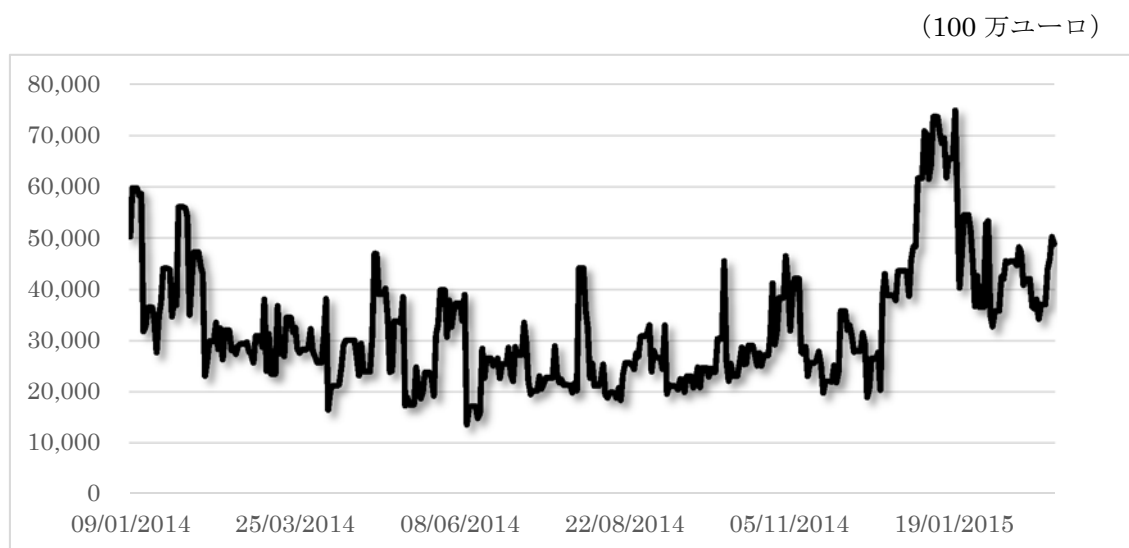
図 3-4 を用いてマイナス金利の仕組みをみていこう。ある銀行が 15,000 の資金を ECB に預けている。ECB は準備預金制度を持っており、銀行は企業や家計から受け入れた預金の 1%（2011 年 11 月までは 2%）にあたる資金を ECB の口座に入れておかなければならない。この資金は銀行間決済などにも用いられる。これを必要準備というが、必要準備に対しては主要オペ金利（2015 年 2 月末現在で 0.05%）と同率の金利が付利されて銀行の収入となる。この銀行が ECB に 10,000 の資金を預けている限り銀行は金利を受け取るだけとなる。しかし、銀行がそれ以上の資金を超過準備として ECB に預ける（超過準備の預け先を預金ファシリティという）とマイナス金利が適用される。5,000 の超過準備に対して ECB

から $5,000 \times -0.20\% = -10$ の金利が支払われる。つまり銀行が ECB に金利分の 10 を支払わなければならない。必要準備からは 5 の金利収入があるためトータルでは 5 の支払いとなるが、超過準備が多ければ多いほど支払額が大きくなる。

ECB の狙いは、このような金利の支払いを避けるために銀行が預金ファシリティから資金を引き出すことにある。引き出された資金が家計や企業への貸出へ回れば、景気の下支えになる。ECB の金融政策の目的は物価の安定であるが、ECB 定款によれば物価が安定している場合に限って景気の下支えを行ってもいいことになっている（ECB 定款第 2 条）。景気の下支えにより需要が増加すれば物価も上昇し、デフレを回避することができ、結果として 2% 以下だが 2% 近辺というインフレ目標の達成に近づくことができるというのが ECB の論理である。その他には、銀行が預金ファシリティから資金を引き出せば資金の貸出競争が起きて金利が全体的に低下し投資が増加するという経路や、ユーロが減価して輸出が増えかつ輸入物価が上昇するという経路も見込んでいる。

このような ECB の思惑が成功したかどうか見てみよう。図 3-5 は預金ファシリティの利用額を示している。

図 3-5 預金ファシリティの利用額



(出所) データは ECB

2014 年 6 月のマイナス金利導入公表後、1 週間は預金ファシリティの利用額が大きく減少したが、その後は公表前の水準にまで戻っている。9 月にさらに金利が引き下げられたが、

この時には反応がない。銀行はリスクのある貸出を増やすくらいなら-0.20%の手数料を払って安全な ECB の預金ファシリティを利用した方がいいと考えているようである。ECB の思惑通りにはなっていない。

デンマークは 2012 年に ECB とほとんど同じ政策を導入している。デンマークは自国通貨クローネをユーロにペッグさせているが、2012 年には質への逃避が生じてデンマークに資金が流入した。デンマークはクローネ高を阻止するためにマイナス金利を導入してクローネ高を抑制している。この時も、銀行はマイナス金利を支払って預金ファシリティ（デンマークでは CD（中銀証書）が利用される）を使い続けた。

2. TLTRO（ターゲット長期オペ）

TLTRO（targeted longer term refinancing operations：テルトロ）とは、銀行の貸出増加に応じて ECB が資金を供給する政策手段である。ECB はもともと、満期 3 ヶ月の資金を供給する LTRO（longer term refinancing operations：エルトロ）という政策を実施している。金融市場に安定的に資金を供給することが目的であり、1999 年の ECB 発足以降、定期的に実施されている。金融危機後は、様々な種類の LTRO を新たに導入しており、中でも 2011 年 12 月と 2012 年 2 月には満期が 3 年の LTRO を実施した。銀行は ECB からいくらでも希望するだけ借り入れることができたため、「バズーカ砲」と呼ばれた。LTRO で借り入れた資金の使い道は銀行が自由に決めることができる。銀行は ECB から金利が非常に低い、事実上タダの資金を調達して自らの資金調達コストの引き下げに利用していた。これでは景気下支え効果がないため、ECB は資金の使い道を絞らせた（targeted）LTRO を実施することにしたのである。

TLTRO は 2014 年 9 月から 2018 年 9 月までの政策であり、この間に合計 8 回の資金供給が実施される。2014 年の 9 月と 12 月はイニシャルと呼ばれ、2014 年 4 月末時点の貸出残高の 7% まで資金が供給される。2014 年 9 月に資金を借り入れた銀行は 2018 年 9 月まで最長で 4 年間借り続けることができる。2015 年 3 月から 2016 年 6 月までは追加 TLTRO が 3 ヶ月に一度、計 6 回実施される。ここでは、銀行がこの間に貸出残高を増やしていれば、増加分の 3 倍まで資金供給を受けることができる。逆に、貸出残高が減少すると ECB に資金を返済しなければならない。銀行が TLTRO を利用し続けるためには、貸出残高を増やし続ける必要がある。すべての借り入れの満期は 2018 年 9 月であるため、2016 年 6 月

に借り入れた資金は最長で 2 年 3 ヶ月間借り入れることができる。ここでポイントとなるのは、貸出残高である。企業向け貸出や消費者ローンなどは計算の対象になるが、住宅ローンは計算から除かれる。銀行が住宅ローン残高を積み増しても TLTRO は利用できない。

利用実績を見ると、第 1 回目は 826 億ユーロ、第 2 回目は 1,298 億ユーロの資金が供給された。2 回合計で 4,000 億ユーロという見方もあったが、利用額は低調だった。表 3-1 は ECB のアンケート調査による TLTRO への参加状況である。2014 年の TLTRO には約半数の銀行が参加している。TLTRO には大銀行しか参加できず、中小銀行は大銀行とグループを作って大銀行にグループ代表として参加してもらわなければならない。そのため、自行としては資金は不要ではあるが中小銀行の要請でグループを作って参加した銀行も参加の欄には含まれている。2015 年以降の TLTRO については 61%の銀行が参加するかどうかを決めていないと回答している。

表 3-1 TLTRO への参加の有無

(%)

	第 1 回目	第 2 回目	2015 年以降の TLTRO
参加	44	56	22
不参加	56	44	17
決めていない			61

(出所) ECB Bank Lending Survey 各号より作成

表 3-2 は TLTRO 資金をどのように使うかという問いの答えである。表は 2015 年 1 月の公表値であり、2010 年 10 月からの増減をカッコ内で示している。TLTRO 資金を満期 3 年の LTRO などのこれまで ECB から借りていた資金の借り換えに用いると答えた銀行が増えている。例えば、イタリアの Banca Carige やスペインの Banco Popular Español など IR 資料でこの目的で TLTRO 資金を用いていることを示している。TLTRO は 2018 年まで借り続けることができ金利負担も低いため、TLTRO に参加することで自行全体の資金調達コストを下げることができる。

一方、企業や家計向けの貸出については積極的に使うとの回答が少なくなっている。2015 年以降の TLTRO 資金を自国の国債の購入に振り向けるとの回答がわずかに増加している。全体的にみると、TLTRO によって銀行貸出が増えるという ECB のシナリオの実現

性はあまり高くないのではないといえるだろう。

表 3-2 TLTRO 資金の使い道

(%)

	2014 年 TLTRO			2015 年以降 TLTRO		
	影響大	影響小	影響なし	影響大	影響小	影響なし
ECB 借り入れの置き換え	24 (+5)	32 (+7)	45 (-12)	17 (+3)	21 (-7)	62 (+4)
企業への貸出	12 (-8)	78 (+11)	11 (-2)	27 (-6)	52 (-4)	21 (+10)
家計への貸出	9 (-1)	55 (+3)	37 (-1)	17 (-5)	38 (-5)	45 (+10)
自国の国債	0	13 (+0)	87 (+0)	1 (+0)	13 (+10)	85 (-10)

(出所) ECB Bank Lending Survey 各号より作成

(注) カッコ内は 2014 年 10 月のアンケートから 2015 年 1 月のアンケートまでの増減。ECB 借り入れの置き換えには、バズーカ砲 LTRO も含まれる。家計への貸出には住宅ローンは含まれない。四捨五入の関係で合計が 100 にならない列もある。

3. 包括査定 (Comprehensive Assessment) の公表

ECB は 2014 年 10 月 26 日に包括査定を公表した。包括査定は資産査定 (AQR) とストレステストからなっており、バランスシートの資産と自己資本の精査を実施した。この背景には、EU が進めている銀行同盟 (banking union) の取り組みの中で、これまで加盟国が実施していた銀行監督業務を ECB に一部移行させることがある。ユーロ地域の主要行 130 行については SSM (単一監督制度) のもと 2014 年 11 月 4 日から ECB が銀行監督を行う (その他の銀行はこれまで通り加盟国が監督する)。その前提として ECB が主要行の現状を把握するために包括査定を実施した。

ECB の包括査定は 2013 年末時点のデータで各銀行を査定しており、2 つのシナリオが準備されている。欧州委員会が想定している通常シナリオと欧州システミックリスク委員会 (ESRB) が想定している悪化シナリオの 2 つのシナリオであり、悪化シナリオでは GDP が -1.9%、-3.2%、-1.8% と 3 年にわたってマイナス成長を続け、3 年間の累計は -6.6% に達するだけでなく、失業率は大きく上昇しインフレも生じるケースが想定されている。このような状況の下で、各銀行の資産や自己資本がどのように推移するのかをシミュレーションしている。

査定では銀行が持つ 800 のポートフォリオを精査し、11 万 9,000 の借入先や 17 万の担保についても個別に査定している。不良債権の定義も可能な限り統一させ、必要な引手金を計算している。

全体的な結果として、自己資本（CET1）は 12.4%から 8.3%へと 4.1%減少し、5.5%に設定した最低ラインを下回る銀行が 25 行に上った。資本不足は合計で 246 億 2,000 万ユーロとなり、この額の資本増強が求められた。不合格になった銀行は表 3-4 で銀行名に色がついているものである。包括査定の評価が 2013 年末時点であったため、2014 年に入ってから資本増強は反映されていない。2013 年 6 月から 2014 年 8 月までの間に 130 行で 2,030 億ユーロ分の自己資本が増えている。そのうち不合格行全体で 185 億 9,000 万ユーロがすでに手当されており、これを考慮した後の資本不足は 94 億 7,000 万ユーロ、25 行のうち依然 13 行が不合格となっている（黄色は資本増強により合格となった銀行、青色は依然不合格の銀行）。不合格行は ECB に対して資本増強策を提出しなければならない。

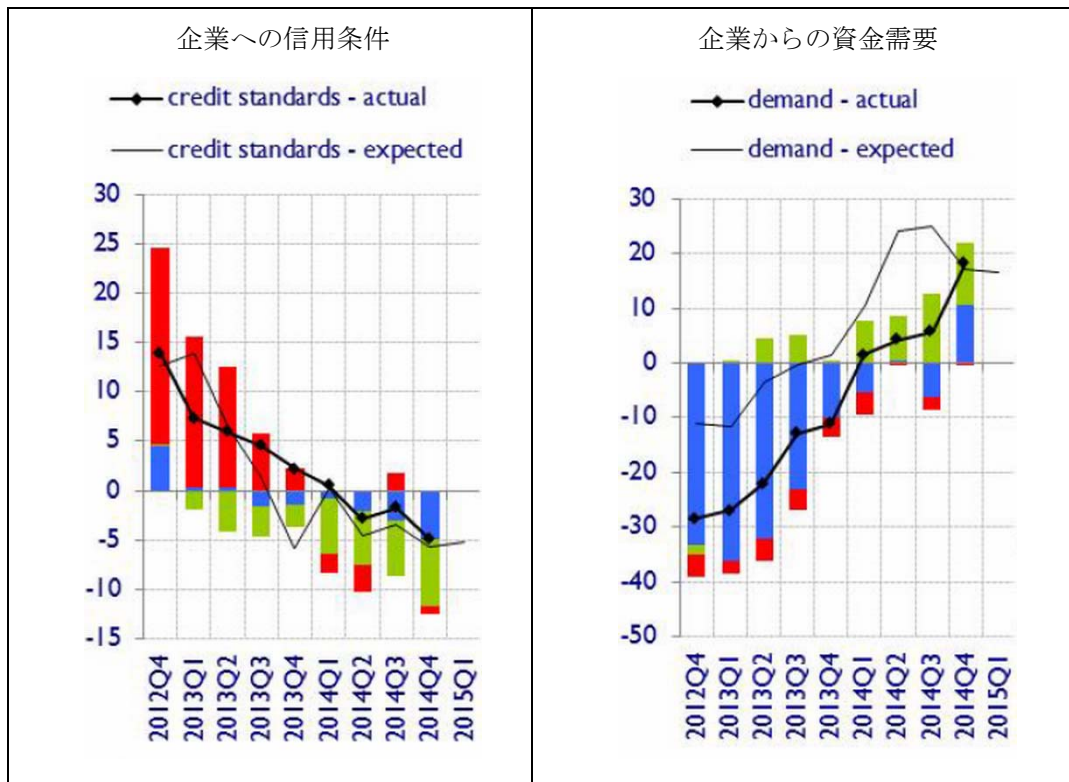
包括査定により、130 行のうち 13 行に問題があることが分かったものの、残りの 90%の銀行に対して ECB がお墨付きを与えたことにもなる。包括査定はブルーデンス政策であって金融政策ではないが、包括査定をクリアしたことで貸出姿勢を積極化させる銀行が出てくる可能性もある。

第 3 節 ユーロ地域における銀行の貸出動向

本節では、ユーロ地域の銀行貸出動向を見ていく。まずは、ECB の Bank Lending Survey を用いてユーロ地域全体の銀行貸出を企業向け、住宅ローン向け、消費者ローン向けに分けて見ていこう。その後、IR データを用いて主要 130 行の資産と貸出の動向を見ていく。

図 3-6 は Bank Lending Survey の企業向け貸出の動向についてのアンケート結果である。左図から、これまでは経済状況の見通し不安などを理由に信用条件は厳しくなっていたが、2014 年に入って銀行の信用条件が緩和しつつあることが読み取れる。また、右図の企業からの資金需要は 2013 年第 4 四半期からプラスになると予想していたが、実際には 1 四半期遅れて 2014 年第 1 四半期になってプラスに転じている。設備投資などにつながる固定資本投資はこれまでマイナスが続いていたが、2014 年第 4 四半期になってプラスに転じた。

図 3-6 企業向け貸出動向



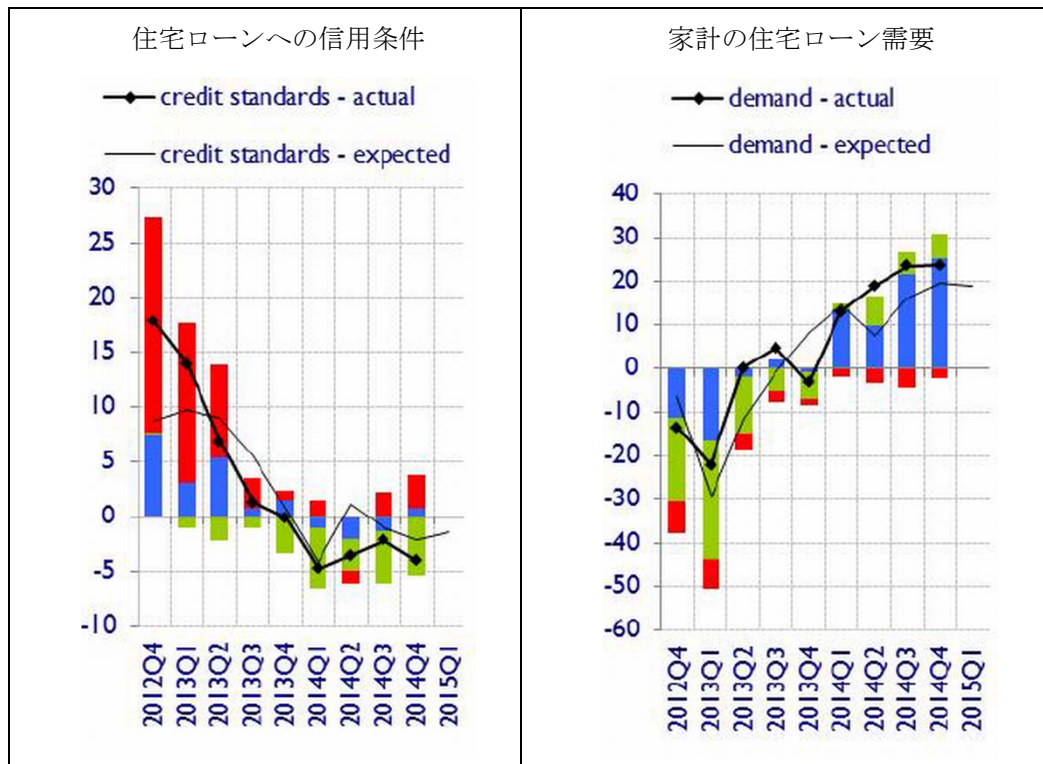
(資料) ECB Bank Lending Survey, Jan-2015, p.7, p.11.

(注) 左図の青色は資本市場へのアクセス度合いや資本、流動資産などの要因を考慮したもの、赤色は経済や産業の先行きなどのリスクを考慮したもの、緑色はノンバンクや証券市場などとの競争を考慮したものを表す。右図の青色は固定資本投資、赤色は内部資本調達や証券市場などからの調達、緑色はその他を表す。

図 3-7 は住宅ローン向け貸出である。企業向けよりもやや早くから信用条件が緩和しており、銀行の貸出姿勢が積極化していることがうかがえる。ただし、グラフの赤色で示されている経済の先行き見通しなどからは条件の引き締めが見られ、慎重な姿勢も垣間見ることができる。家計の資金需要は 2013 年第 1 四半期に底を打っており、低金利を背景とした住宅価格の上昇が資金需要を高めている。

住宅価格の上昇は経済にプラスの効果をもたらすものと考えられているが、住宅ローン残高が積みあがると家計のローン残高も増えることになり、家計が景気の悪化に対してより脆弱になる。それだけでなく、貸出競争が激化するとよりリスクの高い家計にも住宅ローンを提供するようになり潜在的な不良債権を抱えがちになるというマイナス面もある。ECB はこのようなマイナス面を考慮して、TLTRO による資金供給の対象から住宅ローンを外したのはでないだろうか。

図 3-7 住宅ローン向け貸出動向

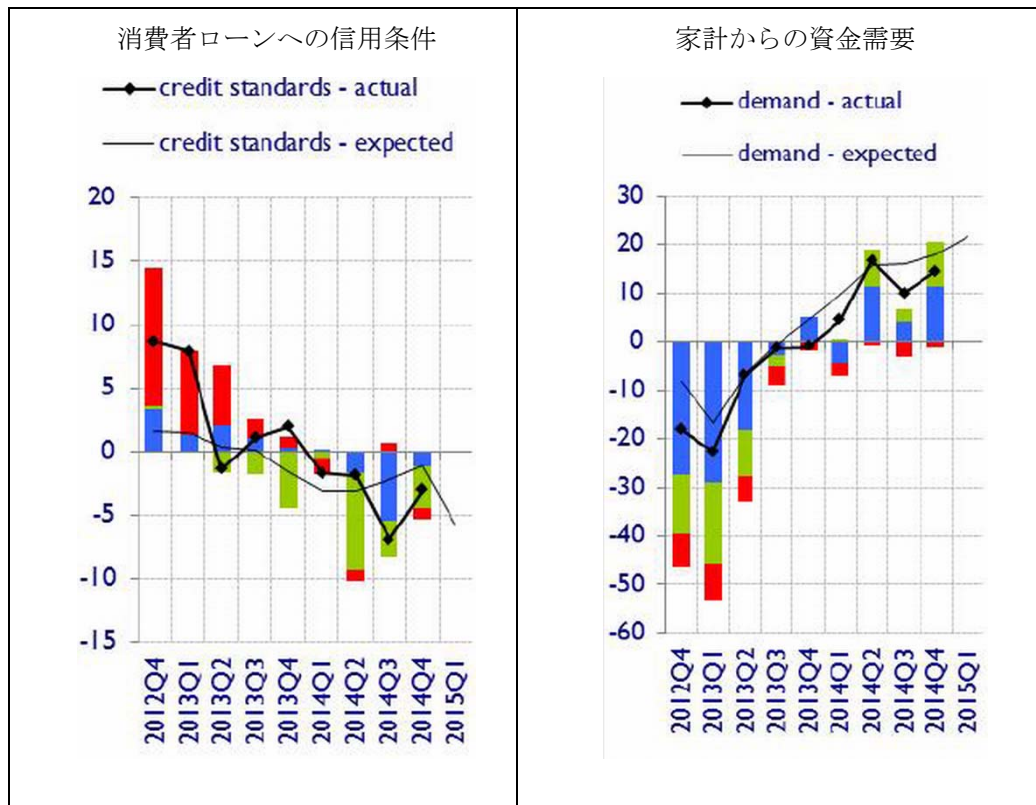


(資料) ECB Bank Lending Survey, Jan-2015, p.13, p.17.

(注) 左図は図 3-6 と同じ。右図の青色は住宅市場の見通し、赤色は家計の貯蓄や他の銀行からの借り入れ、緑色は消費者信頼感、住宅ローン以外の消費支出などを表す。

図 3-8 は家計向け消費者ローンである。住宅ローンよりもさらに早く 2013 年第四半期には信用条件が緩和に転じている。図には示されていないが加盟国別にみるとドイツでは緩和姿勢が強くなり続けている。家計の資金需要は 2014 年に入ってプラスに転じているが、特にフランス、スペイン、ドイツなどで耐久消費財の需要が強くなっている。緑色は耐久消費財だけでなく証券購入などの資金需要も含まれているが、ギリシャなどを除くとヨーロッパの株式市場が堅調なことも背景にあるのではないと思われる。

図 3-8 消費者ローン向け貸出動向



(資料) ECB Bank Lending Survey, Jan-2015, p.17, p.21.

(注) 左図の青色は図 3-6 と同じ、赤色は経済の先行き、消費者の借り入れ依存度や担保に関わるリスクを考慮したもの、緑色はノンバンクや他の銀行との競争を考慮したものを表す。右図の青色は消費者信頼感、赤色は家計の貯蓄や他の銀行からの借り入れ、緑色は耐久消費財購入、証券購入を表す。

表 3-3 は、ユーロ地域の GDP の推移である。2012 年と 2013 年に再びマイナス成長に陥った後、2014 年に入ってわずかにプラス圏に出た。2014 年は農・漁業、情報通信、金融などでマイナスが目立つ一方、貿易・輸送、不動産、サービス業がプラス基調だった。建設業は第 2・第 3 四半期のマイナスから第 4 四半期はプラスに転じた。

加盟国別でみると大きな差があることが分かる。オーストリア、キプロス、フィンランド、フランス、イタリアなどが低調である一方、エストニア、ドイツ、スペイン、アイルランド、ルクセンブルク、ラトビア、リトアニア、スロバキアなどは成長率が高い。GIIPS と呼ばれた債務国も財政再建を続けてプラス成長に回復した加盟国と財政再建を拒んで成長軌道に乗れない加盟国に分かれている。

表 3-3 ユーロ地域の GDP 成長率

(%)

加盟国	2011	2012	2013	2014 1Q	2014 2Q	2014 3Q	2014 4Q
オーストリア (AT)	3.1	0.9	0.2	-0.1	0.0	0.1	-0.2
ベルギー (BE)	1.6	0.1	0.3	0.4	0.1	0.3	0.2
キプロス (CY)	0.3	-2.4	-5.4	-0.5	-0.4	-0.3	-0.7
ドイツ (DE)	3.6	0.4	0.1	0.8	-0.1	0.1	0.7
エストニア (EE)	8.3	4.7	1.6	0.1	0.9	0.4	1.1
スペイン (ES)	0.0	-0.6	-2.1	0.3	0.5	0.5	0.7
フィンランド (FI)	2.6	-1.4	-1.3	-0.2	0.2	0.1	-0.2
フランス (FR)	2.1	0.3	0.3	0.0	-0.1	0.3	0.1
ギリシャ (EL)	-8.9	-6.6	-3.9	0.7	0.3	0.7	-0.4
アイルランド (IE)	2.8	-0.3	0.2	2.8	1.1	0.1	na
イタリア (IT)	1.7	0.6	-2.8	-0.1	-0.2	-0.1	0.0
ルクセンブルク (LU)	2.6	-0.2	2.0	1.0	0.5	2.3	na
ラトビア (LV)	5.0	4.8	4.2	0.2	0.8	0.5	0.6
リトアニア (LT)	6.1	3.8	3.3	0.5	0.8	0.5	0.6
マルタ (MT)	2.2	2.5	2.5	0.9	1.3	0.8	na
オランダ (NL)	1.7	-1.6	-0.7	-0.3	0.6	0.2	0.5
ポルトガル (PT)	-1.8	-3.3	-1.4	-0.4	0.3	0.3	0.5
スロベニア (SI)	0.6	-2.6	-1.0	0.0	1.0	0.6	0.3
スロバキア (SK)	2.7	1.6	1.4	0.6	0.6	0.6	0.6
ユーロ地域	1.6	-0.8	-0.4	0.3	0.1	0.2	0.3
EU	2.1	1.7	-0.5	0.4	0.2	0.3	0.4

(出所) 欧州統計局ホームページより作成

表 3-4 の各銀行の貸出動向を比較してみよう。表 3-4 はユーロ地域主要行 130 行を国別に並べている。包括査定の結果は悪化シナリオによる自己資本比率を表している。ECB は自己資本比率 5.5%以上を合格としているため、5.5%を下回る銀行は自己資本を増強する必要がある。具体的な必要額がバッファの欄に記載してある。バッファがプラスの銀行は 5.5%まで余裕があることを表し、マイナスは 5.5%を達成するのに必要な額が記載してある。資産と貸出の増減率は 2013 年末と 2014 年末の値を比較しているが、本章執筆時点

では 2014 年末のデータが公表されていない銀行が多く、備考欄にどの期間で比較したのかを表している。表 3-4 は全部で 6 ページ分あるが、最後のページの中に期間を示した。黄色は包括査定で不合格であったものの公表までに資本増強を実施して合格になった銀行、青色は公表時においても不合格のままになっている銀行を表している。貸出と資産は各銀行の IR ページのデータを用いた。クリアリングハウスや投資銀行であることや IR ページで適切なデータを入手できなかったものは na にしている。国際的に展開している銀行については、データが入手できた銀行は当該国の数値を用いているが、国別またはセクター別のデータが入手できなかった銀行についてはグループ全体の数値を用いている。

国による差はあるものの、全体としては資産、貸出ともに減少傾向にあり、デレバレッジの過程にあるといえる。資産増加よりも貸出増加の方が小さい（または貸出が減少している）ケースや資産減少よりも貸出減少の方が大きい銀行が多く見られる。例えば、貸出を減らした分を国債などの証券購入に充てる行動をとるとこのような結果となる。

キプロス、ギリシャ、スロベニアなどは銀行再建のプロセスにある銀行が多く、3 カ国 11 行のうち、8 行は包括査定でも不合格になっている。デレバレッジが続いており、リストにあるすべての銀行で貸出が減少している。スロベニアやギリシャは GDP がプラスで推移しているが必ずしも GDP の伸びが貸出につながるわけではない。このような例を挙げると、フィンランドやフランスは GDP があまり伸びていないにもかかわらず貸出は伸びており、バルト諸国は経済パフォーマンスがいいが、ラトビアは 3 行中 2 行で貸出が減少している。また、ドイツは GDP が伸びているが、25 行中 16 行と貸出が減少している銀行が多い。ポルトガルも同じような動きを見せている。

その一方で、オーストリアやイタリアは GDP の低調さと貸出の低調さが相関しており、多くの銀行で貸出が減少している。特にイタリアは 15 行中 9 行が包括査定でも不合格となっており、貸出姿勢が慎重だけでなく、Bank Lending Survey では企業の資金需要の弱さも報告されており、経済の回復には課題が多いことが示唆される。

表 3-4 ユーロ地域主要 130 行の動向

1 ページ目 / 全 6 ページ		包括査定結果		増減率 (%)		
国	銀行名	自己資本 比率 (%)	バッファ (€ mln)	資産	貸出	備考
AT	BAWAG P.S.K. Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG	8.5	552	-4.2	4.8	* 1
	Erste Group Bank AG	7.6	2,278	-1.9	0.7	
	Raiffeisenlandesbank Oberösterreich AG	7.9	668	3.1	-1.3	* 2
	Raiffeisenlandesbank Niederösterreich-Wien AG	11.8	841	-1.5	-1.8	* 4
	Raiffeisen Zentralbank Österreich AG	7.8	2,106	-1.2	0.1	* 2
	Österreichische Volksbanken-AG with credit institutions affiliated according to Article 10 of the CRR	2.1	-865	-23.9	-27.1	
BE	AXA Bank Europe SA	3.4	-200	-6.0	-1.2	* 3
	Belfius Banque SA	7.3	1,130	5.1	0.2	* 2
	Dexia NV	5.0	-339	10.8	4.9	
	Investar (Holding of Argenta Bank- en Verzekeringsgroep)	14.7	768	38.5	23.5	
	KBC Group NV	8.3	2,842	2.7	3.5	
	The Bank of New York Mellon SA	11.2	661	8.2	-1.2	
CY	Bank of Cyprus Public Company Ltd	1.5	-919	-11.6	-16.5	
	Cooperative Central Bank Ltd	-8.0	-1,169	1.7	-3.6	* 1
	Hellenic Bank Public Company Ltd	-0.5	-277	18.3	-9.6	
	Russian Commercial Bank (Cyprus) Ltd (RCB Bank Ltd)	11.6	112	-38.4	-37.6	* 3
DE	Aareal Bank AG	11.8	1,114	16.0	19.8	* 1
	Bayerische Landesbank	9.4	4,502	-4.2	-4.0	* 1
	Commerzbank AG	8.0	6,011	8.5	0.1	
	DekaBank Deutsche Girozentrale	8.0	821	4.1	-2.3	* 2
	Deutsche Apotheker- und Ärztebank eG	14.7	1,081	-1.1	-21.9	* 2

2 ページ目／全 6 ページ		包括査定結果		増減率 (%)		
国	銀行名	自己資本 比率 (%)	バッファ (€ mln)	資産	貸出	備考
DE	Deutsche Bank AG	8.8	15,669	6.1	5.1	* 1
	DZ Bank AG Deutsche Zentral- Genossenschaftsbank	6.0	588	3.9	0.5	* 2
	HASPA Finanzholding	10.7	1,745	0.9	-1.3	* 2
	HSH Nordbank AG	6.1	236	1.5	-1.1	* 1
	Hypo Real Estate Holding AG	10.8	1,323	-27.5	-24.9	* 3
	IKB Deutsche Industriebank AG	6.5	145	-2.9	-6.1	* 5
	KfW IPEX-Bank GmbH	9.4	845	-0.3	-0.1	* 3
	Landesbank Baden-Württemberg	7.4	1,950	6.5	2.1	* 1
	Landesbank Berlin Holding AG	6.8	569	-11.2	-2.9	* 6
	Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale	8.2	1,935	0.3	-0.2	* 1
	Landeskreditbank Baden- Württemberg-Förderbank	11.2	1,335	na	na	
	Landwirtschaftliche Rentenbank	12.9	1,572	2.3	-2.6	* 2
	Münchener Hypothekenbank eG	2.9	-229	2.4	1.6	* 2
	Norddeutsche Landesbank- Girozentrale	9.2	2,614	-1.8	-0.1	
	NRW.Bank	31.5	14,758	-2.3	-4.0	* 3
	SEB AG	12.8	873	0.8	1.3	* 2
	Volkswagen Financial Services AG	7.0	1,290	10.6	8.6	* 2
	WGZ Bank AG Westdeutsche Genossenschafts-Zentralbank	7.3	445	1.7	-0.2	* 2
	Wüstenrot Bank AG Pfandbriefbank	6.5	48	4.0	-3.1	* 1
	Wüstenrot Bausparkasse AG	6.9	110	4.0	-3.1	* 1
EE	AS DNB Bank	11.8	33	16.9	10.6	* 3
	AS SEB Pank	25.4	657	16.7	3.9	
	Swedbank AS	34.6	1,556	4.3	1.5	
ES	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria, S.A. (BBVA) G-SIB	9.0	13,223	8.7	0.5	

3 ページ目／全 6 ページ		包括査定結果		増減率 (%)		
国	銀行名	自己資本 比率 (%)	バッファ (€ mln)	資産	貸出	備考
ES	Banco de Sabadell, S.A. (Sabadell)	8.3	2,265	-0.1	-2.9	
	Banco Financiero y de Ahorros, S.A. (BFA/Bankia)	10.3	4,763	-4.2	-0.7	* 2
	Banco Mare Nostrum, S.A.	8.1	531	-4.9	-7.5	* 1
	Banco Popular Español, S.A.	7.6	1,756	10.1	-0.5	
	Bankinter, S.A.	11.0	1,353	3.9	3.0	
	Banco Santander, S.A. (Santander) G-SIB	8.9	19,442	12.3	-1.7	
	Caja de Ahorros y M.P. de Zaragoza, Aragón y Rioja (Ibercaja)	7.8	640	-0.4	-4.5	* 1
	Caja de Ahorros y Pensiones de Barcelona (La Caixa)	9.3	6,780	-0.5	-4.8	
	MPCA Ronda, Cádiz, Almería, Málaga, Antequera y Jaén (Unicaja-Ceiss)	8.9	1,140	-8.2	-11.1	* 1
	Cajas Rurales Unidas, Sociedad Cooperativa de Crédito	8.0	592	-9.3	-8.4	* 1
	Catalunya Banc, S.A.	8.0	444	-18.2	-26.8	* 3
	Kutxabank, S.A.	11.8	2,279	-1.9	-3.3	* 1
	Liberbank, S.A.	5.6	22	-3.2	-7.2	
	NCG Banco, S.A.	9.1	814	na	na	
FI	Danske Bank plc (Finland)	13.4	1,298	7.0	1.8	
	Nordea Bank Finland Abp	10.4	3,303	6.2	1.6	
	OP-Pohjola Group	12.0	2,952	9.3	3.7	
FR	Banque Centrale de Compensation (LCH Clearnet)	39.1	115	9.6	na	* 3
	Banque PSA Finance	12.7	1,493	0.1	-1.4	
	BNP Paribas G-SIB	8.1	17,595	14.8	7.3	
	C.R.H. - Caisse de Refinancement de l'Habitat	5.5	1	-4.0	na	* 3
	Groupe BPCE G-SIB	7.0	6,860	8.9	5.6	
	Groupe Crédit Agricole G-SIB	8.8	20,714	4.7	3.6	

4 ページ目／全 6 ページ		包括査定結果		増減率 (%)		
国	銀行名	自己資本 比率 (%)	バッファ (€ mln)	資産	貸出	備考
FR	Groupe Crédit Mutuel	12.9	18,693	2.1	2.3	* 3
	HSBC France	6.6	463	5.9	1.4	* 4
	La Banque Postale	9.1	2,322	na	na	* 4
	BPI France (Banque Publique d'Investissement)	30.7	11,220	na	na	
	RCI Banque	9.1	798	8.5	7.9	
	Société de Financement Local	13.2	706	-9.4	-7.9	* 3
	Société Générale G-SIB	8.1	9,981	7.7	3.5	
EL	Alpha Bank, S.A.	8.1	1,334	-1.7	-3.0	* 1
	Eurobank Ergasias, S.A.	-6.4	-4,628	-4.3	-6.4	* 1
	National Bank of Greece, S.A.	-0.4	-3,433	-4.1	-4.2	
	Piraeus Bank, S.A.	4.4	-660	-6.6	-10.3	
IE	Allied Irish Banks plc	6.9	949	-2.5	-2.2	* 2
	Merrill Lynch International Bank Limited	9.5	1,602	na	na	
	Permanent tsb plc.	1.0	-855	-1.6	-1.6	* 2
	The Governor and Company of the Bank of Ireland	9.3	2,073	-3.4	-3.5	* 2
	Ulster Bank Ireland Limited	6.2	277	-2.1	-7.9	* 2
IT	Banca Carige S.P.A. - Cassa di Risparmio di Genova e Imperia	-2.4	-1,835	-9.1	-7.0	
	Banca Monte dei Paschi di Siena S.p.A.	-0.1	-4,250	-7.6	-8.4	
	Banca Piccolo Credito Valtellinese, Società Cooperativa	3.5	-377	5.9	-5.9	
	Banca Popolare Dell'Emilia Romagna - Società Cooperativa	5.2	-128	-1.8	-5.6	
	Banca Popolare Di Milano - Società Cooperativa A Responsabilità Limitata	4.0	-684	-2.2	-3.8	
	Banca Popolare di Sondrio, Società Cooperativa per Azioni	4.2	-318	8.5	0.4	
	Banca Popolare di Vicenza - Società Cooperativa per Azioni	3.2	-682	2.0	-2.7	* 2

5 ページ目／全 6 ページ		包括査定結果		増減率 (%)		
国	銀行名	自己資本 比率 (%)	バッファ (€ mln)	資産	貸出	備考
IT	Banco Popolare - Società Cooperativa	4.7	-427	-1.9	-7.3	
	Credito Emiliano S.p.A.	8.9	599	10.3	8.8	
	Iccrea Holding S.p.A	7.4	256	8.5	1.5	* 2
	Intesa Sanpaolo S.p.A.	8.3	8,724	3.6	-1.4	
	Mediobanca - Banca di Credito Finanziario S.p.A.	6.2	445	-15.6	-1.3	
	UniCredit S.p.A. G-SIB	6.8	5,580	2.2	-2.7	
	Unione Di Banche Italiane Società Cooperativa Per Azioni	8.2	1,743	-2.0	-3.1	
	Veneto Banca S.C.P.A.	2.7	-714	1.6	2.0	* 2
LU	Banque et Caisse d'Epargne de l'Etat, Luxembourg	12.8	1,345	5.8	5.2	* 2
	Clearstream Banking S.A.	18.1	426	na	na	
	Precision Capital S.A. (Holding of Banque Internationale à Luxembourg and KBL European Private Bankers S.A.)	8.3	300	na	na	
	RBC Investor Services Bank S.A.	13.0	268	na	na	
	State Street Bank Luxembourg S.A.	21.9	1,139	20.6	23.7	
	UBS (Luxembourg) S.A.	9.9	174	4.3	10.0	
LV	ABLV Bank, AS	7.7	36	25.8	-2.2	
	AS SEB banka	11.9	186	-13.2	-4.9	
	Swedbank AS	32.1	856	0.4	2.5	
LT	AB DNB bankas	12.7	173	4.3	3.6	* 1
	AB SEB bankas	13.3	378	-1.3	-2.2	
	Swedbank AB	23.2	658	2.7	4.6	* 3
MT	Bank of Valletta plc	8.9	128	14.3	5.3	
	HSBC Bank Malta plc	8.9	101	8.2	-0.5	
	Deutsche Bank (Malta) Ltd	138.8	2,140	na	na	

6 ページ目／全 6 ページ		包括査定結果		増減率 (%)		
国	銀行名	自己資本 比率 (%)	バッファ (€ mln)	資産	貸出	備考
NL	ABN AMRO Bank N.V.	9.1	4,701	4.0	4.7	
	Bank Nederlandse Gemeenten N.V.	17.3	1,669	6.9	-1.4	*2
	Coöperatieve Centrale Raiffeisen- Boerenleenbank B.A.	8.4	6,982	1.7	3.7	
	ING Bank N.V. G-SIB	8.7	10,847	5.2	3.0	
	Nederlandse Waterschapsbank N.V.	54.0	1,026	-4.0	-3.1	*3
	The Royal Bank of Scotland N.V.	7.2	434	-9.8	-20.1	*2
	SNS Bank N.V.	6.8	228	-7.9	0.3	*2
PT	Banco BPI, SA	11.6	1,345	-0.2	-2.7	
	Banco Comercial Português, SA	3.0	-1,137	-6.9	-5.1	
	Caixa Geral de Depósitos, SA	6.1	383	-11.8	-4.5	
SI	Nova Kreditna Banka Maribor d.d.	4.4	-31	-7.7	-12.8	
	Nova Ljubljanska banka d. d., Ljubljana	5.0	-34	-6.5	-7.0	
	SID - Slovenska izvozna in razvojna banka, d.d., Ljubljana	14.5	132	-6.3	-5.5	*1
SK	Slovenská sporiteľňa, a.s.	19.1	689	10.8	12.9	
	Všeobecná úverová banka, a.s.	13.8	694	0.2	8.3	
	Tatra banka, a.s.	11.7	383	5.1	7.0	*1

(出所) ECB Comprehensive Assessment Final results press conference, ECB Aggregate Report on the Comprehensive Assessment, 各銀行ホームページ IR 資料より作成。

(注) 備考欄の*1 は 2013 年 12 月~2014 年 9 月、*2 は 2013 年 12 月~2014 年 6 月、*3 は 2012 年 12 月~2013 年 12 月、*4 は 2013 年 6 月~2014 年 6 月、*5 は 2014 年 3 月~2014 年 9 月、*6 は 2013 年 6 月~2013 年 12 月の増減率を表す。備考欄に注がない場合は、2013 年 12 月~2014 年 12 月の増減率を表す。

銀行名のセルの黄色は ECB の包括査定で不合格であったものの、その後の資本増強により 2014 年 10 月の公表時点では合格になった 12 行、青のセルは 2014 年 10 月の時点でも資本不足を指摘された 13 行を表す。

第4節 銀行貸出の増加要因

本節ではより詳細なデータを用いて銀行貸出を増やす要因を探っていく。包括査定の対象となったユーロ地域の主要 130 行中、四半期データが入手できた 71 行を対象にパネルデータを作成し、以下の式による推定を行った。

$$lending = \alpha C + \beta X + \varepsilon$$

ただし、*lending*は貸出、 β は係数ベクトル、 X には資産、純利益、銀行が属する加盟国の GDP 成長率、長期金利、アメリカの GDP、ストレステストダミーが入る。資産が大きい銀行は規模の大きな銀行だといえるため、規模が大きければ大きいほど貸出を増やす余力があれば符号はプラスになる。純利益を十分に確保できる銀行も貸出余力があると考えられるため想定される符号はプラスになる。表 3-3 と表 3-4 からは GDP と貸出には明確な関係が見られなかったが、好景気により資金需要が増えて貸出が増えるという経路が存在すれば符号はプラスになる。長期金利の低下は借り入れ需要を刺激するため、想定される符号はマイナスとなる。ECB による金融緩和は長期金利を引き下げる効果を持つため、この項目は金融政策の有効性を示すことにもなる。アメリカの GDP は域外景気の影響を見るための項目として加えてある。ストレステストダミーは包括査定の悪化シナリオで指摘された資本バッファ（表 3-4 と同じもの）を用いた。包括査定は 2014 年第 4 四半期に公表されたため、第 3 四半期まではゼロ、第 4 四半期に資本バッファの数値を入れた。資本バッファがプラスであれば自己資本に余裕があるとみなされ、貸出余力があると考えられるため、想定される符号はプラスである。

資産と純利益のデータは各銀行の IR ページから入手した。ストレステストダミーは ECB から、そのほかのデータは EUROSTAT から入手した。なお、EUROSTAT にはエストニアの長期金利のデータがないため、長期金利を入れて推定するケースではエストニアは除いてある。

推定期間は 2014 年第 1 四半期から 2014 年第 4 四半期まで。パネルデータの推定方法は OLS。クロスセクションに対して固定効果を持つモデルとして推定した。固定効果を導入することにより、それぞれの銀行の間に存在するが推定式では明示的に表されていない要因（例えば経営の巧拙）を含めたと解釈することができる。

推定結果が表 3-5 である。

表 3-5 ユーロ地域における銀行貸出の推定結果

	(1)		(2)		(3)	
定数項	89132.7	***	89526.6	***	88566.6	***
資産	0.1540	***	0.1533	***	0.1565	***
純利益	3.3573	***	3.6528	***	3.6596	***
GDP	-546.16		-637.14		-598.57	
長期金利	499.30					
USGDP	468.40		230.26		223.20	
TEST	0.1219		0.0833			

(注) ***は 1%水準で有意を表す。

長期金利とストレステストダミーの有無によって 3 つのケースを推定した。エストニアの長期金利のデータがないため (1) にはエストニアが含まれていない。

いずれのケースでも、資産と純利益のみが有意となっており、想定される符号を得ている。規模が大きければ大きいほど、純利益が多ければ多いほど貸出も増えることが分かる。その他の項目は有意ではなく、P 値も 30%以上となったためこれらの係数はゼロとみなせるが、一応、符号を見ていくことにする。GDP は符号が想定とは逆になっている。2014 年に入ってユーロ地域の多くの加盟国で GDP がプラスになったにもかかわらずデレバレッジが進んでいることを示している。長期金利も想定とは逆の符号になっている。アメリカの GDP とストレステストダミーは符号通りとなっている。包括査定で ECB からお墨付きをもらった多くの銀行は貸出を増やすことができる。

なお、推定式のうち、左辺を *lending* から $\Delta lending$ に置き換えて推定を行ったが、結果はあまり大きくは変わらなかった。

次に、ユーロ地域の中から 3 つのグループを作って同様の推定を再度行う。第 1 はキプロス 3 行、スペイン 11 行、ギリシャ 4 行、イタリア 11 行、ポルトガル 3 行の計 32 行からなる南欧グループ、第 2 はオーストリア 2 行、ドイツ 9 行、オランダ 2 行の計 13 行からなるドイツ周辺グループ、第 3 はエストニア 2 行、フィンランド 3 行、ラトビア 3 行、リトアニア 2 行の計 10 行からなる北欧グループである。これらの 3 つのグループの推定結果が表 3-6 である。

表 3-6 グループ別の推定結果

	南欧グループ				ドイツ周辺		北欧グループ	
	(1)		(2)					
定数項	86638.3	***	71116.6	***	239534		29670.1	***
資産	-0.0367		0.1319	***	0.0503		0.1277	***
純利益	3.0658	***	3.0780	***	8.5695		2.1003	***
GDP	773.54		485.26		-2422.2		422.61	
長期金利	1188.2	**			8335.4		-67.000	
USGDP	-356.80		-938.74	***	4864.3		65.423	
TEST			-0.2734	**	1.4801		0.1476	

(注) ***は 1%水準で有意、**は 5%基準で有意を表す。南欧グループはキプロス、スペイン、ギリシャ、イタリア、ポルトガルの 32 行、ドイツ周辺はオーストリア、ドイツ、オランダの 13 行、北欧グループはエストニア、フィンランド、ラトビア、リトアニアの 10 行の推定結果。

南欧グループは長期金利とストレステストダミーの有無で 2 つのパターンを載せている。

(1) では長期金利の項目が有意となっているが、金利が上昇すればするほど貸出が増える結果になっている。この要因として、南欧ではギリシャでの政治状況などのニュースによって長期金利が大きく動くことが挙げられる。このようなイベントが攪乱要因になるだけでなく、金融緩和によって長期金利には下押し圧力があるものの、銀行はそれとは関係なくデレバレッジを進めたことも要因として挙げられるだろう。(2) では、アメリカの GDP やストレステストの符号がマイナスになっている。域外景気やストレステストは貸出を増やす要因ではないことが分かる。ドイツ周辺はユーロ地域の結果と似ているがすべての項目で有意ではなく、貸出を増やすための明確な要因が見当たらなかった。北欧グループはすべての項目で想定される符号となったが、資産と純利益以外の項目は有意とならなかった。

以上から、地域によって異なる要因があることが分かったが、国内や域外の景気や長期金利といった要因よりも資産や純利益といった銀行自身の経営状況が貸出に大きく影響していることが分かった。ユーロ地域の貸出が増えるためには、超低金利にしたり景気を下支えしたりするのではなく、銀行の体力や収益構造の改善が欠かせない。

第 5 節 まとめ — ECB の政策は有効か —

本章では、2014 年の ECB の緩和政策と銀行貸出の関係について分析を進めてきた。ECB

はマイナス金利や資金供給などによって銀行の貸出増加を通じた景気支援を狙っているが、第一段階でつまづいているといえるだろう。銀行は資金が不足しているからではなく、デレバレッジを優先させているため貸出を増やさないのである。ただ、企業や家計の資金需要は2014年に入って上向きになっており、貸出が増加する兆しは見え始めている。やみくもに資金を供給するのではなく、銀行の貸出を促すより確実性の高い政策が望まれる。例えば、ECBがユーロ地域の銀行が発行するCoCo債（Contingent Convertible bonds）を購入すれば、銀行の自己資本を補強することになる。CoCo債とは転換社債であるが、銀行の経営が悪化するなどのイベントによって債券から株式に転換されるという特徴を持っている。銀行からすると、経営が悪化して資金繰りが苦しくなるとCoCo債の償還を免れることができる都合のいい債券である。その分クーポンレートは高く設定されるため、イールドを欲しがる投資家からの需要も高い。中央銀行がCoCo債を購入することが適切なかどうかは議論が必要であるが、やみくもに資金を供給するよりは効果が望めるだろう。

どうして金融緩和で貸出を増やせないのだろうか。マクロ経済学では、内部収益率と調達金利の大小関係で投資が決まると考えている。名目金利を低下させることで内部収益率の割引率が低下するため内部収益率が上昇する一方、調達金利は低下するため資金需要が増すはずである。しかし、不況期には企業の見通しが悲観的になり、投資プロジェクトからのキャッシュフローを（不況期には過度に）低く見積もることで、内部収益率が低下する。また、企業は資本効率を考えるため、単に内部収益率が調達金利より上回っているかどうかだけでなく、ROAやROEなどと比較して十分な収益を上げられるのかを考えている。単に名目金利を下げれば投資が増えるのではなく、資本効率を上げられるような魅力的なプロジェクトがなければ投資は増えず、銀行貸出も増えない。金融政策では魅力的なプロジェクトを作ることはできないのである。

ECBの金融緩和の目的の一つに、デフレの回避がある。名目金利をゼロに引き下げたとしても、デフレになれば実質金利は高まる。緩やかなインフレを起こせば実質金利はマイナスになって企業の投資が増えるという考え方である。理論的には正しい考え方かもしれないが、企業の経営者は純利益、ROE、EPSなどの実質値ではなく名目値によって株主や株式市場から評価されているという点が忘れられている。中小企業などの非上場企業においても実質値を経営目標にしている企業は少数派であるだろう。そのため、実質金利をマイナスにすることで企業の資金需要が増え、銀行貸出が増えるという経路で金融政策が景気を下支えするシナリオの実現可能性は低い。

本章のテーマからやや離れるが、ECB の金融緩和は為替市場や株式市場に影響を与えている。ECB が供給している過剰な資金は貸出には向かわず、より手軽に収益を得られそうな市場に流れている。アメリカなどのユーロ地域よりも経済が好調な地域に資金が流出すればユーロ安につながる。ECB はユーロ安が景気の下支えになると考えているが、はたしてそうであろうか。20 世紀までの貿易では完成品の割合が比較的高かった。完成品貿易では為替安による外貨建て価格の引き下げで輸出数量を増やしたり、価格は据え置いても自国通貨建ての売上高を増やしたりすることができる。しかし、21 世紀に入ると企業はサプライチェーンやバリューチェーンを国際的に展開するようになり、半製品や資本財の貿易の割合が高まってきた。半製品や資本財は価格の上下に関わらず一定量が必要であることが多い。つまり、需要の価格弾力性が低い。需要の価格弾力性が低い財を輸出入する経済では、為替レートが安くなっても輸出量も輸入量もあまり変化しないため、貿易収支の改善効果が小さい。為替レート安が貿易収支を改善させるための条件をマーシャル＝ラーナー条件というが、21 世紀の先進国ではマーシャル＝ラーナー条件が成立しづらい環境になっている。そうであれば、ユーロ安が貿易収支を好転させて景気を下支えする効果は小さいといえる。しかし、自国通貨建てでみた海外部門収益は増えるため、株式市場にはプラスの効果を持つ。ただし、配当は増えるかもしれないが国内の雇用や賃金が増えるわけではない。

ECB のマイナス金利導入によってユーロ地域だけでなくデンマークなどの周辺地域においても金利の低下が進んでおり、短期国債を中心にマイナス金利が常態化しつつある。利回りがマイナスの国債を保有するのは非合理的であるが、一定の条件下では合理的となる。ECB の預金ファシリティの金利は-0.20%であるため、それよりも高い金利、例えば-0.10%の国債を保有する方が超過準備を持つよりも損失が少なくて済むため合理的な行動であるといえる。-0.10%の利回りで購入した国債がより低い利回り（＝より高い価格）である-0.15%で売れる見込みがあれば購入する意味がある。どんなに高い価格であっても、より高い価格で買ってくれる人がいれば今のうちに買うことが合理的であるという「よりバカ理論」の世界である。利回りがマイナスになるような非常に高い価格で国債を購入してくれる「よりバカ」がユーロ地域に存在するのだろうか。ECB は 2015 年 3 月 9 日から PSPP (public sector purchase programme) を実施し、ドイツなどの国債を定期的に購入する。ECB はドイツ国債がどんなに品薄でも購入しなければならず、それを知っている銀行は高い価格（＝低い利回り）で国債を ECB に売りつけることができる。PSPP はユーロ地域の銀行に収益をもたらすかもしれないが、銀行が貸出よりも国債のトレーディングに

集中するようになれば貸出の増加を通じた景気下支えシナリオは崩壊する。

銀行貸出が増えている経済は、企業が活発に活動している経済であり、柔軟な労働市場や自由な競争が保証されている経済である。EU が進めている欧州 2020 戦略や様々な経済ガバナンスを進めること、すなわち構造改革によって競争力を高めることが必要とされているのであり、これらは ECB の金融政策の領域ではない。ECB がサプライズ的な緩和政策を打ち出せば打ち出すほど構造改革の機運は薄れていき、ECB は更なるサプライズを迫られることになる。しかし、サプライズではユーロ地域の貸出を増やすことはできないのである。

参考文献

- ・川野祐司 (2009) 「ヨーロッパ経済回復への道」 拓殖大学海外事情研究所『海外事情』2009 年 6 月号、pp.40-56.
- ・川野祐司 (2014a) 「量的緩和と病的緩和」『東洋大学経済学部ワーキングペーパー』No. 15
- ・川野祐司 (2014b) 「ECB (欧州中央銀行)、ターゲット長期オペの詳細を公表、景気下支え効果は期待薄」『国際貿易投資研究所フラッシュ』、No.197
- ・川野祐司 (2014c) 「2008 年以降の ECB (欧州中央銀行) の危機対策」『国際貿易と投資』No. 97、国際貿易投資研究所、pp.64-74.
- ・川野祐司 (2015) 「欧州における危機対策の金融政策」『日本 EU 学会年報』第 35 号、pp. 221-245、近刊
- ・ECB (2014a) *Comprehensive Assessment Final results press conference*.
- ・ECB (2014b) *Aggregate Report on the Comprehensive Assessment*.
- ・ECB (2014c) “the current weakness in euro area Investment compared with past crisis episodes”, *ECB Monthly Bulletin*, 2014-12, pp.65-68.
- ・ECB Bank Lending Survey 各号
- ・ECB Monthly Bulletin, ECB Economic Bulletin 各号

第4章 TTIP 交渉協議の経緯と主要な関心分野・争点

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

田中 友義

第1節 TTIP は最大規模のメガ FTA

1. TTIP 交渉の背景

米 EU 首脳は 2013 年 6 月、G8 首脳会議出席の機会に、TTIP 交渉の開始を発表した。4 メガ FTA (自由貿易協定、Free Trade Agreement¹⁾) の中で、TTIP が経済・貿易・直接投資の規模で最も大きい。まず、経済規模 (名目 GDP) については、TTIP は 32 兆 6,194 億ドル、世界の GDP の 46.5% のシェアを占めており、最大規模である。貿易規模 (輸出入合計) についても、TTIP は 15 兆 5,221 億ドル、世界貿易の 42.4% のシェア、海外直接投資規模 (対外・対内投資合計) についても、TTIP は 1 兆 781 億ドル、世界の海外投資合計額の 39.1% のシェアをそれぞれ占めており、最大規模を誇っている。したがって、TTIP 交渉が成功すれば巨大な経済圏が誕生することから、世界が交渉の行方に注目している (表 4-1)。

表 4-1 4 メガ FTA の世界シェア (%)

	GDP (2011 年)		人口 (2011 年)		貿易 (2012 年) (注 1)		直接投資 (2012 年) (注 1)	
	10 億ドル	%	100 万人	%	10 億ドル	%	10 億ドル	%
TTIP	32,619.4	46.5	815.2	11.7	15,522.1	42.4	1,078.1	39.1
日 EU・EPA/FTA	23,532.7	33.5	629.9	9.0	13,391.0	36.5	706.1	25.8
TPP	26,583.1	37.9	787.3	11.3	9,444.0	26.0	1,014.8	37.0
RCEP	20,005.9	28.5	3,403.6	48.8	10,454.0	28.5	654.0	23.9
世界全体	70,201.9	100.0	6,974.0	100.0	36,641.5 (注 2)	100.0	2,741.9 (注 2)	100.0

(注 1) 当該国・地域の輸出入合計額または対外・対内直接投資合計額を示す。

(注 2) 世界の輸出入合計額または対外・対内直接投資合計額を示す。

(出所) UN :National Accounts Statistics2011,UN:World Population Prospects ;The 2010 Revision,
UNCTAD :World Investment Report2013,ジェトロ統計 (各国・地域貿易統計) などから作成。

欧州委員会が 2010 年 11 月、政策文書「貿易、成長、世界情勢：EU2020 戦略の中核的要素としての通商政策」²を公表したが、その中で、EU の経済成長の強化、雇用の増加など貿易の利益が EU に還元されるために、米国などの戦略的パートナーとの通商関係の強化を図るべきことを強調している。

さらに、欧州委員会は 2012 年 7 月、報告書「成長の外部要因・EU の主要経済パートナーとの貿易・投資関係の進捗報告」³を公表した。欧州委員会はこの報告書の中で、EU は、より高度の FTA を締結することができ、より大きな経済効果も期待できる米国との FTA 交渉に着手することを明らかにした。

2. 最重要な貿易・投資パートナー

ところで、EU 米間の貿易・直接投資の状況はどうなっているのかについて、EUROSTAT (EU 統計局) データに基づいて作成した表 4-2 から検証してみたい。

まず、EU の対米財・サービス貿易は、いずれも常に収支尻が EU 側の黒字で推移し、黒字幅が拡大傾向にあることがわかる。2013 年の EU の対米財輸出は 2,833 億ユーロを記録し、EU の対域外輸出総額の 16.5%のシェアを占めて EU の第 1 位の輸出相手国となっている。スイスが 9.7%で第 2 位、中国は 8.5%で第 3 位の順となっている。

他方、2013 年の EU の対米輸入は 1,961 億ユーロに上り、EU の対域外輸入総額の 11.7%を占めて、第 3 位に位置する。第 1 位は中国の 16.6%、第 2 位はロシアの 12.2%となっている。ちなみに、米商務省統計では、米国の最大の輸出相手国はカナダ（米国の輸出総額の 19.1%、2013 年）であり、EU は 16.62%で第 2 位、メキシコが 14.3%で第 3 位の順となっている。また、米国の最大の輸入相手国は中国（米国の輸入総額 19.4%の 2013 年）であり、以下 EU の 17.1%、カナダの 14.7%の順である。

EU の対域外貿易（輸出入合計）に占める対米貿易の比率は 14.1%で第 1 位、EU にとって最大の貿易パートナーの地位を占めている。以下、中国は 12.5%で第 2 位、ロシアが 9.5%で第 3 位の順となっている。EU の最大の域外貿易相手国である米国との間の主要貿易商品構成をみると、約 40%を占める機械・輸送機器類と約 20%を占める化学品で約 60%を占めており、米 EU 間では産業内貿易が活発に行われていることが特徴である。

表 4-2 米 EU 間貿易・直接投資の推移（10 億ユーロ）

	EU の対米財貿易			EU の対米サービス貿易			EU の対米直接投資残高		
	輸出	輸入	収支尻	輸出	輸入	収支尻	対内	対外	収支尻
2011 年	264.1	192.0	72.1	148.1	141.1	6.9	1,526.8	1,598.9	72.1
2012 年	293.2	206.5	86.7	163.0	148.9	14.1	1,536.4	1,655.0	118.6
2013 年	288.3	196.1	92.2	158.8	146.1	12.7	n.a	n.a	n.a

（出所） European Commission(DG for Trade);Countries and regions ,United States、EUROSTAT

EU foreign direct investment inward(outward)stocks extra EU investing(destination)country などから作成

次に、EU の対米直接投資の状況をみてみる。2012 年末現在の EU の米国向け直接投資残高は 1 兆 6,550 億ユーロに上っており、EU の対域外直接投資残高に占める対米直接投資残高比率は 31.8%、EU の米国からの直接投資受入れ残高は 1 兆 5,364 億ユーロで EU の域外からの対内直接投資残高に占める対米比率は 38.9%と、圧倒的なシェアを占めて第 1 位である。そして、EU 側の恒常的な流出超となっていて、残高金額が年々拡大している。ちなみに、米商務省統計によると、2012 年末現在、米国の対外直接投資残高のうち欧州（スイスなど非 EU 諸国を含む）の比率が 55.5%、また、対内直接投資残高のうち欧州（非 EU 諸国を含む）の比率が 71.1%と圧倒的な割合となっている。米 EU 間の直接投資の主流はクロスボーダー M&A（企業の合併・買収）であり、50 億米ドル超のメガ M&A 案件が多い。

3. TTIP の経済・貿易拡大効果

ここでは、TTIP によってどの程度の経済効果が期待できるのだろうか、欧州側で公表された 2 つの報告書をもとに、5 つのケースの想定で試算された経済アセスメントの数値をみてみたい。TTIP の最大の目標が、米 EU 間の貿易と海外投資を阻害する関税障壁・規制など非関税障壁を撤廃した場合、貿易コストの引き下げによって相互の貿易を飛躍的に拡大し、経済成長率を引き上げて、雇用を増やして失業を減らすということである。

（1）CEPR の試算結果

2013 年 3 月に公表された在ロンドンの経済政策調査センター（CEPR）の報告書につい

て取り上げる⁴。マクロ経済アセスメントの結果は表 4-3 に示したとおりである。ここでは 5 つのシナリオを想定して経済インパクトを計算している。TTIP 協定が限定的な 3 つのシナリオの中では関税引き下げのみの場合が他の 2 つのシナリオよりも GDP 輸出に大きなプラス効果を生み出すとしている。次に、TTIP が包括的な協定である 2 つのシナリオを想定しているが、5 つのシナリオの中で最大の経済的利益を得られるのは、「野心的な包括的協定」(ambitious comprehensive agreement) のシナリオである⁵)。

この野心的シナリオでは、TTIP 協定が完全に実施された場合、EU の GDP は年間当たり 1,192.1 億ユーロ増 (4 人家族当たり、平均して年間 545 ユーロの可処分所得増)、米国の GDP は 949 億ユーロ増 (同 655 ユーロ増)、その他世界の GDP は約 1,000 億ユーロ増加すると試算している。このような GDP の増加は、米 EU 間の貿易拡大の結果によるものである。TTIP によって、特に、EU の対米輸出は 28%増 (EU の財・サービス輸出 1,869.7 億ユーロに相当) と大幅な伸びを想定している。米国の対 EU 財・サービス輸出は 1,591 億ユーロ増、米 EU のその他世界向け財・サービス輸出は 330 億ユーロ増加する結果、全体として、EU の (対域外) 財・サービス輸出総額は 6%増 (2,199.7 億ユーロに相当)、米国の財・サービス輸出総額は 8%増 (2,395.4 億ユーロに相当) すると試算している。

表 4-3 CEPR のマクロ経済アセスメント (単位 : 100 万ユーロ)

	限定的協定 : 関税のみ	限定的協定 : サービスのみ	限定的協定 : 公共調達のみ	包括的協定 : 控えめな内容	包括的協定 : 野心的な内容
GDP(国内総生産) 増					
EU	23,753	5,298	6,367	68,274	119,212
米国	9,447	7,356	1,875	49,543	94,904
米 EU 間輸出 (fob)					
EU : 対米輸出	43,840	4,591	6,997	107,811	186,965
米国 : 対 EU 輸出	53,777	2,859	3,411	100,909	159,098
輸出総額 (fob)					
EU (対域外)	43,740	5,777	7,136	125,232	219,970
米国	57,330	5,488	5,942	142,071	239,543

(出所) Joseph Francois: Reducing Transatlantic Barriers to Trade and Investment, An Economic Assessment (Centre for Economic Policy Research, London, March 2013)

また、EU の部門別輸出については、特に、高関税・高非関税障壁の撤廃によって自動車

部門が最大の経済効果を受けるとみている。すなわち、EU のその他世界向け自動車輸出は 42%増、自動車輸入は 43%増、また、EU の対米自動車輸出は 149%増、EU 域内の自動車生産は 1.5%増加すると試算している。

CEPR 報告書は、結論として、いわゆる「国内における（behind the border）非関税障壁」の撤廃、削減あるいは防止による効果が TTIP の最重要部分であるとして、潜在的利益全体の約 80%が官僚的・規制的・行政的などの諸障壁のコスト削減、サービス貿易・公共調達自由化から生ずるとみている⁶。その結果、TTIP によって生まれた、より高水準の経済活動および生産性による利益は、米 EU 両国・地域の労働市場において熟練・非熟練労働者の賃金および雇用創出両面で利益をもたらすと結論付けている。

(2) 欧州委員会の試算結果

次に、2013 年 3 月に公表された欧州委員会のスタッフ作業文書の試算結果をみてみよう⁷。

表 4-4 は TTIP による EU の経済的インパクトを 5 つの選択肢（オプション）に分けて試算したものである。全般的に試算数値からみて、前記の CEPR アセスメントの数値と比較して、控えめなインパクトを想定している。特に、2 つの包括的な TTIP についてみると、控えめなシナリオの場合、EU の GDP は年間 0.27%増（国民所得 483.6 億ユーロ増）するのに対して、野心的なシナリオの場合、0.48%増（同 864.5 億ユーロ増）すると試算している。また、包括的な TTIP によって、EU 域内の熟練労働者および未熟練労働者の賃金がそれぞれ 0.3%～0.5%、0.29%～0.51%上昇することが期待できるとみている。

この欧州委員会文書も、前述の CEPR 報告と同様に、結論として、非関税障壁の大幅な引き下げこそ、最大の経済的利益を生み出し、更なる経済成長を促し、事業機会と雇用機会を増やすことになるとしている。

表 4-4 欧州委員会の経済アセスメント

分析の選択肢		GDP (量的指数)、% 変化	国民所得 (10 億ユーロ)
	関税のみの協定		
EU		0.10	15.376
	サービスのみの協定		
EU		0.01	2.540
	公共調達のための協定		
EU		0.02	3.360
	包括的貿易投資協定(控えめなシナリオ)		
EU		0.27	48.385
	包括的貿易投資協定 (野心的なシナリオ)		
EU		0.48	86.453

(出所) European Commission(2013)

第 2 節 TTIP 交渉協議の概要

1. 交渉協議の経緯

TTIP 協議・交渉の経緯は、概ね表 4-5 に記したとおりである。2011 年 11 月の米 EU 首脳協議で、オバマ米大統領、ファンロイパイ欧州理事会常任議長 (EU 大統領、当時)、バローゾ欧州委員会委員長 (当時) は、米 EU 間の関税を含む貿易・投資障壁の撤廃に向けた複数の選択肢を検討するための「雇用と成長に関するハイレベル作業部会」(HLWG) を設置することで合意した。米 EU が FTA を視野に入れた議論をすることを公にしたのは初めてのことである。2012 年 6 月ハイレベル作業部会が中間報告を公表、米 EU 首脳は両国・地域間の貿易・投資を拡大するための大胆なイニシアチブこそ成長と雇用創出のに向けた戦略に重要な貢献をすることになるとの共同声明を発表した。2012 年 10 月の欧州理事会 (EU 首脳会議) は、ハイレベル作業部会の最終報告書に期待するとともに、包括的な大西洋貿易・投資協定交渉を 2013 年中に開始することを目標に掲げた。

2013 年 2 月、ハイレベル作業部会の最終報告書が纏まり、これを受けて米 EU 首脳が TTIP 交渉の開始に向けた内部手続きを開始するとの声明を発表、オバマ大統領も一般教書

演説の中で TTIP に言及して、交渉開始への方向性を示した。その後、2013 年 6 月、EU 理事会（貿易相）は「文化は例外扱い」だとして徹底抗戦するフランスなどの反対国の主張を一先ず受け入れて、映像・音楽分野を交渉の対象外とすることで、米国との交渉入りにゴー・サインを出した。そして、米 EU 首脳は、同年 6 月の英国ロック・アーン G8 首脳会議出席の機会をとらえて、TTIP 交渉を開始することを発表した。

早期の合意を目指して、第 1 回交渉が 2013 年 7 月にワシントンに開催された。なお、当初 10 月に予定されていた第 2 回交渉は米国の 2014 年度暫定予算の不成立による一部の政府機関の閉鎖の影響で 11 月に延期されたものの、2015 年 2 月までに 8 回の交渉協議が終了している。

表 4-5 TTIP 協議・交渉の経緯

時期	協議・交渉の概要
2011 年 11 月	米 EU 首脳協議で両地域・国間の貿易投資障壁の撤廃のためのハイレベル作業部会の設置を決定
2012 年 6 月	ハイレベル作業部会が中間報告を公表、米 EU 首脳が歓迎の共同声明を発表
2012 年 10 月	欧州理事会が 2013 年中に米国との FTA 交渉開始に向けた作業を進めると表明
2013 年 2 月	ハイレベル作業部会の最終報告書を公表 米 EU 首脳が TTIP 交渉開始に必要な内部手続きを開始する旨の声明を発表 オバマ大統領が一般教書演説で TTIP 交渉を開始する予定であると表明
2013 年 06 月	EU 理事会（貿易相）が欧州委員会に交渉権限（マンデート）を付与することに合意 米 EU 首脳がロック・マーン G8 首脳会議で TTIP 交渉開始を発表
2013 年 07 月	第 1 回交渉協議（ワシントン）
2013 年 11 月	第 2 回交渉協議（ブリュッセル）
2013 年 12 月	第 3 回交渉協議（ワシントン）
2014 年 01 月	オバマ大統領が一般教書演説で TTIP 交渉の促進を強調 米 EU 首脳協議で TTIP 交渉の加速化を確認
2014 年 03 月	第 4 回交渉協議（ブリュッセル）
2014 年 05 月	第 5 回交渉協議（アーリントン）
2014 年 07 月	第 6 回交渉協議（ブリュッセル）
2014 年 10 月	第 7 回交渉協議（ワシントン）
2015 年 01 月	オバマ大統領が一般教書演説で TTIP 交渉に優先的に取り組むことを強調
2015 年 02 月	第 8 回交渉協議（ブリュッセル）

（出所）執筆者作成

2. 広範な分野が交渉の対象

米 EU 首脳の共同声明、オバマ大統領の一般教書演説の FTA 交渉開始表明、G8 首脳会議での重ねての交渉開始表明は、EU の対応や米国内の諸事情などによって予定よりも公表が約 2 ヶ月も遅れたハイレベル作業部会（HLWG）の「米 EU 雇用と成長に関する最終報告書」の勧告に大きく依拠するものであった⁸。

この報告書は、米 EU 両国・地域間の貿易投資を拡大するための以下のような幅広い選択肢を明示しているが、これらの選択肢に限られるものではないとしている。

- ① 関税・関税割り当てなど、物品貿易に関する従来型の障壁の撤廃あるいは削減
- ② 物品貿易、サービス貿易と投資に対する障壁の撤廃、削減あるいは防止
- ③ 規制・標準の互換性（compatibility）の強化
- ④ あらゆる分野の貿易に対する不必要な「国内における（behind the border）非関税障壁の撤廃、削減あるいは防止
- ⑤ 共通の関心事項であるグローバルな課題に関するルール・原則の発展およびグローバル経済の共通目標の達成に向けた協力の強化

HLWG は、包括的な協定が大西洋間の貿易・投資の大幅な拡大を通じて新たな事業と雇用を創出し、近年になって、その重要性が増しているグローバルな貿易・投資に対する挑戦に立ち向かう先駆的なルールや規律を発展させ、米 EU 間の並外れて緊密な戦略的パートナーシップをさらに強化するものになりうると結論付けている。そして、このよう包括的な協定こそ検討対象となった様々な選択肢のうち、最も重要な相互利益をもたらすものだとして、米 EU 首脳に対して、包括的協定の締結に向けた交渉開始に必要な正式の内部手続きに可能なかぎり速やかに着手するよう勧告している。

HLWG が提言する包括的な協定は、表 4-6 にみられるように、大枠として 3 つの分野を含むものである。

- ① 市場アクセス分野では、関税、サービス、投資、政府調達に関する様々な障壁に対して、包括的な取り組みを必要としており、これまでの貿易協定を超える市場アクセス・パッケージの合意を目標とするよう提言している。
- ② 規制問題・非関税障壁分野では、貿易・サービス規制についての効率的で互換性の高い規則を制定するための分野横断的な規則の導入、衛生植物検疫措置（SPS）、貿

易の技術的障壁（TBT）などの非関税障壁の悪影響を軽減する革新的アプローチが必要だと提言している。

- ③ グローバルな貿易に関する共通の挑戦と機会に対応するルール・原則などの分野では、知的財産権、環境・労働、通関・貿易円滑化、国有企業などの分野で米 EU 間の通商のみならず、多国間貿易システムの漸進的な発展に資するルールの構築を目指すべきことを提言している。

表 4-6 TTIP の包括的な協定の概要

分野		協定の主要内容
市場アクセス		米・EU が既存の貿易協定で獲得したものを超える市場アクセス・パッケージを目標とする
	関税	関税の完全撤廃を目標とする。最もセンシティブな品目の取り扱い交渉の過程で選択肢を検討する
	サービス	一定のセンシティブ分野を考慮しつつ、最高水準の自由化約束を目指す。協定の透明性、公平性、適正な手続きなどを確保し、既存の貿易協定の規制規律を一層強化する拘束力のある約束を盛り込む
	投資	最高水準の投資自由化と投資保護の規定を盛り込む
	政府調達	あらゆるレベルの政府での政府調達機会へのアクセスを、内国民待遇に基づいて大幅に改善し、ビジネスチャンスの拡大を図る
規制問題・非関税障壁		大西洋間の協定の利益の大部分は、非関税障壁の悪影響を軽減する革新的アプローチに依っている。将来的な規制調和を含む互換性の向上、同等性承認、相互承認などによるコスト軽減のプロセス・メカニズムを整備することを重視する
	衛生植物検疫措置（SPS）	米 EU 間の SPS 問題に対処するためのより良い対話と協力の継続的メカニズムを構築する
	貿易の技術的障壁（TBT）	米 EU 間の TBT 問題に対処するためのより良い対話と協力の継続的メカニズムを構築する
	製品・サービス規制	効率的で互換性の高い規則を制定するための分野横断的な規律を導入する

グローバルな貿易に関する共通の挑戦・機会に対応するルール・原則		米 EU 間のみならず、多国間貿易システムの漸進的な発展に資するルール構築を目指す
	知的財産権（IPR）	相手側が関心を持つ幾つかの重要な知的財産権上の課題に取り組む
	環境・労働	EU 貿易協定の「持続可能な開発」、米貿易協定の「環境・労働」章の規定を踏まえて取り組みを模索する
	通関・貿易円滑化	WTO で交渉中の規律内容を超える水準の効果的な措置を確保する
	国有企業（SOE）	国有企業に与えられる補助金その他特別な権利に対するルール作り

（出所）ジェットロセンサー（2013）、17 頁、米 EU「雇用と成長に関するハイレベル作業部会」最終報告書から作成

HLWG の報告書は、包括的な協定によって、大西洋間の貿易・投資が大幅に拡大する結果、新たなビジネスと雇用が期待できるとしているが、その効果を具体的な数値によって明示的に述べていない。この点については、前述の CEPR 報告の数値が一つの参照値となる。TTIP 協定が完全に実施された場合、最大で EU の GDP は年間当たり 1,192.1 億ユーロ増加、米国の GDP は 949 億ユーロ増加すると試算している。GDP の増加は、米 EU 間の貿易拡大の結果によるとしている。ちなみに、EU の（対域外）財・サービス輸出総額は 6% 増、米国の財・サービス輸出総額は 8% 増加すると試算している。

第 3 節 主要な関心分野・争点

1. EU 米双方のポジション

ハイレベル最終報告書は、「協定がもたらす利益の大部分は、非関税障壁が貿易・投資に与える悪影響を軽減すべく、これまでない革新的なアプローチを取れるかどうかに依拠する」と述べているように、TTIP の最大の焦点は非関税障壁の取り扱いと位置付けている。確かに、部分的には高関税を課している分野もあるものの、全品目の実効関税率は平均で EU 5.2%、米国 3.5%といずれも比較的低い水準で、関税引き下げだけでは米 EU 双方にと

ってメリットは大きくない⁹。

さらに、オバマ大統領は TTIP を「世界の貿易体制がその進展を見守る、高度かつ包括的な協定」との位置付けをしており、米 EU 間での合意で、基準の共通化が実現すれば、デファクト（事実上）の国際基準となり、世界の貿易投資ルール形成への影響は頗る大きいといえる。表 4-7 は、筆者が、米 EU 間の主要な関心分野と大きな争点となる分野を想定したリストである。一昨年からの 8 次に及ぶ交渉協議の結果、主要な争点が次第に明らかになってきている。

協定交渉の出発点として、「物品の全ての関税の撤廃」を目指すものの、必ずしも交渉が着実に進んでいるわけではない。2014 年 2 月に米 EU は物品貿易の関税削減オファーを初めて交換した。EU 側が全体の 90% 台後半の削減案を示したのに対して、米国側オファーは 80% 台にとどまった。関税引き下げの他にも、早期の合意を阻む要因になりそうな課題がいくつもある。

例えば、「映像・音楽サービスの保護」について、文化の多様性が失われることを懸念するフランスなどの強い反対によって、とりあえず交渉の対象外とするとして欧州委員会は交渉のマנדートを加盟国に認めさせた。もし、米国が交渉対象に含めるように要求してきた場合、EU 側は加盟国に議論を差し戻して、全 28 カ国の全会一致の合意を求めなければならない。フランスは「文化は例外」という主張を 1980 年～90 年代のガット・ウルグアイ・ラウンド（多角的貿易交渉）でも押し通してきただけに、徹底抗戦の構えを崩さない。

さらに、米 EU 双方で重要分野と位置付けている農業問題でも大きな争点がある。トウモロコシ、大豆など遺伝子組み換え作物（GMO ; Genetically Modified Organism）や成長ホルモン剤使用牛肉など食の安全規制についても、EU 側の厳しい衛生検疫規制（SPS ; Sanitary and Phytosanitary measures）を米国側が問題視している。これらの問題は米 EU 間のみならず、WTO（世界貿易機関 ; World Trade Organization）紛争解決機関でもたびたび争ってきた分野である。

表 4-7 米 EU の主要な関心分野・争点

関心分野	EU 側の立場	米国側の立場
(関税)農産品の関税撤廃・引き下げ	●高関税の乳製品、砂糖、食肉類など 例外扱い	●砂糖、乳製品、牛肉など例外扱い (関税割り当て制、関税撤廃の猶予 など)
(サービス)映像・音楽サービスの保護	●交渉対象から除外	●保護策の緩和を求める
(投資)投資ルール・投資保護	●交渉の対象外か(二国間協定)	●投資家と国家の紛争解決条項 (ISDS)に賛成
(政府調達)公共事業への外資参入改善	●全てのレベルの政府の規制緩和	●州レベルの法律の改正は困難
(規制問題)貿易の技術的障壁 (TBT)/自動車安全性基準	●相互承認には原則賛成 ●政府による型式認証制度	●相互承認には原則賛成 ●製造業者責任による評価制度
(規制問題) 衛生植物検疫 (SPS)/遺伝 子組み換え作物	●食品安全の基本規制は変えない	●EU の規制緩和で農作物の輸出拡大
(知的財産権)ワインなど食品の地理的 表示	●地理的表示の保護強化	●保護強化に反対
(知的財産権)模造品・海賊版の取引の 防止	●ACTA の取り込み反対(注)	●知的財産権保護の新基準として ACTA の取り込みを求める
(規制問題)原産地ルール	●原産地判定を自社で行う企業を政 府が認定する	●企業の自己責任制

(注)「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA) のこと。

(出所) 執筆者作成

2. 分野別の交渉協議経過

交渉協議は 24 の分野の作業部会に分かれて行われている。第 8 回交渉協議までの分野別交渉協議の経過は以下のとおりである¹⁰。

(1) 市場アクセス

①物品貿易

統合テキスト(EU 米双方の主張を盛り込んだ条約文案)の基礎作業を実施。農業貿易やワインに関する特別条項を発展させる可能性を協議、非関税問題に関する見解を交換。

②関税率

初めての関税率オファーを相互に交換（2014年2月）、このオファーと2国間貿易統計データに関する技術的な質疑応答。2回目のオファー交換を予定。

③サービス

国境を越えるサービス貿易、金融サービス、通信サービス（統合テキストに関する作業を開始）、電子商取引に関するテキスト（条文）ベースでの議論、金融サービスにおける規制協力に関するEUのポジションペーパーについて意見交換、米側は金融サービス規制をTTIPから除外するなど対象範囲を限定的とすることを要求。

④サービス・投資

サービス・投資に関する自由化（市場アクセス）オファーを相互に提示、米側がサービス分野に関する提案を提示。

⑤投資保護

テキストに関する協議は、EUの投資家対国家の解決紛争（ISDS）に関するパブリック・コンサルテーション（公開諮問）の結果が出るまで延期（2014年3月開始、7月以降に公表予定）。

⑥公共調達

相互のシステムをより深く理解するための徹底的な情報交換を継続。EUはコンセッション方式の新指令に関する情報を提供、相互のコンセッション方式／PPPのシステムに関する質疑応答。中央政府の調達、州政府レベルの調達のための連邦基金、州政府レベルでの約束を含めた調達アクセスの全側面に関して集中的議論。

（2）規制項目・分野

①規制協力

規制協力を改善し、利害関係者を関与させ、影響評価を行う際の国際貿易の効果分析を強化するために、徹底的な情報交換を行うことを約束。米国側は規制協力の章の最初のテキストを提示。

②貿易の技術的障壁

2つの提案の制度面と規制を助ける標準化の役割について協議。

③衛生植物検疫措置（SPS）

SPS の章でカバーされる制度設計や同等性、検査、検証、貿易円滑化について模索中。テキスト案を相互に交換する予定。

④分野別協議

a) 繊維・衣料品

既存の協力関係の強化を目指して、ラベル表示の要件、消費者の安全性要件、繊維基準などの共通関心分野に関する技術的レベルの協議。

b) 化学品

化粧品に関する規制（EU の REACH：化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則と米国の TSCA：有害物質規制法）は基本原則が大きく異なり、完全な調和や相互承認は実行不可能なので、規制協力と収斂を追求。EU が公開したポジションペーパーで特定されている潜在的な協力分野に関わるプロセス、手続き、基準について情報交換が進み、これをどのように実践に移すのかを検討する段階。「評価する化学物質の優先順位付け」と「分類と表示」に関する 2 つのパイロット・プロジェクトでの初期の協力アイデアを試すことに合意。

c) 医薬品

医薬品や医薬部外品の製造管理および品質管理の基準（GMP）や、バイオシミラー（バイオ後続品）について相互承認に向けた要件の調和、相互の製造施設の査察に関する相互信頼／相互承認の範囲を検証するための技術的な作業の強化などを協議。

d) 化粧品

化粧品の成分規制（UV フィルター、着色剤）、ラベル条項（INCI：化粧品成分の国際命名法）、化粧品の基準／ガイドライン（製造管理および品質管理の基準：GMP など）、動物実験の代替試験法などの相互承認・調和が交渉協議の焦点。

e) 医療機器

協議は機器ごとの個別の認識コード（UDI）、規制対象製品の提出（PRS）、医療機器単一監査プログラム（MDSAP）に重点が置かれた。協議は技術的なレベルで継続予定。

f) 自動車

主要な分野に関する包括的な意見交換を行った。それぞれの規制制度、既存技術の同等性の承認や調和の範囲とアプローチ、自動車の国際技術規則に関する国連欧州委員会

(UNECE) の 1998 年協定の枠内での将来の規制などの協力強化について協議。

g) 情報通信技術 (ICT)

e-ヘルスや暗号化、e-アクセシビリティ（障害者の電子的技術および情報技術にアクセスできる確実さの程度）、e-ラベリングなど幾つかの特定項目に関する分析の交換。

h) エンジニアリング

EU 側が提示したエンジニアリング産業に関するペーパーに関する意見交換。産業機械や電気機械に関連した特別のサブセクターに関する協議を行うことを約束。

i) 農薬（殺虫剤）

協力可能な特定分野に関する意見交換。

(3) 協力のルール・原則・方法

①エネルギー／原材料

双方の規制の枠組みに関する詳細な情報交換。また、オフショアのリスク管理と安全性について協議。

②貿易と持続可能な開発／労働と環境

貿易と持続可能な開発条項のあり得る範囲に関する意見交換。テキスト案を交換するための土台作りを視野。協議された主要な問題は、雇用と環境に関する底辺への競争（race-to-the-bottom）の防止、中核的労働基準の順守、天然資源（野生動物、木材、漁場）の保護、貿易に関連した持続可能な開発問題に関する 2 国間およびグローバルレベルでの協力促進。

③原産地規則

一般的な条項部分に関しては、双方のテキスト案を統合テキストに組み込む作業を行っている。いくつかの条項で共通の草案作業が前進した。原産地証明と手続に関しての相違を特定し、双方のアプローチのギャップを埋める選択肢を見つける作業を進行。

④競争法

相互に交換したテキスト案を基礎に、国有企業に関する予備的見解も交換。統合テキストを準備中。

⑤知的財産権／地理的表示 (GI)

双方は知的財産権に関する章の構成を明確化。協議すべき潜在的テーマの特定を目的とす

る協議が進行中。GIに関しては EU のペーパーを基礎として双方の目的を協議。

⑥紛争処理

紛争処理条項のために、双方が条項のテキスト案を提示、テキストベースでの協議を開始。双方が提案したその他の分野では、統合テキストを作成する予定。これは、投資家対国家の紛争解決（ISDS）のことではないことに留意〔(1) ⑤投資保護を参照〕

⑦中小企業

すでにテキスト案を提示した中小企業の 2 つの構成要素である中小企業問題に関する協力と、情報共有を協議。統合テキストを準備中。

⑧貿易救済措置

セーフガードに関する米国側のテキスト案をベースに協議。

⑨税関と貿易円滑化

交渉すべきテーマの初期リストについて合意。双方からほとんどの部分のテキスト案を提示。双方のテキスト案を統合テキストに纏める作業が進行中。また、データ要件¹¹を皮切りに、長期的な協力と規制の整合に役立つ項目を検討することで合意。

⑩法的・制度的問題

米国側は例外条項に関する提案を提示し、税の例外条項に関する初めての説明。

第 4 節 今後の見通し

ところで、米 EU は TTIP 交渉の合意時期をいつ頃と想定しているのだろうか。EU 側は昨年 12 月の欧州理事会で年末までに交渉を妥結するための努力をするべきとの議長総括を取り纏めている。米国側も可能な限りの早期合意を目指している点で意見は一致している。

もともと、早期合意を阻む政治の動きも予断を許さない。米議会が大統領貿易促進権限（TPA、Trade Promotion Authority）付与法案をいつ可決するかという問題もその一つである。日本との TPP 交渉や EU との TTIP 交渉に対する米議会の動向が、TPA の成立時期に大きく影響するだろう。上下院で多数を占める野党共和党は TPP 交渉に賛成する議員が多いのに比べて、与党民主党の方が、労働組合の支持を受けている議員らを中心に反対派の

勢いが強い。オバマ大統領は本年 1 月の一般教書演説で TPP 交渉促進のための TPA の付与の早期付与に努力する旨を強調した。

他方、EU 側でも政治的な懸念がある。昨年 5 月の欧州議会選挙で形勢が変わり、大衆迎合的な党派が勢力を強めており、反グローバル・反自由貿易的な動きが台頭する懸念が強まる。そのため、昨年 11 月発足したユンカー欧州委員会の新体制は、TTIP 交渉の透明性を高める措置として、これまで複数回 EU 側の提案文書・テキスト案など関連の文書を公開してきているが、今後の公表が可能な交渉文書は公開していく意向を示している¹²。この他に、EU（ユーロ圏）経済の先行き、ギリシャの総選挙・ユーロ離脱、英国の総選挙・EU 離脱など EU（ユーロ圏）の政治・経済を不安定化するリスクが高まる可能性が強いことから、年内の交渉妥結はそれほど楽観視できない状況である。

参考資料・統計

- ・ジェトロ（2014a）「EU 米国間の包括的貿易投資協定（TTIP）の進捗状況と 5 セクターについての EU の交渉方針」（ユーロトレンド 2014 年 7 月）
- ・ジェトロ（2014b）「EU 米国間の包括的貿易投資協定（TTIP）の交渉の進捗状況」（ユーロトレンド 2014 年 4 月）
- ・ジェトロ(2013)『世界貿易投資報告』、45 頁～74 頁
- ・安田 啓(2013)「TTIP/米国 EU、世界の FTA ルールの新標準になるか」（特集 到来！メガ FTA 時代）（『ジェトロセンサー』2013 年 12 月号、16 頁～19 頁）
- ・ジェトロ「世界のビジネスニュース（通商広報）」（EU／米国）
- ・HLWG(2013)、Final report of the High-Level working Group on Jobs and Growth(February11,2013)
- ・Joseph Francois(2013)、Reducing Transatlantic Barriers to Trade and Investment, An Economic Assessment(Centre for Economic Policy Research, London,March2013)
- ・European Commission(Directorate-General for Trade)(2015),Now online-EU negotiating texts in TTIP(7 January 2015)
- ・European Commission(2013)、Commission Staff Working Document, Executive Summary of the impact assesement on the future of the EU-US trade relations(Strasbourg,12.3.2013SWD(2013) 69final)
- ・European Commission(2012)、External Sources of growth-Progress report on EU trade and investment relationship with key economic partners(July2012)
- ・European Commission(2010)、Trade,Growth and World Affairs、Trade policy as a core component of the EU's 2020 Strategy(November2010)

-
- 1 ここでは、TPP（環太平洋戦略的経済連携：Trans-Pacific Strategic Economic Partnership、2010 年 3 月交渉開始）、日 EU・EPA/FTA（日 EU 経済連携・自由貿易協定、2013 年 4 月）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携：Regional Comprehensive Economic Partnership、2013 年 5 月）、TTIP（環大西洋貿易投資連携、2013 年 7 月）の 4 大 FTA を指す。
 - 2 European Commission（2010）
 - 3 European Commission（2012）
 - 4 Joseph Francois（2013）。この報告書は、欧州委員会（対外貿易総局）が CEPR に調査委託したものである。
 - 5 控えめな包括的協定は、ほぼ全面的な関税撤廃と非関税障壁によるコストの 10%の引き下げを、野心的な包括的協定は完全な関税撤廃と非関税障壁によるコストの 25%の引き下げを想定している。
 - 6 WTO 協定税率（MFN 税率）は、平均で EU5.2% ,米国 3.5%と比較的低くなっている。
 - 7 European Commission（2013）
 - 8 HLWG（2013）
 - 9 WTO 協定税率（MFN 税率）は、平均で EU5.2%、米国 3.5%となっている。
 - 10 ジェトロ（2014a）（2014 b）、ジェトロ（EU/米国）（2014/07/16）（2014/08/19）（2014/10/08）
 - 11 貿易における国際的な貨物のやり取りに必要なデータの処理が含まれている。
 - 12 ジェトロ（EU/米国）（2015 年 1 月 21 日）、European Commission（2015）

第5章 ウクライナ危機と EU の対ウクライナ経済関係

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

田中 信世

第1節 EU の東方への拡大とウクライナ

欧州連合 (EU) は 1958 年の 6 カ国による創設以来拡大を続け、2004 年 5 月の 10 カ国¹と 2007 年 1 月の 2 カ国²の新規加盟 (いわゆる第 5 次拡大) により加盟国は 27 カ国に拡大した。さらに 2013 年 7 月には旧ユーゴスラビアのクロアチアが新たに加盟し、現在の加盟国は 28 カ国である。

このほか、現時点で、マケドニア、アイスランド、モンテネグロ、セルビア、トルコが EU から加盟候補国としてのステータスを与えられており、このうち、トルコとは 2010 年 6 月に、アイスランドとは 2012 年 10 月に、さらにモンテネグロとは 2013 年 12 月に加盟交渉がスタートしている。また、正式な加盟候補国としてのステータスはまだ与えられていないが、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボの名前が潜在的な加盟候補国として挙げられている。

以上のように EU の拡大は、いわゆる東方への拡大という意味では、旧ユーゴスラビアの南東ヨーロッパの諸国などを除くと、2004 年と 2007 年の第 5 次拡大で一段落した感がある。しかし EU の東方への拡大の動きはこれにとどまらず、東への更なる拡大を視野に入れた動きを見せている。すなわち、EU は 2004 年にアルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナの 6 カ国との間で、欧州近隣政策 (European Neighbourhood Policy = ENP) の枠組みを構築し、さらに 2009 年には「東方パートナーシップ」(Eastern Partnership=Eap) という名前の共同イニシアティブを立ち上げた。この「東方パートナーシップ」で EU は、ベースとなる共通の価値基準として、①民主主義と法の支配、②人権と自由の尊重、③市場経済へのコミットメントの 3 つを掲げるとともに、二国 (地域) 間関係では、①建設的な二国間関係の新たな構築、②EU 経済への統合、③EU への旅行手続きの簡易化、④エネルギー・輸送部門での協力、⑤経済および社会の発展、⑥金融支援の 6 つの柱を打ち出した。

そして、こうした二国 (地域) 間関係の強化をベースに、EU は、これら 6 カ国との間で、

政治的な連携の強化、政治対話の強化、および公正・安全保障問題に関するより深い協力関係を構築するために連合協定の締結を目指している。連合協定は協定締結国の将来の EU 加盟のためのプロセスとして位置付けられており、EU 加盟国として政治的、経済的な責務を果たせることが締結の条件となっている。また、グルジア、モルドバ、ウクライナとの連合協定には、①商品貿易やサービス貿易に対するアクセスの改善、②関税撤廃・数量制限・貿易障壁の削減、③安定した法的環境の確保、などを内容とする「深化した包括的な自由貿易地域」(Deep and comprehensive free trade area=DCFTA) の創設も含まれる。

連合協定締結国が EU 加盟を希望する場合は、締結国が加盟の基本的な前提条件を満たすことが可能と判断された段階で、EU との間でヒト・モノ・カネの自由移動など合計 35 の分野³について加盟交渉が開始される。加盟交渉で、加盟候補国は合計 35 の分野で総体としての EU の法体系 (アキコミュノテール) を受け入れることができるか、受け入れられない場合には受け入れまでの暫定措置をどのように設定するかを具体的に詰める。加盟交渉が終了して初めて、加盟候補国は、欧州理事会などの承認を経て晴れて EU の加盟国となる。

第 2 節 東西の狭間で揺れるウクライナ

ロシアと EU の間に位置するウクライナは長い歴史のなかで、東西の地政学的な対立の焦点となってきた。

歴史的にオーストリアやポーランドの領土だったことがある西部や首都キエフを抱える中部は親欧米色が強い。一方で東部や南部は 17 世紀以降にロシア帝国の領土に組み込まれた時期もあり、親ロシア色が濃厚である。こうした歴史的な経緯もあって、どちらの路線をとるかについてのウクライナ国内の世論の統一はきわめて困難であり、その時々で親欧米路線に傾いたり、親ロ路線に戻ったりを繰り返してきた。そして欧米路線をとって西を向いた時には背後からロシアからの圧力にさらされてきた。

これまでも旧ソ連圏であったポーランド、チェコ、ハンガリーなどの中欧諸国や、旧ソ連邦の共和国を構成していたエストニア、リトアニア、ラトビアのバルト三国が、ソ連圏から離れ、EU に接近するという局面があり、それなりのロシアからの圧力も見られた。しかし、当時は、ソ連邦が崩壊して間がないためロシアに積極的な外交を展開する余力がなかったこと、バルト三国の場合は旧ソ連の共和国といってもいずれも小国であり、これらの国の

ソ連圏からの離脱の影響は限定的であると判断されたことなどから大きな問題になることはなかった。しかし、4,600 万の人口を抱え、ソ連邦崩壊後も独立国家共同体（CIS）を構成し、ロシアから「特別な兄弟国」とみなされてきたウクライナが EU とロシアのどちらに接近するかは、この地域の勢力図を塗り替える可能性を秘めるため、ロシアにとってウクライナは戦略的な重要性を持つ。

2014 年 2 月の親欧米派市民のデモによるヤヌコビッチ政権の崩壊と親欧米政権の誕生に対してもロシアは圧力を強めている。2014 年 2 月下旬以降、ロシアはウクライナ国債の購入を見合わせる措置をとるとともに、2013 年 12 月にウクライナとの間で合意していた 150 億ドルの金融支援の撤回の可能性についても言及している。

ロシアの圧力は金融支援にとどまらず、軍事面にも及んでいる。2014 年 2 月にはロシア軍がウクライナとの国境沿いで演習を行い、1968 年のチェコのプラハの春の時と同じような手法で圧力がかけられた。さらに、3 月に入ると、ロシア系住民が 6 割を占めるクリミア半島にロシア軍が展開し、ロシアの実効支配の下でクリミア自治共和国議会がロシアへの編入の是非を問う住民投票を実施、3 月 17 日にはクリミア自治共和国代表とのロシアの間でクリミアのロシア領編入条約を締結した。さらにウクライナ東部ではドネツク州とルガンスク州で親ロ派勢力と政府軍の間で軍事紛争が勃発し、2 度にわたる停戦合意にもかかわらず 2015 年に入っても戦闘が続いている。

こうした緊迫した状況の中で、ウクライナでは債務不履行（デフォルト）の危機がにわかに高まってきている。ウクライナの対外債務は銀行や民間企業を含めた総額で 1,300 億ドルを超えて、同国の国内総生産（GDP）の約 75%に達し、外貨準備も輸入額の約 2 ヶ月分しかないなど底をつきかけている。

このため、IMF や欧米諸国が、ウクライナのデフォルトを回避するための緊急支援について協議した結果、米国が 3 月 4 日にいち早く 10 億ドルの債務保証を発表したのに引き続き、3 月 5 日には EU も総額 110 億ユーロ規模の包括支援策を発表した。

EU の支援策は、①ウクライナの対外収支悪化に伴うデフォルト回避に向けた融資（約 16 億ユーロ）、②近隣国向け支援制度などを用いた経済開発支援の供与（約 14 億ユーロ）、③政策金融機関である欧州投資銀行（EIB）によるインフラ整備などへの融資（最大 30 億ユーロ）、④欧州復興開発銀行（EBRD）による経済構造改革向けの融資（80 億ユーロ）、⑤ウクライナの輸送システムの近代化やガス供給支援、⑥FTA を含む連合協定の早期発効、などが柱となっている。

一方、クリミアのロシア領への編入や、ロシアによって支援されたウクライナ東部のドネツク、ルガンスク両州での親ロ派との軍事紛争の拡大と両州の自治共和国創立宣言などの動きに対して、EU は反発を強めており、2014 年 3 月以降、米国などと歩調を合わせる形でロシアに対する制裁措置を相次いで発表した。

制裁措置の内容は、

- ①ロシアおよび（ウクライナ東部での紛争を主導する）ウクライナ人の政治家等個人、企業に対する入国・交流の禁止、資産の凍結（制裁対象者は 2014 年末までに全体で 132 人と 28 団体）
- ②ガズプロム銀行、ロシア農業銀行、スベル銀行、VEB（ロシア開発対外経済銀行）、VTB（ロシア外国貿易銀行）、ロスネフチ（ロシア最大の石油会社）、ガズプロムネフチ（ロシア第 5 位の石油会社）、トランスネフチ（ロシア最大のパイプライン企業）に対する期間 30 日以上の新規証券取引、または債務証券取引の禁止
- ③軍用および軍用使用が可能な民生機器の貿易の禁止、深海石油開発および生産、北極海油田開発および生産、またはシェール石油プロジェクトに対するサービス提供の禁止
- ④EU 域内の企業がクリミア内の不動産や企業などに投資することを禁止（EU 内の企業がクリミアでクルーズなどの観光サービスを提供することも含まれる）

などとなっている。

こうした欧米諸国などによる制裁措置の発動に対して、ロシアも激しく反発、2014 年 8 月には、カナダ、オーストラリア、EU、ノルウェーおよび米国からの広範囲の食料品の輸入を 1 年間禁止する措置を発表した。

欧米のロシアに対する制裁は、ロシアの国営企業など制裁対象企業の資金調達や北海油田開発・シェール石油開発プロジェクトなどに影響を与えつつあり、一方、ロシアが対抗して導入した農産物・食料品の輸入禁止措置は、リトアニアなどロシアへの対象品目の輸出比率の高い国の経済に大きな影響を与えている。

ウクライナの独立後の動き

1991 年 8 月	ウクライナ、ソ連からの独立宣言
12 月	ソ連邦崩壊。ウクライナを含む旧ソ連 11 共和国が参加して独立国家共同体 (CIS) 結成
〃	ウクライナで完全独立の是非を問う国民投票と初代大統領選挙
2002 年 10 月	ロシア、ウクライナと「天然ガスの分野における二国間協力協定」に調印
2004 年	親欧米派が抗議集会 (オレンジ革命)
12 月	親欧米派のユーシェンコ氏が大統領に就任
2006 年	天然ガス価格を巡りロシアと紛争
〃	親ロ派のヤヌコビッチ内閣が発足
2007 年	ウクライナ最高会議 (議会) 選挙で親欧米派が過半数
2011 年	連合協定締結で EU と合意
2012 年 10 月	ウクライナ最高会議 (議会) 選挙で親ロ派のヤヌコビッチ政権樹立
2013 年 11 月	EU との連合協定の調印見送り
2014 年 2 月	親欧米派市民のデモにより、ヤヌコビッチ政権が崩壊
3 月	ロシア軍がクリミア半島を掌握
3 月 16 日	クリミア自治共和国の独立とロシアへの編入の是非を問う住民投票で住民の圧倒的多数がクリミアのロシアへの編入を支持
3 月 17 日	ロシア、クリミア自治共和国代表らとロシアへの編入の条約に調印
3 月 21 日	EU との連合協定の政治条項について調印
4 月 7 日	ウクライナ東部ドネツク州で親ロシア派が「人民共和国」創設宣言
4 月 28 日	ウクライナ東部ルガンスク州で親ロシア派が「人民共和国」創設宣言
5 月 25 日	大統領選で EU との統合を掲げる波罗シェンコ氏が当選
6 月 27 日	EU との連合協定の経済条項について調印
9 月 5 日	ウクライナ政府、親ロシア派武装勢力と停戦合意
10 月 26 日	ウクライナ最高会議 (議会) 選挙で親欧米派が圧勝
2015 年 2 月	独仏ロシア、ウクライナの 4 カ国が 2 月 15 日からのウクライナ東部での停戦で合意

第3節 停滞するウクライナ経済

親欧米か親ロシアかで大きく揺れるウクライナであるが、そのウクライナの経済の最近の状況について以下に簡単に見てみよう。

1. 景気は 2012 年から低迷

ウクライナ経済は 2009 年の経済危機からの回復が遅れており、欧州復興開発銀行 (EBRD) によれば 2012 年の実質国内総生産 (GDP) 成長率は 2% と低迷し、2013 年にはマイナス 0.5% と景気後退が見込まれている。2013 年の景気後退は、干ばつによる農産物生産の不振、対外経済環境の悪化による輸出の低迷、2012 年の議会選挙後の国内需要の停滞、欧州サッカー選手権 (2012 年に開催) 後の投資の大幅な減少などによる。さらに 2014 年についても、ウィーン比較経済研究所 (WIIW) によれば、東部地域での紛争の長期化などにより同国経済はマイナス 8.0% の大幅な景気後退に陥るものと予測されている。

民間部門と公的部門の債務額は非常に大きく、そのほとんどが外貨建てで返済期限が短い。そして外部融資に対する需要は非常に大きい。世界からの資金調達環境は悪化している。また外貨準備は大幅に減少しており、ウクライナの国際金融市場へのアクセスは実質上閉ざされた状態になっている。

議会選挙期間中に実施された公的部門の賃金引き上げの結果、2012 年の財政赤字の GDP 比は 5.3% に高まり、2013 年には 7% を超える財政赤字が見込まれている。民間部門に対する銀行融資は政府の突然の政策金利の引き上げや、銀行のバランスシート上の不良債権の突出 (2013 年 6 月現在 19% と推定されている) によって抑制された。

2013 年の輸出は 485 億 4,600 万ユーロ、輸入は 590 億 1,700 万ユーロで、104 億 7,100 万ユーロの貿易赤字となった。主要貿易相手国 (地域) は EU とロシアである。輸出では EU 向けが全体の 26.5%、ロシア向けが 23.8%、輸入では全体の 35.1% が EU から、30.2% がロシアからとなっており、輸出では全体の 50.3%、輸入では 65.3% が EU とロシアに依存するという構造になっている。このように、貿易関係ひとつとってみても、両国 (地域) との経済的な相互依存関係は極めて大きく、ウクライナにとっては、いずれに偏っても経済に大きな影響を受けることは避けられないことは明らかである。ウクライナの輸出全体に占める商品別の構成をみると、付加価値の低い鉄鋼と化学品の割合が高いのが特徴となっている。

表 5-1 ウクライナの主要経済指標

(単位：％)

	2009	2010	2011	2012 (推定)	2013 (予測)
GDP 成長率	-14.8	4.1	5.2	0.2	-0.5
インフレ率 (各年末)	12.3	9.1	4.5	-0.2	-0.1
財政収支の GDP 比	-11.3	-9.5	-5.3	-5.3	-7.4
経常収支の GDP 比	-1.5	-2.2	-6.3	-8.1	-8.0
純外国直接投資 (100 万ドル)	4,654	5,769	7,015	6,672	4,500
対外債務の GDP 比	88.2	86.0	77.2	76.6	n.a.
総外貨準備高の GDP 比	22.6	25.3	19.5	13.9	n.a.
民間部門に対する融資/GDP 比	73.4	62.4	56.5	53.7	n.a.

(出所) EBRD (欧州復興開発銀行)

表 5-2 ウクライナの対世界貿易の推移 (2008～13 年)

年	輸入		輸出		貿易収支	
	輸入額	前年比増減	輸出額	前年比増減	収支尻	前年比増減
	(100万€)	(%)	(100万€)	(%)	(100万€)	(%)
2003	21,297		21,456		159	
2004	23,310	9.5	26,235	22.3	2,925	1,738.5
2005	29,060	24.7	27,303	4.1	-1,757	-160.1
2006	35,809	23.2	30,358	11.2	-5,451	210.2
2007	43,833	22.4	35,934	18.4	-7,899	44.9
2008	58,154	32.7	45,474	26.6	-12,680	60.5
2009	32,595	-44.0	28,552	-37.2	-4,042	-68.1
2010	45,817	40.6	38,797	35.9	-7,021	73.7
2011	59,344	29.5	49,146	26.7	-10,198	45.3
2012	65,892	11.0	53,557	9.0	-12,335	21.0
2013	59,017	-10.4	48,546	-9.4	-10,471	-15.1

(出所) 欧州委員会、Directorate-General for Trade

表 5-3 ウクライナの主要相手国・地域別貿易（2013 年）

輸入相手国・地域	輸入		輸出相手国・地域	輸出	
	輸入額 (100万€)	輸入総額に 占める比率 (%)		輸出額 100万€	輸出総額に 占める比率 (%)
1 EU	20,734	35.1	1 EU	12,855	26.5
2 ロシア	17,816	30.2	2 ロシア	11,552	23.8
3 中国	6,058	10.3	3 トルコ	2,918	6.0
4 ベラルーシ	2,765	4.7	4 中国	2,091	4.3
5 米国	2,125	3.6	5 エジプト	2,086	4.3
6 トルコ	1,421	2.4	6 カザフスタン	1,626	3.3
7 日本	755	1.3	7 ベラルーシ	1,521	3.1
8 スイス	695	1.2	8 インド	1,514	3.1
9 インド	643	1.1	9 モルドバ	692	1.4
10 韓国	637	1.1	10 米国	682	1.4
世界計	59,107	100.0	世界計	48,546	100.0

（出所）欧州委員会、Directorate-General for Trade

表 5-4 EU のウクライナとの貿易（商品グループ／HS 分類別）（2013 年）

商品グループ(HS分類)	輸入			輸出		
	輸入額	輸入総額に 占める比率	EU域外から の輸入に占 める比率	輸出額	輸出総額に 占める比率	EU域外輸出 に占める比 率
	100万€	%	%	100万€	%	%
生きた動物、畜産品	42	0.3	0.2	432	1.8	1.8
野菜	2,747	19.9	6.0	753	3.1	3.0
動植物性油脂	464	3.4	5.3	70	0.3	1.4
食品、飲料、タバコ	532	3.8	1.3	958	4.0	1.5
鉱物製品	2,602	18.8	0.5	2,549	10.6	2.0
化学製品および関連製品	532	3.8	0.4	3,677	15.4	1.5
プラスチック、ゴムおよび同製品	75	0.5	0.2	1,548	6.5	2.4
皮、皮革製品および馬具	114	0.8	0.8	177	0.7	1.1
木材、木炭および同製品	548	4.0	5.6	241	1.0	2.0
パルプ、紙およびボール紙	44	0.3	0.3	707	3.0	2.4
繊維、繊維製品	342	2.5	0.4	1,185	5.0	2.8
履物、帽子	77	0.6	0.4	216	0.9	2.5
石、ガラス、陶器製品	47	0.3	0.5	396	1.7	2.1
真珠、貴金属、同製品	30	0.2	0.1	74	0.3	0.1
基礎金属、同製品	3,519	25.5	4.0	1,194	5.0	1.1
機械、設備	1,202	8.7	0.4	5,698	23.8	1.3
輸送機器	175	1.3	0.2	2,572	10.7	1.0
光学・撮影機器	24	0.2	0.0	469	2.0	0.6
武器・弾薬	3	0.0	0.3	17	0.1	0.5
その他の製品	127	0.9	0.4	628	2.6	2.2
美術品、アンティーク	7	0.0	0.2	10	0.0	0.2
その他	568	4.1	3.5	370	1.5	2.0
合計	13,820	100.0	0.8	23,942	100.0	1.4
（農産物／非農産物グループによる分類）						
農産物	3,830	27.7	0.2	2,192	9.2	0.1
水産物	5	0.0	0.0	81	0.3	0.0
工業製品	9,985	72.2	0.6	21,668	90.5	1.2
合計	13,820	100.0	0.8	23,942	100.0	1.4
（出所）EU統計局（Eurostat）						

2. 緩慢な経済改革の進展

1991 年のソ連崩壊後、旧ソ連邦を構成していた東欧の社会主義国は政治的には自由選挙や複数政党制などの民主化を進める一方、経済面では市場経済への移行を開始した。東欧の旧社会主義国でいち早く 90 年代の初期に市場経済への移行を開始したいわゆる移行先行国はハンガリー、チェコ、ポーランドなどの中欧諸国であり、これよりやや遅れて、ブルガリア、ルーマニアなどの東欧諸国の市場経済への移行が始まった。ウクライナの市場経済への移行が始まったのはこれよりさらに遅く 90 年代の後半になってからである。

中央計画経済から市場経済への移行国（移行経済国）における市場経済化に向けた改革の進展状況を毎年取りまとめている欧州復興開発銀行（EBRD）の「トランジション・レポート（市場経済移行報告書）」（2013 年度版）によりこれら諸国の移行の進捗状況をみると、移行先行国や、国の規模が小さく市場経済化を進めやすかったバルト 3 国などでは、EBRD の移行指標（表 5 の注参照）でほぼ「先進工業国並み」に市場経済化が進んだ項目が多いのに対して、後発のウクライナでは特に企業統治や競争政策などの面での遅れが目立つ。

表 5-5 国別の移行指標（2013 年）

	企業			国内販売および貿易		
	大規模企業の民営化	小規模企業の民営化	企業統治・企業改革	価格の自由化	貿易・外為制度	競争政策
ハンガリー	4	4+	4-	4↓	4↓	3+↓
ポーランド	4-	4+	4-	4+	4+	4-
スロバキア	4	4+	4-	4+	4↓	3+↓
ルーマニア	4-	4-	3-	4+	4+	3+
ブルガリア	4	4	3-	4+	4+	3
エストニア	4	4+	4-	4+	4+	4-
ラトビア	4-	4-	3+	4+	4+	4-
リトアニア	4	4+	3	4+	4+	4-
ウクライナ	3	4	2+	4	4	2+

（注）表の移行指標の数値は、中央計画経済時代と比べてほとんど変化のない状態を「1」とし、先進工業国の基準に達した状態を「4+」として、移行の進展度合いを EBRD の専門家グループが数値化したもの。数字の右側の上下の矢印は前年より 1 ランク上がった（または下がった）ことを示す。

（出所）EBRD “Transition Report 2013” より作成

こうした市場経済化の遅れを反映して、ウクライナではビジネス環境の改善の遅れが指摘されている。世界の国々のビジネス環境については世銀と国際金融公社（IFC）がビジネス環境調査（Doing Business report）を実施して毎年ランク付けしているが、同調査ではウクライナはビジネス環境の改善が進んでいない国のひとつに挙げられている。遅れている経済構造改革を進展させ、停滞している経済を活性化させるためには、外国から直接投資を受け入れ、外国の進んだ生産技術などを取り入れることが必要不可欠である。市場経済への移行過程での外国からの直接投資受入れの重要性についてはハンガリーやポーランドなど移行先行国の事例が示しているとおりである。

ちなみに OECD の投資統計によれば、2011 年における OECD 諸国のウクライナへの直接投資額（ストック）は全体で 132 億 8,700 万ドルとなっており、外国投資の受け入れがピークであった 2007 年（255 億 6,900 万ドル）と比べるとほぼ半減している。2011 年の主要な投資国はドイツ 31 億 6,200 万ドル（全体の 23.8%）、オーストリア 19 億 6,700 万ドル（同 14.8%）、スイス 18 億 4,900 万ドル（同 13.9%）、ポーランド 10 億 5,500 万ドル（同 7.6%）となっており、この 4 カ国で OECD 諸国からの投資受け入れ全体の約 6 割を占めている。

表 5-6 ウクライナの OECD（主要国）からの直接投資の受け入れ（ストック）

（単位：100 万ドル）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
ドイツ	12,865	2,594	2,459	2,833	3,162	n.a
オーストリア	5,446	3,444	n.a.	2,834	1,967	2,275
スイス	1,059	685	1,098	1,386	1,849	2,320
ポーランド	899	657	747	1,310	1,055	1,091
OECD 合計	25,569	13,433	9,820	13,178	13,287	10,886

（出所）OECD. Stat Extracts, Foreign Direct Investment Statistics より作成

このためウクライナではビジネス環境の改善が喫緊の課題となっており、特に制度改革の推進や根強い汚職の撲滅が当面の優先課題になっている。また、企業に収益税を前納させるように課税規則が変更されるなどの政府の税収増加策がビジネスにおける企業経営上の圧力の高めており、政府による企業への付加価値税の還付の遅れも指摘されている。

このため、政府は 2012 年末に、徴税効率の向上と課税管理の単純化を図るため、課税と関税機関の責任官庁を、新たに創設した歳入・国税省に統合した。さらに 2013 年には一連の汚職防止関連法を採択した。また、ヤヌコビッチ大統領（当時）は世銀のビジネス環境調査におけるウクライナのランキングを引き上げるというコミットメントを宣言した。そしてこのコミットメントに基づき政府は、企業の登記手続きの簡素化の向上や電子課税システムの導入を含む各種の政策を実施するための法律を発効させた。

金融部門では、預金保証基金を 2012 年末に支払協会（pay-out institution）から本格的な銀行解散処理機関（bank resolution agency）に移し、2013 年 1 月 1 日には商業銀行会計の国際財務報告基準（IFRS=International Financial Reporting Standards）への移行を実施した。さらに、2013 年 6 月、議会は国際金融機関（IFIs=International Financial Institutions）に自国通貨フリヴニャ建て国債を発行することを許可する法律を採択し、中央銀行は国際金融機関によるフリヴニャ勘定の利用を自由化した。政府はまたプロジェクトに関連した資金調達活動の障害を取り除くために、プロジェクト関連の融資を行う国家開発銀行の創設を発表した。

こうした一連の改革が功を奏して、2014 年版（調査時点は 2013 年 6 月）の世銀・国際金融公社（IFC）のビジネス環境調査においてウクライナは前年よりランクを 28 も上げ、同年における世界で最も速くビジネス環境が改善した国となった。しかし、こうした顕著な改善にもかかわらず、ウクライナの世界におけるビジネス環境の総合ランクは世界の調査対象国 189 ヲ国中 112 位（欧州および中央アジアの調査対象国 28 ヲ国中 23 位）と依然として低水準にとどまっている。また分野別に特にランクの低かった分野は、電力調達（172 位）、投資家保護（128 位）、課税（164 位）、輸出手続き（148 位）、破産手続き（162 位）などであった。

第 4 節 連合協定でウクライナ経済をテコ入れ

1. 紆余曲折の末、連合協定に署名

EU とウクライナの間では、ソ連邦消滅後の 1998 年に連携・協力協定（Partnership and Cooperation Agreement=PCA）が締結され、経済構造改革の主要な分野における EU とウクライナの協力のための包括的な枠組みが用意された。さらに EU は前述のように東方パ

ートナーシップ政策によりウクライナとの二国関係強化に努めるとともに、2007～2011 年に新たな連合協定締結に向けた交渉を行い、2011 年 12 月には仮調印にこぎつけた。

一方、ウクライナでは、2012 年 10 月の議会選挙により親ロシア派のヤヌコビッチ政権が樹立されたが、EU の欧州議会は同年 12 月に、①ウクライナが（リトアニアの首都ビルニウスで 2013 年 11 月に開催される東方パートナーシップサミットまでに）3 つの分野で決定的なアクションを起こし、はっきりとした進展を示せば、既に仮署名した「深化した包括的な自由貿易地域を含む連合協定」に署名するという約束を再確認する、②署名によって協定の一部分の暫定的な適用への道が開かれる、といった内容を盛り込んだウクライナに関する決議を採択した。この決議の中で欧州議会が述べている 3 つの分野とは、①12 年の議会選挙が国際的なスタンダードに基づいて実施されたかの確認、②そのフォローアップ・アクション（是正措置）、および③双方が合意に達した司法改革やその他改革の実施、の 3 つである。

しかし、ウクライナの EU 接近を警戒するロシアの圧力によって、ヤヌコビッチ政権は 2013 年 11 月に至って連合協定への署名を一時中止することを閣議決定した。これに対してウクライナ国内では、EU との連合協定の調印を見送りロシアとの関係強化に傾いたヤヌコビッチ政権に対する不満が高まり、首都キエフなどで同政権の退陣を迫る大規模なデモが発生し、2014 年 2 月にはヤヌコビッチ政権は崩壊に追い込まれた。

しかし、ロシアはその後もクリミア半島のクリミア自治共和国をロシア領に編入し、ウクライナ東部のドネツク州などでは親ロシア派の武装勢力が反乱を起こすなど、ウクライナの親欧米政権に対して圧力を強めつつあり、ウクライナでは政治的に極めて不安定かつ不透明な状況が続いている。しかし EU としては、連合協定締結の時期は不透明になったものの、その後もウクライナ支援の観点から、ウクライナの準備が整えばいつでも協定に署名する用意があるとの態度を明確にした。

その後ウクライナでヤツェニウク首相率いる親欧米暫定政権が成立したことにより、暫定政権は、2014 年 3 月 21 日に EU との連合協定の政治条項に署名した。また、連合協定の経済条項については、同年 5 月の大統領選挙後の新政権にその取り扱いが委ねられることになり、新たに当選したポロシェンコ大統領が 6 月 27 日に連合協定の経済条項に署名した。連合協定の経済条項には「深化した包括的な自由貿易協定」が含まれている。

連合協定の発効のためには協定締結国の議会での批准手続きが必要となる。ウクライナは 2014 年 9 月に最高会議（議会）で連合協定を批准したが、EU の場合は加盟国すべてで

批准手続きが終わるまでに 2015 年末までかかると見込まれている。このため EU はウクライナ支援のため、協定発効までの間、DCFTA に定められた関税引き下げを一方的に（片務的に）実施することになった。

2. 連合協定～政治条項と経済条項で構成

協定は、前文、協定の目的を示す第 1 条に続いて、第 1 編 基本的原則（第 2 条～第 3 条）、第 2 編 政治的対話と改革、政治的連携、外交および安全保障政策の分野における協力と合致（第 4～13 条）、第 3 編 公正、自由および安全（第 14～24 条）、第 4 編 貿易および貿易に関連する諸問題（第 25～336 条）、第 5 編 経済および各部門での協力（第 337～452 条）、第 6 編 金融面での協力と不正防止条項（第 453～459 条）、第 7 編 制度的、一般的小および最終条項（第 460～486 条）で構成され、さらに各編に係る 44 の付属書と 3 つの議定書が付されている。

このうち 3 月 21 日の署名の対象は、前文、第 1 条、第 1 編、第 2 編および第 7 編である。ロシアによるクリミアの自国領編入宣言から 3 日後に署名されたこれらの条項の中には、民主主義の原則・法の支配・人権・基本的自由の尊重、主権や領土の一体性等の原則の尊重（第 2 条）や、政治的対話の強化により国際的な安全保障および危機管理における双方の協力を強化すること（第 4 条）等が含まれている。

6 月 27 日の署名の対象は、残る第 3～6 編の経済条項を主とした部分であり、その核心は全 312 条に及ぶ第 4 編である。これは前述の DCFTA に相当する部分であり、15 の章から構成されている。

各章は、第 1 章 内国民待遇と製品の市場アクセス、第 2 章 貿易救済措置、第 3 章 貿易の技術的障壁、第 4 章 衛生と植物検疫のための措置、第 5 章 関税と貿易の円滑化、第 6 章 設立、サービス貿易および電子商取引、第 7 章 経常支払いと資本移動、第 8 章 公共調達、第 9 章 知的財産権、第 10 章 競争、第 11 章 貿易に関連するエネルギー、第 12 章 透明性、第 13 章 貿易と持続可能な発展、第 14 章 紛争の解決、第 15 章 調停メカニズムとなっている。

3. DCFTA～関税譲許などでウクライナを支援

DCFTA 各章のうち、主な章の内容をみると次のとおりとなっている。

第1章の「内国民待遇と製品の市場アクセス」は、輸入および輸出における関税の撤廃を狙いとしており、協定の発効と同時に商品の広範な関税率が撤廃される。ウクライナとEUの関税は貿易額のそれぞれ99.1%と98.1%撤廃されることになる。

工業製品については、自由化スケジュールはほとんどの製品の現存する関税の即時撤廃を予定している。しかし、一部の品目、特にウクライナの場合の自動車部門など一部に移行期間が設けられている。一方、農産品については、穀物、豚肉、牛肉、家禽肉などのセンシティブ品目についてウクライナに無税の数量割当が認められており、他方、EUによる漸進的な関税の削減は長期的な移行期間（一般的に10年間）を設けて行われる。これは、特にセンシティブ品目については、生産者が競争的な環境を取り入れるためにより多くの時間的余裕を与えるとともに、消費者には低価格の製品を幅広く選択する機会を提供することを狙いとしている。

関税撤廃や削減は貿易の機会を増大させることが期待されている。すなわち、ウクライナの輸出業者はEUの輸入関税の引き下げにより年間4億8,700万ユーロの関税を節約でき、他方、ウクライナはEUからの輸入に対して3億9,100万ユーロの関税を撤廃することになる。特にウクライナは、EU向け主要輸出品である農産物についてはEUの関税削減により年間3億3,000万ユーロ、加工食品については同5,300万ユーロの利益を得ることになる。また、関税削減によるEU市場での新しい市場機会やEU市場で要求される高い生産基準などが農業部門での投資を促し、ウクライナ農業の近代化を刺激するとともに、労働条件の改善をもたらすものと期待されている。

一方、財の非関税貿易障壁については、協定は、内国民待遇、輸入制限、輸出制限の禁止、国家貿易の原則など、WTOの非関税貿易障壁に関する基本的なルールを含んでいる。

第3章の「貿易の技術的障壁」は、貿易の技術的障壁（TBT）、すなわち、技術的な規則、基準、適合評価手続きおよび類似の要件から生じる貿易への障害を減らすことを目的としており、双方はTBTに関するWTO協定の下でのコミットメントを取り入れるとともに、技術的な要件を簡素化し、技術的要件に関する不必要な相違を避けるために、TBT問題で協力することに合意している。

第6章の「設立、サービス貿易および電子商取引」は、この分野でウクライナをできるだけEU市場に統合することを狙いとしている。すなわち、DCFTAは双方に対して、制限を少なくすることによりサービス部門および非サービス部門の設立の自由を定めており、ウクライナがEUの法体系（アキ）を効果的に履行した場合には、金融サービス、電気通信サ

ービス、郵便サービスおよび国際海洋サービス部門などに対して域内市場の開放を規定している。これは先例のない統合のレベルをウクライナに認めたものとして EU では評価している。

第 8 章の「公共調達」では、ウクライナは今後数年かけて、現在および将来の EU の公共調達の規則を採択することにより、国防関連の調達を除き、ウクライナの供給業者やサービス・プロバイダーは EU の公共調達市場への完全なアクセス権を持つと規定している。この章は、非 EEA 国の EU 単一市場への統合という面で先例のないケースとされている。

第 11 章の「貿易に関連するエネルギー」は、ウクライナが、エネルギー憲章条約⁴の締結国になっていることや、ウクライナがロシア産天然ガスの EU への輸送の重要な中継地になっていることを考慮に入れて設けられたものである。ウクライナとの DCFTA は、貿易に関連したエネルギー問題に関する特別な条項を含む最初の FTA となっている。この章は電力、原油および天然ガスをカバーし、次の 4 つのルールを規定している。

①エネルギー製品の価格設定のルール；双方は国内のガスおよび電力市場のエネルギー価格を市場価格に委ね、産業用のエネルギー価格を規制しないことをコミットする。双方はエネルギー製品の輸出において国内価格よりも高い価格を課さない（二重価格の禁止）。

②エネルギー製品の輸送とトランジット。第 11 章はガット第 4 条およびエネルギー憲章条約第 7 条において定められた義務を負うことを定めている。もう一方の当事国を仕向地とするエネルギー製品のトランジットの妨害、およびトランジットからのエネルギー製品の抜き取りは禁止される。これらのルールが守られなかった場合、迅速な調停のために、迅速な紛争処理手続きが認められている。供給の安定確保問題に対処するために、早期警戒メカニズムとして外交的な協議のための基準を定めている。

③双方は、ガスおよび電力市場における競争を確保し、市場の効率的な機能を確保するために、法律上独立し、独立した機能を持つ規制庁を設立することをコミットする。

④炭化水素（ガスおよびオイル）の開発および生産に対する無差別のアクセスのルール。いったん特定の地域が開発や生産のために利用されるようになった場合には、両当事国から無差別のアクセスと開発・生産のための認可が与えられる。

そのほか、第 13 章の「貿易と持続可能な発展」に関する章には主要な項目として次のものが含まれている。

- ①双方は国際労働機関（ILO）の中核的労働基準およびディーセント・ワーク・アジェンダ（Decent Work Agenda）⁵へのコミットメントを共有する。
- ②双方は、EU とウクライナが参加しているすべての環境に関する多国間協定を実施し、森林と漁業の持続可能な管理を推進することをコミットする。
- ③双方は高水準の環境保護と労働保護を狙いとした規則を制定する相互の権利を確認するとともに、両当事者間の貿易や投資に影響を与えるような方法で、そうした基準を撤回したり基準から逸脱した行動をとらないようにすることをコミットする。
- ④双方は、市民社会を参加させることによる一般の監視体制の上に構築された強力な監視メカニズムを構築する。双方は持続的な発展に関心を有する独立した機関を含む、新規のまたは現存する市民社会の助言グループを指名し招集する。両国の助言グループは、この章の持続的な発展の実施について議論するために毎年、公開の市民社会フォーラムを開催する。

以上のように、DCFTA は関税撤廃等を内容とする自由貿易協定であると同時に、ウクライナにおける法規制等の諸々のルールを EU の法制度や諸基準に調和させていくことにより、ウクライナの EU 域内市場への一層の経済的統合を図る内容となっている。ウクライナにとっては、この調和のために必要な諸改革が今後の重要な政策課題になると考えられる。

第5節 綱渡りが続くウクライナ経済（まとめ）

前述の欧州復興開発銀行（EBRD）の「トランジション・レポート（市場経済移行報告書）」（2013 年度版）は、今後、ウクライナ経済が持続的な回復を図るためには、政府による徹底的な制度改革の実施が必要と指摘している。

同報告書によると、天候の回復に伴う農業生産の回復、および農産物に対する高い対外需要によって、農業部門の成長が持続することが期待される一方、金融部門は 2008～2009 年の金融危機の時期に積み上がった不良債権の大きな山に引き続き苦しんでおり、自国通貨フリヴニャ建ての長期の貸付資金は引き続き限られている。そして、金融部門は欧州全体の

銀行が欧州債務危機で大きな変化の過程にあることから、ウクライナの銀行も対外金融市場へのアクセス能力がより限られたローカルのオーナーに取って代わられており、このことがウクライナの国際金融市場からの資金調達を困難にしている。また鉄鋼などウクライナの伝統的な輸出品に対する対外需要は弱くなっており、国内需要を刺激するための金融部門の能力も限られている。こうしたことから、外国からの直接投資の誘致や国内投資を活発にし、経済成長を加速するためには、更なる経済構造改革やより弾力的な金融政策の実施により世界市場へのアクセス（特に連合協定の締結を通じた EU へのアクセス）を強化する必要があると同報告書は指摘している。

一方、ウクライナ危機を巡る欧米諸国とロシアの対立については、今後の展開は不透明ながら、欧米諸国はロシアによるクリミア自治共和国の編入はもちろん、一方的に独立を宣言したウクライナ東部 2 州の独立を一切認めておらず、反発を強めている。またロシア側もクリミア自治共和国編入に対する国民の高い支持を背景にクリミア半島の実効支配を緩める気配を見せていない。クリミア半島の実効支配やウクライナ東部での軍事紛争が続く限り、ウクライナ危機の早期の鎮静化を見通すことは困難である。

こうしたウクライナを巡る緊張の高まりを背景としたロシアに対する制裁措置は、最近の世界的な原油価格の下落と相まってロシア経済に極めて大きな打撃を与えており、2015 年のロシアの国内生産 (GDP) はマイナス 7%と深刻な経済不振に陥るものと予想されている。ロシアのプーチン大統領自身、2014 年 12 月の記者会見で、ロシアが欧米の制裁措置と原油安による経済の落ち込みから脱するためには 2 年はかかると述べている。一方、ウクライナ危機の影響は、ロシア向け輸出や投資の停滞、さらにはウクライナ経済への支援などを通じて、低成長に悩む欧州経済にも大きな重しとなることが懸念されている。

そして、何よりも忘れてはならないのは、紛争が、紛争の舞台となっているウクライナ経済に与える深刻な影響であろう。今回の紛争による軍事費の増大、東部地域の生産設備やインフラの破壊などでウクライナ経済は大きな打撃を受けており、今後の生産活動や経済構造改革にも大きな影を落とすことになるのは必至と思われる。ウクライナ紛争の長期化に伴い、ウクライナは当面デフォルトに陥るかどうかの瀬戸際の経済運営を迫られることになるものと思われる。

ウクライナ東部における紛争は 2014 年 9 月にウクライナ政府と親ロシア派武装勢力の間でいったん停戦合意が成立したかに見えたが、2015 年に入って戦闘は再び激化した。2015 年 2 月には、独仏両首脳がウクライナ紛争をこれ以上拡大させないための“最後の努

力”として、ロシアのプーチン大統領との間で停戦に向けた協議を進め、再度停戦合意にこぎ着けた。しかし、再度の停戦合意にもかかわらず、その後も小規模な戦闘が続くなど、完全な停戦に至っていない。ウクライナの経済再建のために、そしてひいては欧州全体の政治・経済の安定化のために、一日も早い実効性のある停戦の実現が望まれる。

¹ ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニアの東欧 8 カ国とキプロス共和国、マルタ) の地中海 2 カ国。

² ブルガリア、ルーマニアの 2 カ国。

³ 加盟交渉の対象となる 35 の分野は次のとおり。①商品の自由移動、②労働者の自由移動、③設立およびサービス提供の自由、④資本の自由移動、⑤公共調達、⑥会社法、⑦知的財産法、⑧競争政策、⑨金融サービス、⑩情報社会・メディア、⑪農業・農村開発、⑫食品安全・動植物衛生、⑬漁業、⑭運輸政策、⑮エネルギー、⑯税制、⑰経済・通貨政策、⑱統計、⑲社会政策・雇用、⑳企業・産業政策、㉑汎欧州ネットワーク、㉒地域政策、㉓司法・基本的人権、㉔公正・自由・安全保障、㉕科学・研究、㉖教育・文化、㉗環境、㉘消費者保護・健康、㉙関税同盟、㉚対外関係、㉛外交・安全保障・防衛政策、㉜金融コントロール、㉝財政、㉞公共機関、㉟その他。

⁴ エネルギー憲章条約は、エネルギー原料・製品の貿易および通過に自由化やエネルギー分野における投資の自由化等を規定した条約で、1998 年 4 月に発効。

⁵ ディーセント・ワーク（Decent Work）とは、国際労働機関（ILO）により 1999 年に打ち出された 21 世紀における ILO の最重要目標を最も短く表現したもの。

第6章 欧州自動車産業の動向

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

新井 俊三

第1節 欧州自動車産業の現況

欧州の自動車産業は、雇用者数、輸出額、国際的な競争力などからみて欧州の重要な産業分野のひとつである。

欧州自動車工業会 (ACEA) の資料¹によれば、直接・間接および周辺ならびに関連部門を含むと 2011 年に EU 内で 1,270 万人の雇用をもたらしているという。自動車および自動車部品製造で 220 万人が雇用され、タイヤ、ベアリング、ギア、クーラーなどの製造およびこれらを製造するのに必要な PC、情報機器、モーター、発電機などの製造でさらに 90 万人が雇用され、製造部門だけで計 310 万人の雇用を生んでいる。間接的には、まず自動車関連のサービス部門で、自動車販売、自動車の保守修理、自動車部品・用品の販売、ガソリン・スタンド、レンタカー部門で 390 万人が従事。ここからはやや拡大解釈との印象もあるが、バス、タクシーなどの旅客運送および貨物輸送部門で 490 万人が雇用され、道路、橋、トンネルなどの建設で 70 万人が雇用されて、合計 1,270 万人となる。

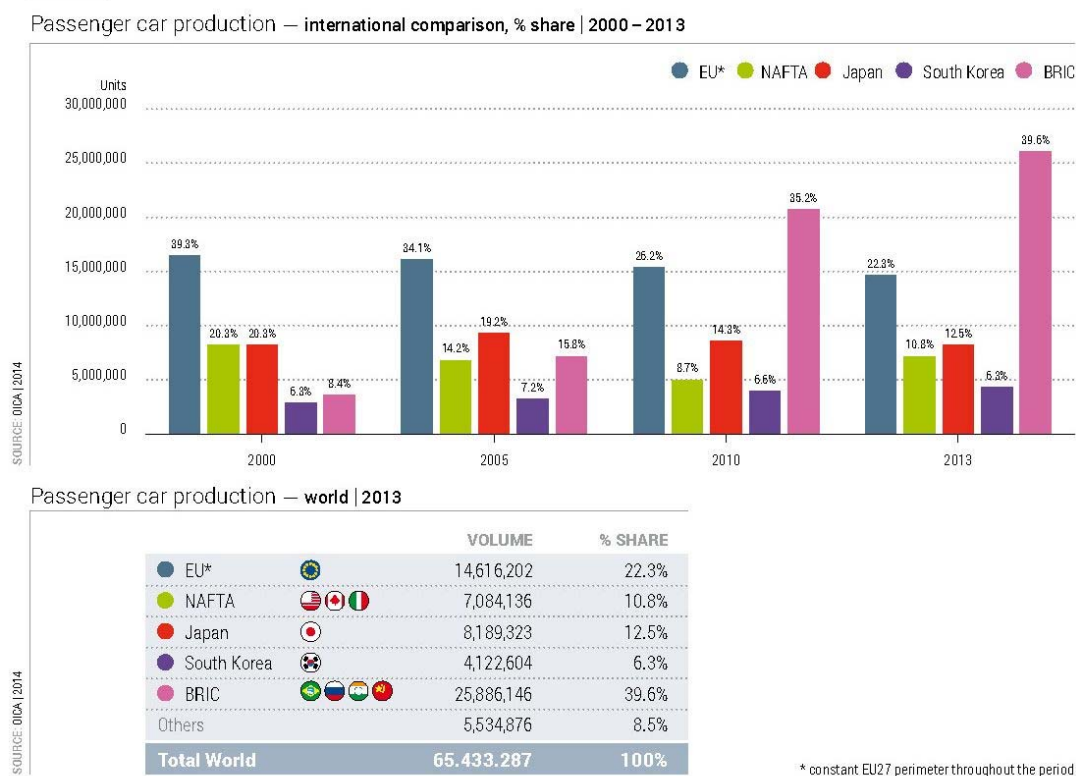
この自動車部門の雇用者数であるが、リーマンショックの影響が出ていない 2008 年には 1,340 万人であったが、2011 年までの約 70 万人減少している。自動車販売、修理、ガソリン・スタンドなどの分野が 11.7%減少しているのが大きい。

自動車・同部品製造の就業者数 220 万人は EU の全製造業の従業員数 3,040 万人の 7.4% に当たる。関連部門の製造業従事者数を合計した 310 万人は、同じく全製造業の 10.3% となり、10 人に 1 人が自動車部門で働いていることになる。

EU の自動車生産台数を他の地域と比較したのが図 6-1 である。2013 年の全世界の乗用車生産台数は約 6,500 万台となっている。EU の自動車生産台数は絶対数でも比率でも微減しているが、NAFTA 地域はやや回復、BRICs は急拡大していることがみてとれる。

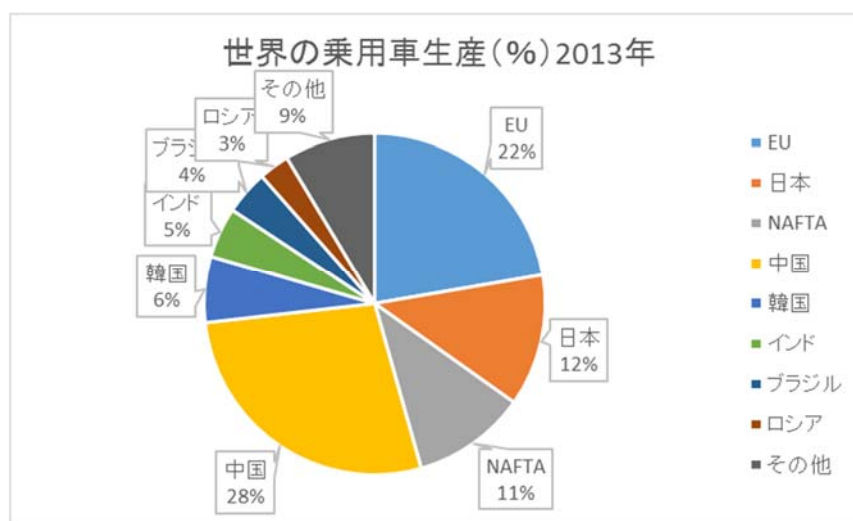
2013 年の世界の生産台数をさらに細かくみたのが図 6-2 である。

図 6-1 乗用車生産の国際比較



(出所) 欧州自動車工業会

図 6-2 世界の乗用車生産



(出所) 欧州自動車工業会

表 6-1 に世界の自動車登録台数を示した。現在、世界で最大の市場は中国で、それに次ぐのは米国であり、トルコを含め前年比プラスを記録したのは、この 3 カ国のみである。EU は全体としても中国、米国に及ばない。なおかつ前年比マイナスである。

表 6-1 世界の自動車登録台数

	2012年	2013年		
	台数(1,000)	台数(1,000)	比率(%)	伸び率(%)
欧州	16,261	15,964	21.8	-1.8
EU	12,054	11,851	16.2	-1.7
EFTA	474	457	0.6	-3.5
ロシア	2,939	2,777	3.8	-5.5
トルコ	556	665	0.9	19.5
ウクライナ	238	213	0.3	-10.2
南北アメリカ	21,531	22,837	31.3	6.1
米国	14,442	15,532	21.3	7.5
ブラジル	3,634	3,580	4.9	-1.5
アジア	24,185	27,111	37.1	12.1
中国	13,239	16,304	22.3	23.2
日本	4,572	4,562	6.2	-0.2
インド	2,761	2,554	3.5	-7.5
韓国	1,307	1,292	1.8	-1.1
その他	7,103	7,158	9.8	0.8
世界計	69,080	73,070	100.0	5.8

(出所) 欧州自動車工業会

乗用車の貿易を見ると EU は輸出超過となっている。輸出金額、台数でいずれも米国、中国が 1 位、2 位を占めている。金額で第 8 位に入っている韓国向け輸出は年々増加しており、2011 年に発行した韓 EU 自由貿易協定の成果と見ることもできる。

表 6-2 EU の域外への乗用車輸出、金額

(単位：100 万ユーロ、%)

	2010	2011	2012	2013	2013年 シェア
世界計	75,767	93,171	107,751	111,560	100.0
米国	19,128	19,482	24,939	27,834	24.9
中国	12,182	17,335	19,296	19,698	17.7
ロシア	4,063	7,016	8,744	7,071	6.3
日本	3,843	5,089	6,304	6,390	5.7
スイス	5,219	6,646	6,832	6,210	5.6
トルコ	4,255	5,299	4,884	6,006	5.4
オーストラリア	2,758	3,177	3,497	3,636	3.3
韓国	1,682	1,955	2,497	3,129	2.8
ノルウェー	2,699	3,016	3,174	3,039	2.7
カナダ	2,414	2,480	2,996	2,846	2.6

(出所) 欧州自動車工業会

表 6-3 EU の域外への乗用車輸出、台数

(単位：台、%)

	2010	2011	2012	2013	2013年 シェア
世界計	4,197,131	5,111,768	5,764,041	5,888,736	100.0
米国	708,586	731,144	874,588	950,095	16.1
中国	345,582	478,877	526,878	555,253	9.4
トルコ	339,561	388,001	357,131	487,134	8.3
ロシア	291,164	470,880	565,987	442,025	7.5
スイス	255,875	291,900	303,503	273,953	4.7
日本	148,083	175,242	206,714	245,364	4.2
アルジェリア	74,694	102,859	215,936	194,425	3.3
オーストラリア	123,250	141,396	150,429	165,846	2.8
ノルウェー	147,473	153,693	145,260	136,836	2.3
南アフリカ	93,145	123,355	116,179	129,605	2.2

(出所) 欧州自動車工業会

輸入で見ると金額では日本が、台数では韓国が 1 位を占めている。韓国からの輸入が増加しているのは輸出同様 FTA 協定締結の結果ともいえる。モロッコからの輸入も増加しているが、これはルノーの子会社、ダチアの生産が開始されたことによる。

表 6-4 EU の域外からの乗用車輸入、金額

(単位：100 万ユーロ、%)

	2010	2011	2012	2013	2013年 シェア
世界計	22,572	25,268	24,074	23,510	100.0
日本	7,701	7,469	5,868	5,678	24.1
米国	3,491	4,670	5,516	4,313	18.3
韓国	2,477	3,424	3,915	4,087	17.4
トルコ	3,416	3,353	3,132	3,513	14.9
メキシコ	1,773	2,467	2,374	1,604	6.8
インド	1,347	1,775	978	1,066	4.5
モロッコ	10	163	608	763	3.2
南アフリカ	847	905	548	586	2.5
中国	455	394	332	243	1.0
タイ	142	96	38	145	0.6

(出所) 欧州自動車工業会

表 6-5 EU の域外からの乗用車の輸入、台数

(単位：台、%)

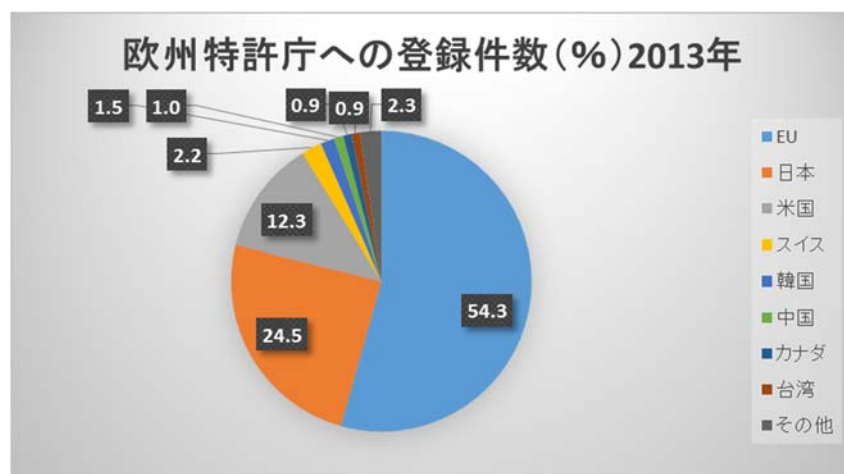
	2010	2011	2012	2013	2013年 シェア
世界計	2,149,773	2,271,044	1,976,748	2,022,602	100.0
韓国	297,744	386,592	406,684	405,138	20.0
日本	606,486	515,648	390,939	365,652	18.1
トルコ	332,643	337,340	319,690	362,355	10.5
米国	180,241	236,822	235,420	212,636	10.5
インド	232,821	260,604	150,914	172,965	8.6
メキシコ	139,314	184,354	166,866	107,060	5.3
中国	155,679	149,464	110,642	101,418	5.0
モロッコ	2,956	19,846	62,385	83,956	4.2
南アフリカ	65,420	72,100	43,934	42,482	2.1
スイス	23,692	23,506	22,506	30,422	1.5

(出所) 欧州自動車工業会

EU の自動車セクターは EU の産業分野では最も研究開発に力を入れている。EU 全体の研究開発費の 25% を自動車分野が担っている。それに続くのは製薬・バイオで 17%、第 3 位は機械・機器で 10% となっている。米国では機械・機器分野が 25% で第 1 位、第 2 位が製薬・バイオで 22%、第 3 位がソフトウェア、コンピュータ・サービスで 18% である。自動車部門は 7% でしかない。日本の場合はやはり自動車部門が 25% で 1 位、2 位以下は製薬・バイオ、機械・機器、電機がいずれも 11% で並んでいる。

研究開発に力を入れている結果、欧州特許庁での 2013 年の特許申請件数 1 万 568 件のうち、54.3% が EU からの出願である。(図 6-3 参照)

図 6-3 欧州特許庁への自動車関連特許申請件数 2013 年



(出所) 欧州自動車工業会

第2節 欧州主要自動車企業の動向

EU28 カ国+EFTA 諸国を西欧とすると、西欧の自動車市場はリーマンショック以前の2007年に登録台数1,595万9,804台に達した後、翌年2008年には約1,470万台に急減、2009年には約1,450万台となった。2010年以降の登録台数をメーカー別に示したのが表である。

2010年から昨年2014年までの5年間の推移を見ると、VW、BMW、ダイムラーのドイツ3社は販売台数を回復させただけでなく、シェアも拡大させている。フランスのPSAは2014年に販売台数をわずかに回復させたものの、シェアは下がり続けている。同じくルノーも2014年に回復したが、シェアは2011年レベルまでは戻っていない。フォード、オペルの米系2社およびフィアット・クライスラーは台数、シェアとも下げている。

主要企業の2013年の業績は以下のとおりである。最大手のフォルクスワーゲン（VW）の2013年の売上は1,970億ユーロ、営業利益は117億ユーロで純利益は91億ユーロとなっている。従業員数は全世界で57万人であり、総販売台数は973万台。グループ内には高級車部門のアウディ、高級スポーツメーカー、ポルシェ、スペインのセアット、チェコのシュコダなどのほか、トラック部門、超高級車のベントレーなどを抱える。

高級車メーカーのダイムラーは、売上が1,180億ユーロ、EBITが108億ユーロ、純利益が87億ユーロとなっている。販売台数は235万台、従業員数は27.5万人である。高級車メルセデス以外に小型車スマートのほか、バス、トラックなども製造している。

もう一つのドイツの高級車メーカーBMWの2013年の売上は761億ユーロで、営業利益が79億ユーロ、純利益は53億ユーロであった。販売台数は196万台であり、これには二輪車は含まれていない。

フランスのメーカーであるルノーは、2013年の売上が409億ユーロ、営業利益が12.4億ユーロ、純利益は7億ユーロであった。販売台数は252万台で、これはルノー、ダチア、ルノー・サムソンの合計数である。同じくフランスのメーカーであるPSA（プジョー・シトロエン）は売上が540億ユーロ、販売台数が282万台といずれもルノーを上回っているが、業績は不調で、営業損益が1.8億ユーロと赤字であり、最終損失も23億ユーロとなっている。経営不振に陥り、フランス政府および中国の東風汽車から出資を受け入れた。

イタリアのフィアットはクライスラーと合併したこともあり、米欧にまたがる企業となった。売上が868億ユーロ、営業利益が34億ユーロ、純利益が19.5億ユーロであり、販売台数は約440万台であるが、半数以上がクライスラー部門の販売である。

表 6-6 西欧での新規自動車登録台数

	2010		2011		2012		2013		2014	
全ブランド	13,768,401		13,573,550		12,527,912		12,336,883		13,006,451	
VWグループ	2,938,515	21.3	3,167,098	23.3	3,112,304	24.8	3,095,392	25.1	3,313,435	25.5
VW	1,544,529	11.2	1,684,150	12.4	1,607,472	12.8	1,553,251	12.6	1,619,921	12.5
アウディ	623,506	4.5	680,262	5.0	704,219	5.6	694,600	5.6	726,059	5.6
PSAグループ	1,844,158	13.4	1,682,429	12.4	1,465,009	11.7	1,341,221	10.9	1,390,900	10.7
プジョー	1,006,120	7.3	911,703	6.7	793,052	6.3	739,944	6.0	782,855	6.0
シトロエン	838,038	6.1	770,726	5.7	671,957	5.4	601,277	4.9	608,045	4.7
ルノー・グループ	1,411,937	10.3	1,296,978	9.6	1,052,824	8.4	1,095,707	8.9	1,237,606	9.5
ルノー	1,147,697	8.3	1,044,920	7.7	813,278	6.5	801,273	6.5	874,504	6.7
ダチア	264,240	1.9	252,058	1.9	239,546	1.4	294,434	2.4	363,102	2.8
フォード	1,109,377	8.1	1,077,759	7.9	939,409	7.5	901,343	7.3	947,951	7.3
オペル・グループ	1,187,797	8.6	1,165,570	8.6	1,007,304	8.0	968,448	7.9	924,275	7.1
オペル・ヴォクソール	1,007,427	7.3	989,261	7.3	834,790	6.7	824,787	6.7	885,372	6.8
シボレー	179,074	1.3	175,683	1.3	172,077	1.4	143,274	1.2	38,560	0.3
BMWグループ	751,983	5.5	810,199	6.0	799,277	6.4	794,697	6.4	833,312	6.4
BMW	610,570	4.4	641,737	4.7	641,083	5.1	641,196	5.2	676,410	5.2
ミニ	141,413	1.0	168,452	1.2	158,194	1.3	153,501	1.2	156,902	1.2
フィアット・グループ	1,077,228	7.8	947,786	7.0	798,542	6.4	741,788	6.0	767,856	5.9
ダイムラー	669,092	4.9	671,480	4.9	656,557	5.2	682,651	5.5	708,002	5.4
メルセデス	586,146	4.3	591,750	4.4	586,631	4.7	617,244	5.0	652,373	5.0
スマート	82,946	0.6	79,730	0.6	69,926	0.6	65,407	0.5	55,629	0.4
トヨタ・グループ	591,613	4.3	554,222	4.1	540,990	4.3	545,593	4.4	558,459	4.3
トヨタ	573,958	4.2	527,206	3.9	514,840	4.1	521,742	4.2	527,380	4.1
レクサス	17,655	0.1	27,016	0.2	26,150	0.2	23,851	0.2	31,079	0.2
日産	402,926	2.9	485,033	3.4	432,411	3.5	422,043	3.4	477,183	3.7
現代	357,105	2.6	398,129	2.9	432,240	3.5	422,444	3.4	424,467	3.3
起亜	262,854	1.9	293,960	2.2	337,466	2.7	339,306	2.8	353,719	2.7
ボルボ	230,345	1.7	254,732	1.9	232,186	1.9	230,063	1.9	254,610	2.0
マツダ	182,722	1.3	137,447	1.0	124,439	1.0	147,461	1.2	175,028	1.3
スズキ	194,675	1.4	177,996	1.3	154,446	1.2	152,341	1.2	162,828	1.3
ジャガー・ランドローバー	94,035	0.7	97,780	0.7	124,383	1.0	136,262	1.1	144,442	1.1
ホンダ	187,328	1.4	149,684	1.1	141,019	1.1	140,061	1.1	133,268	1.0
三菱	107,399	0.8	114,553	0.8	77,226	0.6	81,861	0.7	102,364	0.8
その他	167,312	0.9	117,716	0.9	99,880	0.8	98,200	0.8	96,746	0.7
出所：欧州自動車工業会										

長引く不況、少子高齢化の進展による消費の伸び悩みなどのより欧州の自動車市場は今後とも急激な拡大は望めない。OECD が 2013 年に発表したレポート²⁾によれば、2012 年段階で設備稼働率は 70%で、それ以前の平均である 80%を下回っており、フランス、イタリア、スペインなどはさらに低い。2020 年までの中期予想によると、OECD 平均の自動車市場成長率は 3%と予想され、BRIC などの成長率 9%より低いいため、競争力の強化を図らない限り、フランス、イタリアなどでは生産設備が過剰となる恐れもある。

同様の指摘は業界関係者からも出ており、フォードのアラン・ムラリー前 CEO は欧州自動車産業の過剰設備を警告している³⁾。

成熟市場となった欧州では成長を期待できないため、欧州自動車メーカーは成長を図るためには世界市場に進出する必要がある。それに成功しているのがドイツの民族系メーカーであり、ルノーであるが、PSA は世界展開が遅れているため苦戦を強いられている。フォード、オペルの米系企業は親会社の世界戦略から市場を欧州に限定されているハンディがある。

第3節 ドイツ自動車メーカーの強さ

1. 中国市場での強さ

自動車メーカーの競争力には、製品である車そのものの魅力、ブランド・イメージ、技術力、生産効率、販売戦略などさまざまな側面があるが、ここでは3つの要因を挙げておきたい。

一つは現在世界第1位の市場となった中国でのシェアである。VWは比較的初期に中国に進出したこともあり、現在でもシェアNO1である。また、ダイムラーもBMWも他社との比較では販売台数は多くないものの、それぞれの会社の中では中国市場向けは高いシェアも占めており、VWとともに中国市場で高い成長を遂げている。

表 6-7 メルセデスの主要市場（販売台数）

		2012	2013
1	米国	299,700	318,500
2	ドイツ	289,900	279,900
3	中国	208,500	238,700
4	英国	101,900	114,400
5	イタリア	64,900	64,100
6	日本	44,600	53,700
7	フランス	52,500	50,800
8	ロシア	37,800	45,000
9	カナダ	32,900	33,900
10	ベルギー	22,400	25,700
出所：同社年次報告書			

表 6-8 BMW の地域別・国別販売台数（1000 台）

	2012	2013
欧州	865.4	859.5
ドイツ	287.4	259.2
アジア	493.4	578.7
中国	327.3	391.7
米州	425.3	463.8
米国	348.5	376.6
その他	61.1	61.8
合計	1,845.2	1,963.8
出所：同社ウェブサイト		

表 6-9 中国での乗用車系車両の企業・ブランド別販売台数

	メーカー名	2012年		2013年	
		台数	シェア	台数	シェア
1	VW	2,608,896	16.8	3,037,895	16.9
2	現代起亜	1,340,038	8.6	1,577,474	8.8
3	GM	1,393,517	9.0	1,542,558	8.6
4	三菱	1,212,277	7.8	1,325,066	7.4
5	ルノー日産	793,314	5.1	948,488	5.3
6	トヨタ	746,607	4.8	858,868	4.8
7	長安汽車	750,579	4.8	822,244	4.6
8	ホンダ	588,945	3.8	751,986	4.2
9	フォード	418,501	2.7	678,951	3.8
10	長城汽車	487,370	3.1	627,434	3.5
11	吉利汽車	498,897	3.2	553,128	3.1
12	PSA	440,028	2.8	552,559	3.1
17	スズキ	253,471	1.6	231,417	1.3
19	BMW	147,374	1	207,430	1.2
	合計(その他を含む)	15,495,240	100	17,928,858	100
	外資合計	9,093,538	58.7	10,880,583	60.7
	中国系合計	6,401,702	41.3	7,048,275	39.3
出所: マークラインのデータをもとに作成された表から筆者作成 (「中国自動車産業の課題と展望」三井物産戦略研究所)					

2. 高級車の競争力

プレミアム・クラスと呼ばれる高級車部門で、世界販売台数 150 万台前後でシェアを争っているのは、BMW、メルセデス、アウディのドイツ 3 社である。プレミアムの定義づけが難しいところであるが、ドイツのデュイスブルグ＝エッセン大学の自動車研究センター所長ドゥーデンヘッファー教授によると、技術革新に優れ独自性を持ち、同じ排気量の車より 20%ほど高い車であるという⁴。高いブランドイメージ、優れた技術、走行性能を持つドイツのプレミアム車は、先進国のみならず、所得が向上している中進国の高所得者層にも販売を伸ばしているといえる。1 台あたりの利幅が大きいのが企業にとって魅力である。

プレミアム・クラスでドイツ車の後を追うのはトヨタのレクサス、ボルボなどであるが、それでも約 100 万台の差がついている。(表 6-10 参照)世界のプレミアム車は車全体の 10% を占め、そのうちドイツ車が約 3 分の 2 を占める。ドイツのプレミアム車はミニ、ベントレーを除きドイツ国内で製造されているため、高い労賃の自動車労働者の職場を確保しているといえる。

表 6-10 プレミアム車の世界市場

ブランド名	2012	2013
BMW	1,540,000	1,655,000
アウディ	1,455,000	1,576,000
メルセデス	1,346,000	1,467,000
レクサス	554,000	512,000
ボルボ	422,000	428,000
ランドローバー	304,000	348,000
ミニ	302,000	305,000
キャデラック	196,000	251,000
アクラ	156,000	165,000
ポルシェ	141,000	162,000
インフィニティ	160,000	151,000
スマート	106,000	101,000
リンカーン	86,000	97,000
ジャガー	54,000	77,000
マセラッティ	6,000	15,000
ベントレー	9,000	10,000
フェラーリ	7,000	7,000
その他(5,000台未満)	17,300	17,700
プレミアム世界計	6,861,300	7,344,700
乗用車世界計	67,099,000	71,208,000
プレミアム比率(%)	10.2	10.3
プレミアム車での ドイツ車比率(%)	65.3	66.2
出所: CAR-Center Automotive Research		

3. 中欧との分業

2004 年の EU の東方拡大以前からもドイツの自動車、自動車部品メーカーはチェコ、スロバキアなどに進出していたが、これらの国の EU 加盟後は進出が加速化し、また地元も自動車産業の育成を図った結果、ドイツとこれらの国の間に生産ネットワークが形成されたといつてよい。例えばフォルクスワーゲン・グループでは、スロバキアのブラスチラバで VW の Touareg、アウディ Q7、ポルシェの Cayenne という 3 社の SUV の共通の車台を生産、VW Touareg、アウディ Q7 はブラスチラバで最終組立まで行われているが、Cayenne はドイツのライプチヒで最終組立が実施されている。これにより Cayenne はドイツ製ということになり、品質の信頼性が確保できるとともに、高価格で販売できることとなる。

ドイツ経済研究所（ケルン）の調査によれば、生産性を加味した製造業分野での単位労働コスト（unit labor cost）は、2013 年でドイツを 100 とした場合、チェコが 82、スロバキアが 79、ハンガリー 71、ポーランド 71 となっており、ドイツの自動車業界はこれらの国

との分業を確立することで、安い労働力を利用している⁵。

輸出入統計を見てもこれら諸国との貿易は輸出、輸入とも自動車・自動車部門が上位に来ている。

表 6-11 ドイツのチェコへの輸出入

●輸出

(単位：100 万ユーロ、%)

●輸入

(単位：100 万ユーロ、%)

		2012年		2013年				2012年		2013年	
品 目		金額	シェア	金額	シェア	品 目		金額	シェア	金額	シェア
総 計		38,371	100	40,621	100	総 計		45,392	100	47,236	100
84	原子炉、ボイラー及び機械類	7,313	19.06	7,476	18.4	87	自動車及びその部品	8,722	19.22	9,379	19.86
85	電気機器及びその部品	5,738	14.95	6,222	15.32	84	原子炉、ボイラー及び機械類	9,007	19.84	9,138	19.35
87	自動車及びその部品	4,842	12.62	4,871	11.99	85	電気機器及びその部品	8,907	19.62	8,534	18.07
39	プラスチック及びその製品	2,851	7.43	3,032	7.46	73	鉄鋼製品	2,093	4.61	2,146	4.54
73	鉄鋼製品	1,551	4.04	1,637	4.03	39	プラスチック及びその製品	1,465	3.23	1,618	3.43
自動車・部品の貿易(輸出)						輸入					
87	自動車及びその部品	4,842	100	4,871	100	87	自動車及びその部品	8,722	100	9,379	100
8708	自動車部品、付属品	3,153	65.11	3,061	62.84	8708	自動車部品、付属品	4,143	47.49	4,747	50.61
8703	乗用自動車その他の自動車	894	18.46	896	18.4	8703	乗用自動車その他の自動車	3,691	42.32	3,682	39.26

(出所) World Trade Atlas

表 6-12 ドイツのスロバキアへの輸出入

●輸出

(単位：100 万ユーロ、%)

		2012年		2013年	
品 目		金額	シェア	金額	シェア
総 計		13,292	100	14,135	100
87	自動車及びその部品	2,421	18.21	2,438	17.25
85	電気機器及びその部品	2,084	15.48	2,294	16.23
84	原子炉、ボイラー及び機械類	758	5.68	2,232	15.78
39	プラスチック及びその製品	507	3.81	521	3.69
90	光学機器、精密機器等	508			
自動車・部品の貿易(輸出)					
87	自動車及びその部品	2,421	100	2,438	100
8708	自動車部品、付属品	1,713	70.76	1,700	69.74
8703	乗用自動車その他の自動車	464	18.01	420	17.24

●輸入

(単位：100 万ユーロ、%)

		2012年		2013年	
品 目		金額	シェア	金額	シェア
総 計		16,130	100	16,959	100
87	自動車及びその部品	5,626	34.88	5,498	32.42
85	電気機器及びその部品	3,128	19.39	3,405	20.08
84	原子炉、ボイラー及び機械類	2,132	13.22	2,257	13.31
40	ゴム及びその製品	754	4.67	819	4.83
64	履物、ゲートル等	514	3.18	479	2.82
自動車・部品の貿易(輸入)					
87	自動車及びその部品	5,626	100	5,498	100
8703	乗用自動車その他の自動車	2,103	37.38	1,932	35.41
8708	自動車部品、付属品	1,606	28.55	1,676	30.48

(出所) World Trade Atlas

第 4 節 次世代自動車

欧州自動車工業会は、最近、電気自動車の新車登録台数を発表し始めた。これはプラグ・イン・ハイブリッド車と電気自動車を合計した数字であるが、2014 年、西欧 (EU+EFTA) では対前年比 50.3%増の 97,971 台が登録されている。国別の登録台数しか公表されていないが、一番多いのがノルウェーで 19,767 台、次が英国の 15,361 台、以下ドイツ 13,118 台、オランダ 12,920 台、フランス 12,488 台となっている。2014 年の乗用車全体の登録台数が

約 1,300 万台であるから、電気自動車の 10 万台というのはわずか 0.77% でしかない。ただしノルウェーの場合は電気自動車比率が 13.7% と高い。電気自動車は従来型エンジン車と比較し、高価であり、充電施設などの整備も必要なところから、購入に当たっての補助金等の支給、充電設備の整備などで政府がかなり力を入れているものと推測できる。

ハイブリッド車などは日本が先行した形となっているが、欧州メーカーも徐々に参入してきている。フォルクスワーゲン・グループでは、VW ではゴルフが PHV、アウディでは A3、A6、A8 などハイブリッド車を投入、ポルシェでも SUV の Cayenne、4 ドアの Panamera にハイブリッドのモデルを投入している。メルセデスは C350、S500 で PHV を発売し、スマートでは電気自動車を導入している。BMW の場合は、Active Hybrid 5 と 7 を、電気自動車としては BMWi3 と BMWi8 がある。

フランスのメーカーではルノーが Renault ZOE や KONGOO Z.E などプジョーも Hybrid4 30081 を投入している。(以上各社ウェブサイトから)

ドイツは 2020 年までに電気自動車 100 万台をめざし、官民でプラットフォームを作り上げているが、歩みはやや緩慢である。燃料電池車に関しては、まだ本格的な取り組みは見られない。

自動車の将来の新たな動きは、IT の利用、IT との融合である。自動運転や遠隔操作などに実験も行われており、またアップル、グーグルなどが独自の車作りに挑戦を始めている。

1 欧州自動車工業会 “The Automobile Industry Pocket Guide 2014-15”

2 OECD “Medium-Run Capacity Adjustment in the Automobile Industry” 2013

3 Financial Times 25 May 2014 “Ford chief Alan Mulally warns on European overcapacity”

4 Dudenhoeffer, Ferdinand “Lassen sich Hochkosten-Standorte durch Premium-branchen absichern?” ifo Schnelldienst 6/2014

5 Institut der deutschen Wirtschaft “Produktivitaet und Lohnstueckkosten der Industrie im internationalen Vergleich” 2014

〔禁無断転載〕

調査研究シリーズ No.5 ユンカー欧州委員長の下、成長を目指す EU

発行日 平成 27 年 3 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>
